

# Navigating the accounting for business combinations

Applying IFRS 3 in Practice

December 2011



# はじめに

## 企業結合

合併及び買収(企業結合)は、取得企業の事業、資源及び戦略に対して根本的な影響を及ぼす可能性があります。多くの企業にとってそうした取引はまれであり、それぞれが特有のものであるといえます。

IFRS第3号「企業結合」(IFRS第3号)及びIAS第27号「連結及び個別財務諸表」(IAS第27号)は2008年1月に改訂され、2009年7月1日以降に生じる企業結合に対して適用されています。本改訂基準では、企業結合の会計処理及び子会社に対する所有持分の変動や一部の関連項目の会計処理に対して大きな変更が行われました。これらの取引の重要性から、本改訂基準は及び財務報告において対応が難しい分野となっています。

世界有数の独立した会計及びコンサルティング事務所の一つであるグラント・ソントン・インターナショナルの各メンバーファームは、企業結合及びそれに関連する会計基準についてさまざまな洞察を得ました。グラント・ソントン・インターナショナルのIFRSチームは、一般的なガイダンスを作成し、メンバーファームが高品質かつ整合したIFRSの適用に取り組めるよう支援を行っています。「企業結合に関する会計処理の手引き－IFRS第3号の実務における適用(手引き)(Navigating the Accounting for Business Combinations－Applying IFRS 3 in Practice (the Guide))」を公表することによって、得られた洞察についてご説明いたします。

## 重要な注記

IFRS第3号とIAS第27号の手引きでは、2008年1月に公表された両基準について言及しています。また、本手引きでは必要に応じて、両基準の事後の改訂に関する説明を行っています。本手引きでは、2011年5月にIASBが公表した連結及び関連するテーマについての基準、特にIFRS第10号「連結財務諸表」(IAS第27号における支配の定義を改訂)及びIFRS第13号「公正価値測定」(公正価値の定義及びそれに付随するガイダンスを改訂)については取り扱っていません。これらの新基準は、2013年1月1日以降に開始する事業年度に対して適用されます。

## 手引きの使用

本手引きは、経営者が以下の事項を行う際に役立ちます。

- 企業結合の条件についての計画と交渉－代替的デール戦略(alternative deal strategies)が取得企業の報告利益及び財政状態にどのような影響を与えるかを見極める。
- 取引の影響の報告についての準備－主要な情報の要求事項、会計方針の選択肢及び専門家の助言が必要となる可能性のある分野を示している。
- IFRS第3号の適用－適用についてさまざまな設例を挙げ、問題の起こりそうな項目に焦点を当てながら、要求事項の概要を説明している。

本手引きは以下のように構成されています。

- セクションAでは、IFRS第3号によってもたらされる主な変更点、取得法を適用する際の重要なステップ、代替的ディール形態が取得企業の業績や財政状態にどのような影響を与えるのか、IFRS第3号を効果的に適用する準備を整えるための洞察、ならびに年度末における好ましくないサプライズの発生を回避することなどについての概要を説明している。
- セクションBでは、重要な概念とその概念の適用について、IFRS第3号のステップごとの概要を設例を用いて説明している。また、企業結合の会計処理が企業結合が生じた報告期間の末日に完了していない場合に取得企業がどのように対処するのかについての議論も含んでいる。
- セクションCでは、企業結合後に連結財務諸表を作成する際に取得企業が実施する必要のある実務上のステップの概要を説明している。企業結合における一部の取得資産及び引受負債の結合後の会計処理に関するIFRS第3号の規定についても検討している。また、本セクションでは支配を維持している、及び支配を喪失した際の子会社に対する親会社の所有持分の事後の変動に関連する要求事項についても説明を行っている。
- 付録には、開示例及びIFRS第3号と旧基準の規定との比較を含む、IFRS第3号の開示要求事項についての概要が示されている。

グラント・ソントン・インターナショナル

2011年12月



# 目次

はじめに	02
<b>A. 概観</b>	<b>07</b>
1 IFRS第3号「企業結合」における重要な変更	07
2 取得法一覧	08
3 デールの条件が企業結合の会計処理に及ぼす影響	09
4 企業結合の報告及びサプライズの回避	10
<b>B. 取得法一ステップごと</b>	<b>11</b>
1 企業結合の識別	12
1.1 投資先は「事業」か	13
1.2 支配を獲得したか	16
1.3 企業結合はIFRS第3号の適用範囲に含まれるか	19
1.3.1 IFRS第3号の範囲	19
1.3.2 IFRS第3号の範囲に含まれない共通支配下の企業結合に関する会計処理	22
2 取得企業を識別する	23
2.1 逆取得	25
3 取得日はいつか	26
4 取得資産及び引受負債の認識・測定	27
4.1 企業結合の一部として取得した資産及び引き受けた負債の認識	28
4.1.1 IFRS第3号の認識原則の適用	28
4.1.2 特に注意が必要な資産及び負債	29
4.1.3 識別可能な無形資産の認識	30
4.1.4 特定の無形資産に関するIFRS第3号のガイダンス	34
4.2 資産及び負債をどのように測定するか	36
4.2.1 IFRS第3号の測定原則	36
4.2.2 公正価値測定に関するIFRS第3号の特定のガイダンス	38
4.3 特定の認識及び測定規定	40
4.3.1 特定のガイダンスの対象となる資産及び負債(例外)	40



4.3.2 繰延税金の認識及び測定	42
4.4 識別可能な取得資産及び引受負債の分類又は指定	43
5 非支配持分の認識及び測定	44
5.1 非支配持分の測定に関する選択肢	45
5.2 非支配持分の公正価値の決定	46
6 移転された対価	46
6.1 契約上の取得価額	47
6.1.1 条件付対価	47
6.1.2 取得企業の資産の移転	50
6.1.3 株式交換及び相互会社の結合	50
6.1.4 対価の移転を伴わない企業結合	51
6.2 企業結合の一部ではない取引の修正	52
6.2.1 個別取引の識別	52
6.2.2 以前からの関係の清算	53
6.2.3 従業員報酬契約	55
6.2.4 取得費用	57
6.2.5 被取得企業の株式に基づく報酬の置換え	58
6.2.6 置き換えられない株式に基づく報酬	61
6.2.7 売却しない株主から株式を取得する契約	62
7 のれん又は割安購入益の認識及び測定	65
7.1 段階的に達成される企業結合	65
7.2 のれん又は割安購入益の算定	67
8 報告日に完了していない企業結合の当初の会計処理	68
8.1 報告日における暫定金額の使用	68
8.2 測定期間及び関連する修正	68
<b>C. 取得日後の会計処理(その他のトピック)</b>	<b>70</b>
1 結合後の報告に関する実務上の想定事項	70
1.1 一般的な論点	70
1.2 特定の項目に関する結合後の報告	71
2 子会社に対する所有持分の事後の変動に関する会計処理	73
2.1 支配の喪失が生じない所有持分の変動	74
2.2 子会社の支配の喪失に関する会計処理	76

付録 A－IFRS第3号に基づく開示：要求事項の理解	80
1 開示要求事項の一般的な目的	80
2 開示が要求される企業結合	80
3 最低限の開示要求事項	80
3.1 大半の企業結合に適用される開示要求事項	81
3.2 企業結合により生じる条件付対価、補償資産及び偶発負債に関する特定の開示	82
3.3 一部の企業結合にのみ適用される開示	83
4 開示例	83
4.1 重要な会計方針の開示	83
4.2 企業結合取引の開示	84
付録B－IFRS第3号と旧バージョンとの比較	86

# A. 概観

本セクションでは、企業結合の会計処理についてハイレベルの概観を提供しています。

- ・ IFRS第3号「企業結合」の会計処理の要求事項の主な変更点
- ・ 企業結合の会計処理における主要なステップ

以下のようないくつかの実務における適用上の問題についても焦点を当てています。

- ・ 取得契約の条件や形態の会計処理に関する影響
- ・ 会計処理に関するサプライズを避けるための計画に際して考慮すべき事項

## 1 IFRS第3号「企業結合」における重要な変更

IFRS第3号(2008年改訂)では、企業結合の会計処理に対して重要な変更が行われました。主な変更点については、以下でその概要を説明しています。

IFRS第3号(2008年改訂)	従来の基準
<b>取得費用</b> ・即時費用として認識される。	・企業結合に係る費用及びのれんの決定に含まれる。
<b>被取得企業に対して支払われる金額</b> ・現在、移転された対価と呼称されており、被取得企業の資産及び負債に関する交換で移転された金額のみが含まれる。 ・取得費用は除外される(上記を参照)が、条件付対価は含まれる(下記を参照)。 ・企業結合で交換したものの一部ではない取引に関連する支払は別個に会計処理される。	・取得価額又は企業結合に係る費用と呼称されている。 ・以下の金額を合計する。 - 移転された資産、発生又は引き受けた負債及び発行した持分商品の公正価値 - 企業結合に直接帰属する費用
<b>条件付対価</b> ・資源の流出の可能性に関係なく、取得日の公正価値で認識、測定される。 ・負債として分類される条件付対価の事後の変動は通常、結合後の損益に影響を及ぼす。	・資源の流出の可能性が高く信頼性をもって測定できる取得日に認識される。 ・認識要件が取得日後に満たされる場合、結合に係る費用の修正として処理され、それに対応してのれんの金額が変動する。
<b>非支配持分を測定する際の選択肢</b> ・取得企業は、現在の所有持分である非支配持分を、公正価値又は認識された純資産に対する比例持分のいずれかで測定する選択肢を有している。その他の種類の非支配持分については、公正価値で測定される。	・あらゆる種類の非支配持分は認識された純資産に対する比例持分で測定される。
<b>のれん方式</b> ・のれんは以下の金額の差額として測定される。 ・以下の3つの項目の合計金額 - 被取得企業との交換で移転された対価の公正価値 - 認識されたすべての非支配持分の金額 - 以前に保有していた資本持分(下記参照)の公正価値 ・認識された被取得企業の識別可能な純資産の金額	・のれんは以下の項目の差額として測定される。 - 結合に係る原価 - 被取得企業の純資産に対する取得企業の持分相当額
<b>段階的に達成される企業結合におけるのれんの算定</b> ・のれんは、取得企業の支配獲得日に決定される。 ・従前に保有していた投資については取得日の公正価値で再測定し、のれんの算定に含める(上記参照)。再測定によって生じた利得又は損失は損益に認識される。	・それぞれの投資の取得原価及び各段階における被取得企業の純資産の比例的な公正価値を使用して、のれんは結合の各段階で測定される。

## 2 取得法――一覧

IFRS第3号では、企業結合における取得企業に関する会計処理及び報告の要求事項(「取得法<sup>1</sup>」と呼ばれている)が設定されています。取得法を適用する際の主要なステップについては、以下でその概要を説明しています。



セクションBでは、取得法についてさらに詳しく説明しています。

1 IFRS第3号第5項では、取得法を適用する際のステップを1)取得企業の識別2)取得日の決定3)識別可能な取得資産、引受負債及び被取得企業の非支配持分の認識・測定ならびに4)のれん又は割安購入益の認識・測定として識別している。

### 3 ディールの条件が企業結合の会計処理に及ぼす影響

取得契約の条件及び形態は非常に多岐にわたっており、企業結合の会計処理に大きく影響を及ぼすと思われます。ディールの形態に、会計処理に関する事項のみが決定的であってはなりません。経営者はこうした事項の相互作用について留意することは重要です。以下に示したのは一部の一般的なディール条件又は形態の選択と、それらの選択に関連する企業結合の会計処理に及ぼす影響について示しています。

ディール条件又は形態	企業結合の会計処理に対する影響	更なる情報
<b>取得価額の形態</b> 取得価額には以下の項目が含まれる可能性がある。 ・条件付対価契約（例えば、取得した事業の将来の業績によって最終的な価格が変動する）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得日の公正価値での認識は貸借対照表に対して即時に影響を及ぼす（すなわち、のれん及び負債又は資本の計上金額に直接影響を与える）。</li> <li>条件付対価の負債の公正価値の事後の変動は通常、結合後の損益に影響を及ぼす。</li> </ul>	セクションB.6.1.1
<ul style="list-style-type: none"> <li>取得した企業の従業員であり続ける売却した従業員株主との条件付支払契約（例えば、アーン・アウト契約）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その実態に基づいて会計処理を行い、取得した事業に対する支払いではなく将来の勤務に対する報酬として（全部又は一部を）処理する必要があると考えられる。</li> <li>報酬の支払いは、勤務が提供される期間の報酬費用として認識される。</li> </ul>	セクションB.6.2.3
<ul style="list-style-type: none"> <li>取得企業の資産の移転。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産は取得日の公正価値で再測定され、移転された対価の一部を構成する。</li> <li>再測定による利得又は損失はすべて、損益に即時認識される。</li> </ul>	セクションB.6.1.2
<b>取得原価の支払いに関する取決め</b> ・当事者は、ベンダーが取引費用を支払うよう取り決める可能性があり、当該費用は取得企業によって補填される場合もあるし、されない場合もある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得原価の補填は、即時費用として認識される。</li> <li>ベンダーが支払った費用が取得企業によって直接補填されない場合、契約価格の一部は実質上補填として処理され、移転された対価からは除外される。</li> </ul>	セクションB.6.2.4
<b>取得企業と被取得企業との既存の関係</b> 当事者は既存の以下のような項目を有している可能性がある。 ・契約上の取決め（例えば、サプライヤーと顧客の関係）。 ・契約に基づかない関係（例えば、訴訟）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業結合は既存の関係の実質的な清算として処理され、個別の取引として会計処理される。</li> <li>そうした清算から生じる利得又は損失はすべて、損益に即時認識される。</li> <li>清算に関連するとみなされる金額は移転した対価から除外される。</li> </ul>	セクションB.6.2.2
<b>被取得企業の株式報酬プランの置換え又は継続</b> 取得企業は以下を行うことが可能である。 ・被取得企業の株式報酬プランを置き換える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>移転された対価には、結合前の勤務に帰属する代替報酬の価値が含まれる。</li> <li>結合後の勤務に関連する金額は、権利確定期間中における報酬費用として認識される。</li> </ul>	セクションB.6.2.5
<ul style="list-style-type: none"> <li>変更せずに被取得企業の株式報酬プランを継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利の確定した報酬の価値は、非支配持分の一部として認識され、その結果、のれんに影響を及ぼす。</li> <li>非支配持分は、結合前の勤務に帰属する権利未確定の報酬の価値によって増加する。</li> <li>結合後の勤務に関連する金額は、権利確定期間中における報酬費用として認識される。</li> </ul>	セクションB.6.2.6
<b>後日、売却しない株主から株式を取得する契約</b> ・これらの契約は、企業結合と同時に又は同時期に交渉が行われる可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる被取得企業の株式の購入を実質的に表す契約は、企業結合の一部、繰延又は条件付対価契約として会計処理を行う。実質的には将来において非支配持分の株式を購入する取決めである契約については、個別に会計処理を行う。</li> </ul>	セクションB.6.2.7

## 4 企業結合の報告及びサプライズの回避

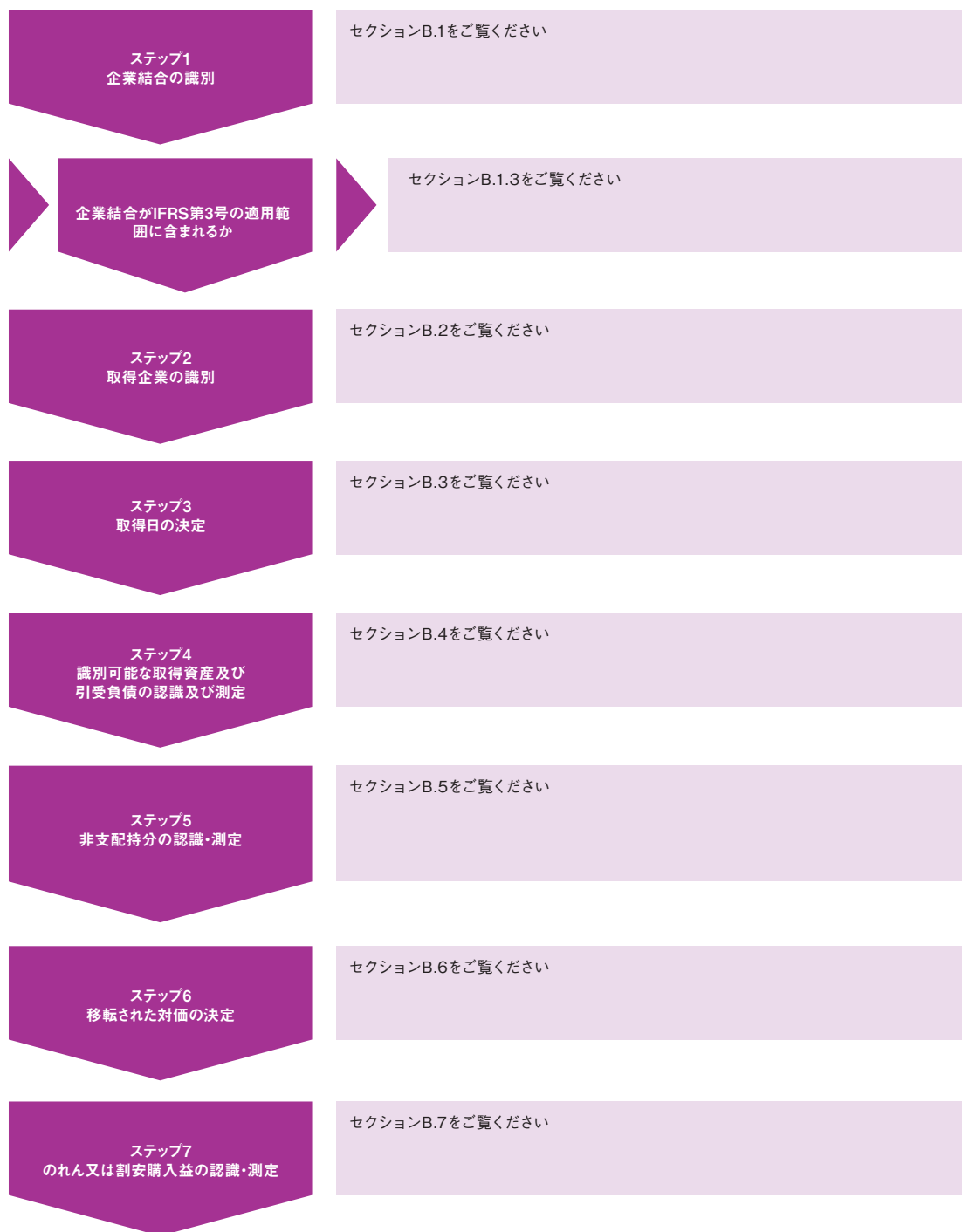
企業結合の報告は重要な課題で、多くの場合、かなりの時間と労力が必要とされます。

以下は計画を立てる際の検討事項として選択したものであり、それらの事項を実施する方法を提案しています。

考慮すべき事項 (計画を立てる際の検討事項)	適用上のヒント	更なる情報
<b>デール交渉期間</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>デール条件及び形態の会計処理に関する影響を把握する。</li> <li>個別の会計処理が要求される場合がある関連取引又はその他の要素を識別する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デール条件の会計処理に関する影響を評価する際に役立つよう交渉の初期段階において財務/会計の職員を関与させる。</li> </ul>	セクションA.3
<b>取得法の適用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>無形資産の識別: これらの資産は被取得企業の財務諸表で認識されていない場合が多いため、識別がより困難となっている。</li> <li>評価プロセス: 一部の項目の公正価値は容易に入手できない場合があり、複雑な見積りが必要となることも考えられる。</li> <li>移転された対価の決定: IFRS第3号に基づいて企業結合の一部ではない取引の影響を考慮する必要がある。</li> <li>特定の分野の会計方針を選択する。例えば、以下の分野がある。               <ul style="list-style-type: none"> <li>非支配持分の測定</li> <li>取得資産及び引受負債の分類と指定</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無形資産を認知する際に有益なインプットが提供される可能性がある以下のようなさまざまな情報源について検討する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>被取得企業の事業</li> <li>デュー・デリジェンスの結果</li> <li>被取得企業のウェブサイト及びその他の投資家関連のコミュニケーション</li> </ul> </li> <li>公正価値を見積るにあたり堅牢なプロセスを実行する。</li> <li>取得企業が評価において適切な専門知識や経験を有していない場合には、評価専門家からの支援が必要となる場合がある。</li> <li>取引のそれぞれの重要な要素、誰がその取引を主導したのか、及び取引の時期に関する商業上の理由を検討する。</li> <li>取得日当初の影響、特定の選択をする際の相対的容易さ、事後の会計処理の要求事項及び結合後の損益に対して関連する影響などを含む可能な選択肢における想定事項を評価する。</li> </ul>	セクションB.4.1.3  セクションB.4.2  セクションB.6.2  セクションB.5.1とB.4.4
<b>外部の専門家の必要性の判断</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業によっては頻繁に企業結合取引を行う場合もあるが、その他の企業にとって当該取引は一度限りの事象である。その場合、企業はIFRS第3号の要求事項を適用する上で十分な資源を有していない可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部のコンサルタントが必要かどうかを判断するために財務チームのスキル及び関連する経験を評価する。</li> <li>こうした判断は、財務情報の質を確保し、不必要な遅延を回避するためにプロセスの早い段階で行わなければならない。</li> </ul>	
<b>企業結合の会計処理のタイムリーな完了</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要な開示をすべて含め、企業結合の会計処理は、測定期間内（取得日後12ヶ月を超えないようにする）に完了させなければならない。企業結合の複雑さによって、こうした期限は困難な場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早めに計画を立てる。</li> <li>関連する要求事項をすべて識別し、要求される情報を収集して、必要な資源を評価する。</li> <li>必要に応じて外部のコンサルタントを雇い、作業範囲、期限及び提供物について合意する。</li> <li>プロジェクト計画を実施し、活動の進捗状況を定期的にモニタリングする。</li> </ul>	セクションB.8

## B. 取得法 – ステップごと

IFRS第3号の取得法に基づく企業結合の会計処理は、段階的なプロセスに分類されます。本セクションでは主要な要求事項を、例示を用いて、それぞれのステップについて説明しています。下記のフローチャートはそれぞれのステップの概要を示しており、各ステップに関連するガイダンスを相互参照しています。



また、本セクションでは、企業結合の当初の会計処理が報告日に完了していない状況に関するIFRS第3号のガイダンスについても取り上げています(セクションB.8をご覧ください)。



## 1 企業結合の識別

### ステップ1 企業結合の識別

IFRS第3号では、買収 (takeover)、取得 (ないし買収) (acquisition) 又は合併 (merger) などの、より一般的に使用されている表現ではなく、「企業結合 (business combination)」と呼んでいます。企業結合とは、取得企業 (投資者) が1つ又は複数の事業に対する支配を獲得する取引又はその他の事象として定義されています。

れています。

ある企業によるもう一方の関連のない事業体 (operating entity) に対する支配持分の取得は通常、企業結合であると思われます (下記の例B.1をご覧ください)。しかし、企業結合は構造化されている場合があり、企業はそうした構造の支配をさまざまな方法で獲得する可能性があります。したがって、企業結合取引の識別には、以下の事項に該当するかどうかの判断が求められます。

- ・「事業」を構成する何を取得したかーセクションB.1.1をご覧ください。
- ・支配を獲得したかーセクションB.1.2をご覧ください。

企業結合の会計処理は、事業の一部ではない資産又は資産グループの取得に対しては適用されません。資産の取得の会計処理は、いくつかの重要な点で企業結合の会計処理とは異なっており、そうした点の一部について以下でその概要を説明しています。

会計トピック	企業結合	資産の取得
識別可能な資産及び負債の認識	・公正価値で測定する。	・費用総額は相対的公正価値に基づき個別の項目に配分する。
のれん又は割安購入益	・資産 (のれん) 又は利益 (割安購入益) として認識する。	・認識しない。
取引費用	・発生時に費用計上する。	・通常は資産計上する。
当初の一時差異に係る繰延税金	・資産及び負債として認識する。	・特定の状況に該当しない限り認識しない。

また、企業が企業の事業 (business entity) に対する持分を取得するものの支配を獲得しない場合には、投資者が被投資者の財務及び営業方針に対して及ぼす影響の程度に応じて、IAS第28号「関連会社に対する投資」(IAS第28号)、IAS第31号「ジョイント・ベンチャー」(IAS第31号)<sup>2</sup>又はIFRS第9号／IAS第39号「金融商品」を適用します。

2 2011年5月、IASBはIAS第31号を置き換えるIFRS第11号「共同支配の取決め」を公表した。IFRS第11号では、投資者による会計処理を共同支配の取決めに関連する権利及び義務とより密接に整合させており、そうした取決めを共同支配企業又は共同支配事業のいずれかとして分類している。さらに、ジョイント・ベンチャーに対して比例連結を使用するIAS第31号の選択肢を廃止している。その代わりにIFRS第11号では、共同支配企業として分類された取決めに対してIAS第28号の持分法を適用し、共同支配事業に関する資産、負債、収益及び費用の割当額を認識することを共同支配を有する投資者に対して要求している。従って、IAS第28号の範囲は改訂された。IFRS第11号は、2013年1月1日以降に開始する事業年度に対して適用される。早期適用については、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」、IAS第27号 (改訂) 「個別財務諸表」及びIAS第28号 (改訂) 「関連会社及び共同支配企業に対する投資」を同時に適用する場合に限り、容認されている。

## 例B.1－単純な企業結合

T社は衣料品メーカーであり、長年にわたって事業を営んでいる。T社は、さまざまな種類の衣類を製造しており、デザイナー、マシン・オペレーター、品質チェッカー及びその他の運営、マーケティングならびに管理スタッフを雇用している。工場、倉庫及び機械装置を所有、操業しており、原材料在庫及び製品を保有している。

2011年1月1日、A社はT社の議決権付普通株式の100%を取得するにあたりCU<sup>3</sup>2,000を支払う。T社は、その他の種類の株式を発行していない。同日、A社の主要な3名の常勤取締役がT社の同職に就任する。

### 分析：

このケースでは、T社が事業であることは明白です。T社は、さまざまな資産を有して営業を行っており、そうした資産は多くの関連活動において従業員によって使用されています。これらの資産や活動は、T社の製品を開発し、販売するために統合される必要があります。A社は、議決権の100%を取得することによって、2011年1月1日に支配を獲得しました。

### 1.1 投資先は「事業」か

これは、明白又は直感的な質問のように思われるかもしれませんが、しかし、前述した資産の取得の会計処理と企業結合の会計処理との間には著しい相違があることもあり、実務において最も一般的な適用に関する質問の一つであるといえます。IFRS第3号には、事業の定義及び大変詳細な補足ガイダンスの両方が含まれています(IFRS第3号B7項－B12項)。

### IFRS第3号 事業の定義

「投資家又はその他の所有者、構成員又は参加者に対し、配当、コストの低減又はその他の経済的便益という形でのリターンを直接的に提供する目的で実施され管理される、活動及び資産の統合された組合せ」

さらに、IFRS第3号では、事業は、インプットと、アウトプットを創出する能力を有する当該インプットに適用されるプロセスとで構成されると説明しています。投資先に事業又は資産グループが含まれているかどうかの判断は容易である場合が多いものの、そうでない場合もあります。IFRS第3号B7項－B12項の補足ガイダンスでは、以下の事項を明確にしています。

- ・ 活動及び資産の統合された組合せを事業として管理することができるかどうかの評価は、原則や通常の市場慣行による問題である。
- ・ 売手はその組合せを事業としてこれまで運営していたかどうかや、取得企業はその組合せを事業として運営することを意図しているのどうかは関係がない。
- ・ 同様に、市場参加者が不足している要素を取得できる、もしくは提供できる(例えば、当該事業を自社の業務と統合することによって)のであれば、売手が当該事業を運営する際に使用するすべての資産及び活動が組合せに含まれていない場合でも、その組合せを事業としてみなすことができる。

3 本公表物では、貨幣金額は通貨単位(CU)で表示している。

明確ではない状況における当該定義の適用については、下記の例で説明しています。

分析が必要な一般的な状況	関連する例
・取得された企業は開発段階にあり、まだ販売できるアウトプットを製造していない。	・例B.2：開発段階にある企業に対する投資。
・取得された企業は単一の資産のみを保有しており、数名の従業員が付随的なサービスを提供している。	・例B.3：投資不動産を保有する企業の取得。
・移転された活動及び資産の統合された組合せに、売手が事業を運営する際に使用した活動又は資産のすべてが含まれているわけではない。	・例B.4：売手が一部の活動及び資産を維持している。
・取得された法人格が「ペーパー」又は「オフ・ザ・シェルフ」カンパニーである。	・例B.5：ペーパー・カンパニーの取得。

### 例B.2－開発段階にある企業に対する投資

D社は開発段階にある企業であり、収益稼得事業を開始していない。全従業員は、主に特許出願中の新技術を開発している研究員から構成されている。複数の顧客に対してこうした技術をライセンス化する交渉は、かなり進んだ段階にあり。D社は、開発作業を完了し、計画した商業生産を開始するにあたり追加の資金調達を必要としている。

D社における識別可能な純資産の価値はCU750である。A社は、D社の持分の60%（支配持分）と引き換えにCU600を支払う。

#### 分析：

D社はまだ収益（「アウトプット」の一例）を稼得していませんが、投資家に対するリターンを生み出すために管理することのできる活動及び資産の十分に統合された組合せを有していることを示す指標が多数あり、特にD社は以下の事項に該当します。

- ・技術の専門知識及び設計仕様を開発する専門のエンジニアを採用している。
- ・開発作業を完了し、生産を開始するための実行可能な計画を進めている。
- ・アウトプットを購入する意思がある顧客を識別し、その顧客にアクセスすることができる（IFRS第3号B10項）。

さらに、A社はその60%の持分に対してプレミアム（又はのれん）を支払いました。反証がない場合、D社は事業であると推定されます（IFRS第3号B12項）。

### 例B.3－投資不動産を保有する企業の取得

#### 状況1：

A社は、不動産投資グループの子会社であるP社の100%の持分及び議決権を取得する。P社は、3つの投資不動産を所有している。これらの不動産は、長期リースを条件とするシングルテナントの工業用倉庫である。本リース契約では、P社が基本的な維持管理及びセキュリティ・サービスを提供することを義務づけており、これについては第三者に委託されている。P社のリースの管理は旧親会社の従業員が非常勤で行っていたが、こうした従業員は新しい所有者のもとに移転していない。

#### 分析：

収益を稼得することのできる資産又は資産のグループ及び負債は、そうした収益を稼得する上

で必要な活動のすべて又は多くと併せて、大抵の場合、事業を構成します。しかし、投資不動産は、投資家に対するリターンの稼得が資産を決定づける特徴である特殊なケースであるといえます。そのため、投資不動産及びその賃貸借契約に特有かつ付随的な収益稼得や活動については、被取得企業が事業であるかどうかを判断する際に、より低い「ウェイト」が与えられなければならないと我々は考えています。我々の見解としては、不動産及びその賃貸借契約に対してのみの付随的なテナントやサービスを有する投資不動産の購入は、一般的に資産の取得として会計処理しなければなりません。

#### 状況2:

A社は、3つの投資不動産を所有するQ社の持分の100%及び議決権を取得する。これらの不動産は短期の賃貸借契約を条件とするマルチテナント型の分譲マンションであり、Q社が実質的な維持管理及びセキュリティ・サービスを提供することを義務づけており、これについては専門の設備業者に委託されている。Q社は、通常とは異なるセキュリティ又は維持管理に関する要求に対処するために、テナントや外部委託先に直接対応する5名の従業員を有している。これらの従業員は、テナントの質及び家賃収入を最大化するためにさまざまなリース管理業務(例えば、テナントの確認や選定、リース契約の交渉や家賃の見直し)及びマーケティング活動に携わっている。

#### 分析:

本例では、Q社は収益稼得資産のグループ及び不動産やその賃貸借契約に付随する活動以外も行う従業員や活動で構成されています。当該資産及び活動は明らかに統合されているため、Q社は事業とみなされます。

### 例B.4—売手が一部の活動及び資産を維持している

S社は、さまざまな種類の製品の製造業者である。S社の給与計算部門と会計システムは個別のコストセンターとして管理されており、すべての事業セグメント及び本社機能を支援している。A社はS社の事業セグメントの売買、資産、負債及び従業員を取得することに合意しているが、給与計算部門及び会計処理に関するコストセンター又はいかなる本社機能についても取得しない。A社は、S社の競合他社である。

#### 分析

本例では、事業セグメントにおける活動及び資産を事業として管理することができるため、A社は当該取得を企業結合として会計処理します。給与計算部門及び会計処理に関するコストセンターならびに管理上の本社機能は通常、アウトプットを生み出すために使用されないため、一般的には活動及び資産の統合された組合せが事業であるかどうかの評価において重要な要素としてみなされません。

## 例B.5—ペーパーカンパニーの取得

A社は複数の子会社を有する不動産開発会社であり、子会社のそれぞれが単独での開発を保持している。開発完了後、適用税率が、対象となる不動産の売却に適用される税率と比べて低いため、A社は自社の持分投資を売却する。A社は、大規模な新規小売複合施設の開発を開始する予定である。新しい会社を設立するのではなく、A社は「ペーパー」カンパニーの株式資本全体を取得する。

### 分析

当該ペーパーカンパニーには活動及び資産の統合された組合せが含まれていないため、事業の構成要素ではありません。したがって、A社は新しい子会社を設立したのと同様に、当該ペーパーカンパニーの取得に関する会計処理を行わなければなりません。連結財務諸表において、発生した費用はすべて、その内容及び適用されるIFRSに基づいて会計処理されます。のれんの認識は行いません。

## 1.2 支配を獲得したか

企業結合には、1つ又は複数の事業に対する支配を獲得する企業が含まれます。企業が支配を獲得したかどうかの判定は、IFRS第3号及びIAS第27号「連結及び個別財務諸表」(IAS第27号)<sup>4</sup>の両方のガイダンスに基づきます。

議決権によって支配されている一般的な企業については、支配は通常、議決権を付与する株式の過半数(又は一部をすでに所有している場合には、過半数を所有することになる追加の議決権)を所有することによって獲得されます。取得した事業が個別の法人格(売買及び資産の取引)ではない取引において、支配は一般的にそれらの資産を所有することによって発生します。

このような場合、支配の評価は簡単です。しかし、支配は他のさまざまな取引や契約によっても獲得されることがあり、一部には慎重な分析及び判断が必要となるものもあります。その場合、支配の定義及び関連するガイダンスについて検討しなければなりません。支配を獲得しているかどうかの判断と同様に、このガイダンスもいつ支配を移転するのか、及びどの企業が支配を獲得するのかといった関連する質問に対処する上で重要となります。

<sup>4</sup> 2011年5月、IASBはIAS第27号及びSIC第12号を置き換えるIFRS第10号「連結財務諸表」を公表した。IFRS第10号では、原則主義による新しい支配の定義及び当該定義をどのように適用するのかについてのガイダンスを導入している。IFRS第10号の要求事項は、あらゆる種類の潜在的な子会社に対して適用される。議決権の過半数を所有することによって獲得される支配が影響を受けることはほとんどない。しかし、境界線上又はより複雑な状況に関するIFRS第10号のガイダンスにより、支配に係る評価の結果が変わる可能性がある。例えば、IFRS第10号には、潜在的議決権に関する新たな明確化されたガイダンス及び有力な少数株主や委任されたパワー(すなわち、本人(principal)と代理人(agency)関係)を有することによる支配に関する明示的なガイダンスが含まれている。そのため、IFRS第10号は、事業に対する支配が特定の状況において獲得されるかどうか、及びその時期についての評価に影響を及ぼす。

IFRS第10号は、2013年1月1日以降に開始する事業年度に対して適用される。早期適用については、IFRS第11号「共同支配の取決め」、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」、IAS第27号(改訂)「個別財務諸表」及びIAS第28号(改訂)「関連会社及び共同支配企業に対する投資」も同時に適用する場合に限り、容認されている。



## 支配の定義(IFRS第3号及びIAS第27号第4項)

「支配とは、ある企業の活動からの便益を得るために、その企業の財務及び営業方針を左右する力である。」

支配には、決定を下す能力とそうした決定の結果に対するエクスポージャーの両方(便益とリスク)が含まれています。IAS第27号では、親会社がある企業の議決権の過半数を直接的に又は子会社を通じて間接的に所有している場合に支配は一般的に存在していると推定されると説明しています。その他の補足ガイダンスについては、IFRS第3号B14項－B18項及びIAS第27号第13項－第15項ならびにIG1項－IG8項において示されています。企業が事業を含む特別目的事業体に対する持分を獲得する比較的まれなケースでは、SIC第12号「連結－特別目的事業体」のガイダンスを適用しなければなりません。

特に、支配は以下に該当する場合に獲得される可能性があります。

- ・ 投資先の議決権の過半数を保有していない、もしくは取得していない。
- ・ 投資者が実際に取引の当事者ではない、もしくは対価を支払っていない。

以下の表や例では、こうした広範な状況において支配がどのように獲得されるのかについて、完全に網羅しているわけではありませんが、例示しています。

議決権の過半数を保有せずに支配が獲得される状況	関連する例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資者が取締役会の構成員又はその他の機関の過半数を選任又は解任するパワーを獲得し、被投資企業の財務及び営業方針を決定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例B.6：取締役会の構成員を選任又は解任する、及び過半数を投票する投資者のパワーによって獲得される支配</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資者は、投資先の財務及び営業方針を決定する直接的なパワーを契約上の取決め又は法令によって獲得する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資者は、潜在的議決権を含む現在行使可能なオプション又はその他の金融商品を保有しており、当該権利を行使した場合には議決権の過半数を所有することとなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例B.7：潜在的議決権</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資者によって取得された持分が最も重要な持分であり、その他の過半数に満たない株主が取得企業のパワーの行使（「事実上の支配 (de facto control)」と呼ばれる場合がある）を阻止するように組織されている（又は組織化される）という現実的な可能性はない。</li> </ul>	

### 例B.6－取締役会の構成員を選任又は解任する、及び過半数を投票する投資者のパワーによって獲得される支配

衣料品小売業者であるX社は、主要なサプライヤーであるZ社の議決権付株式の40%を取得する。Z社はX社の需要を満たすために生産能力を拡大する必要があるが、現在利用できる資金調達手段は限られている。X社は、さらなる資金調達のために長期融資を提供することに合意している。当該契約の一環として、Z社のその他の株主は、X社がZ社の5名の取締役のうち3名を選任又は解任することができることに合意している。これらの取締役は、単純過半数の投票でZ社の財務及び営業方針を決定する権限を与えられている。

#### 分析

Z社の取締役会の過半数を選任又は解任するX社の権限により、X社にはZ社の財務及び営業方針を決定するパワーが与えられています。持分の40%を所有したことで、X社はZ社の活動による便益を得ることができます。その結果、X社は支配を獲得しました。

## 例B.7－潜在的議決権

消費者向け製品の製造業者であるA社は、発行済株式数1,000株のうちD社（補完的製品の製造業者）の持分株式の450株を取得する。同じ契約の一環として、A社は追加の200株を取得するオプションを購入する。当該オプションは、今後12ヶ月間のうちいつでも行使することができる。行使価格には、取引日の市場価格に対するわずかなプレミアムが含まれている。

上記の取引を終えて、D社のその他のもとの株主2社の株式保有は250株と300株である。また、これら2社の株主のそれぞれは、25株の追加の株式を取得する現在行使可能なオプションを有している。

### 分析

D社に対する支配を獲得したかどうかを評価する際に、A社は所有している450株のみならず追加の200株を取得する自社のオプション（潜在的議決権と呼ばれている）についても検討しなければなりません。こうした判断では、以下のようにオプション契約の特定の条件及びその他の要素について検討を行います。

- ・ オプションは現在行使可能であり、当該オプションを行使するためにその他の必要な条件はない。
- ・ 行使した場合、当該オプションはA社の所有持分を増加させ、他の株主が保有している潜在的議決権を考慮する前に過半数の支配持分を所有することとなる（計1,200株のうちの650株）。
- ・ その他の株主もまた潜在的議決権を有しているが、すべてのオプションが行使された場合でもA社が依然として過半数（1,250株のうちの650株）を所有する。
- ・ 行使価格に含まれているプレミアムにより、当該オプションはアウト・オブ・ザ・マネーとなる。しかし、プレミアムが小さく、オプションが過半数の所有を与えるという事実は、潜在的議決権が経済的実態を伴うことを示している。

上記した要素をすべて検討することによって、A社は450株及び潜在的議決権を取得することで、D社の支配を獲得したと結論づけています。

投資者が取引の当事者ではない、又は対価を支払わずに支配が獲得される状況	関連する例
・ 投資先がその他の投資者によって保有されている自己の株式を買い戻し、その結果、既存株主が主要株主となる。 ・ 他の株主が現金を受け取ることを選択した際に、配当を株式で受け取った結果として投資者が主要株主となる。 ・ 投資者が支配を行使することを妨げていた他の株主の拒否権又は類いの議決権が解除される、もしくはその期限が到来する。	・ 例B.8：投資先の自己株式の買戻し



## 例B.8—投資先の自己株式の買戻し

Z社は、テクノロジー企業であるX社に対して40%の既存の持分を所有している。プライベート・エクイティ・ファームであるファームAとファームBの2つがそれぞれ、X社の残余持分の30%を所有している。当該年度において、ファームAは自己の投資を不動産部門に集中させ、X社への投資を含むその他の部門に対する投資を処分する予定であると発表した。X社には資金力があり、かつ十分な資本を有しているため、ファームAによって保有されている株式の買戻しを行った。

### 分析

この場合、Z社はX社とファームAとの取引の当事者ではないため、いかなる対価も支払いませんでした。しかし、X社による自己株式の買戻しは、X社に対するZ社の所有持分が40%から57%に変動した経済事象です。その結果、Z社はX社の支配を獲得しており、そのため当該事象を企業結合として会計処理しなければなりません。

## 1.3 企業結合はIFRS第3号の適用範囲に含まれるか

### 1.3.1 IFRS第3号の範囲

IFRS第3号は、以下の2つを例外<sup>5</sup>として、あらゆる企業結合に対して適用されます。

- ・ ジョイント・ベンチャーの設立
- ・ 共通支配下の企業又は事業の結合（共通支配下の結合と呼ばれている）

これらのケースでは、IFRS第3号の取得法を適用する必要がありません。代わりに、経営者はIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」（IAS第8号）の一般原則を用いて会計方針を策定しなければなりません—セクションB.1.3.2をご覧ください。

IFRS第3号の範囲から除外された2つの取引のうち、共通支配下の結合が最も頻繁に生じます。概して、これらは企業が事業の支配を獲得する取引（したがって、企業結合）であります。結合前企業の双方は結合の前後に同一の当事者によって最終的に支配されています。こうした結合はしばしば、子会社の直接の所有権に変更が生じるものの最終的な親会社は同じままであるグループ再編の結果として生じます。しかし、このような結合は他の方法で生じる可能性もあり、一部の結合が本定義（及びIFRS第3号からの適用除外）に該当するかどうかを評価するにあたって慎重な分析及び判断が必要となる場合もあります。特に、以下の事項に留意する必要があります。

- ・ 共通の支配が「一時的」なものである（その場合には、結合は共通支配下の結合ではなく、IFRS第3号が適用される）かどうかについては、評価が必要となる。一時的という用語は、IFRS第3号において説明されていない。支配の実質的な変更につながる取引があり、取得又は売却される企業が結合前後の短期間において共通支配下にあるように仕組まれている場合には、IFRS第3号を適用することが意図されているというのが我々の見解である。しかし、結合が新規株式公開（IPO）又は結合後企業の売却を考慮して実施されるという理由だけで、共通支配が一時的で単純なもののみならずはならない。
- ・ 2以上の個人からなるグループが取引の前後に支配を有している場合、彼らが契約上の取決めの結果として集団で支配を行使するのかについて評価が必要となる。

5 IFRS第3号は現在、旧バージョンの範囲には含まれていなかった以下の取引に対して適用する必要がある。

- ・ 2社以上の相互会社を含む企業結合
- ・ 報告企業を設立するために契約のみによって事業が結合される（例えば、ステープリング契約で2つの事業を一つにまとめる、又は二重上場企業の設立など）

## 共通支配下の結合の例

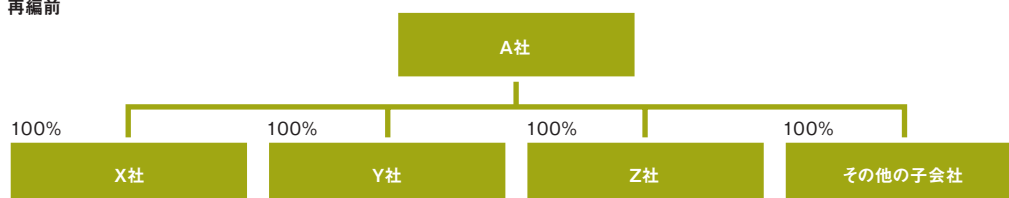
- ・ 同一の親会社における子会社間の結合
- ・ 同一のグループ内の企業からの事業の取得
- ・ 共通支配下の企業を法的に定められたグループに結合する
- ・ 新しい親会社をグループのトップに据えるなどの一部の取引

以下の例では、分析のいくつかの側面について説明しています。

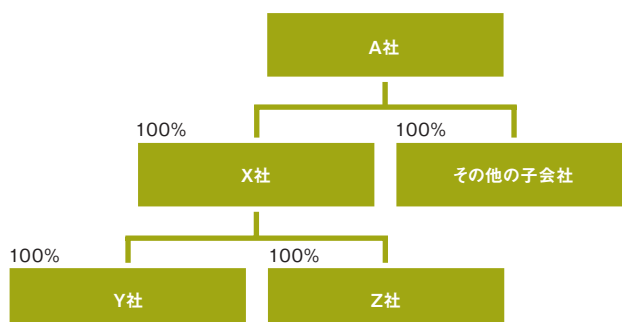
### 例B.9—グループの再編

多くの子会社の最終的な親会社であるA社は、各子会社の小売事業のすべてを連結するために自社の事業の小売セグメントの再編を行っている。当該再編において、X社(子会社であり、グループ内の最大の小売企業)は、A社に株式を発行することによって2つの営業子会社であるY社とZ社に対するA社の保有株式を取得する。本取引後、X社はY社とZ社の営業及び財務方針を直接支配することになる。

再編前



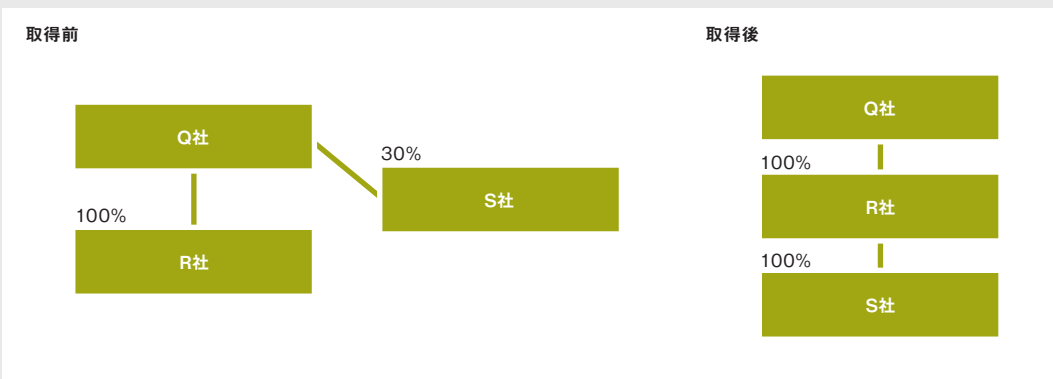
再編後



#### 分析:

この場合、X社はY社とZ社の支配を獲得するためにA社に対価を支払っています。本取引は企業結合の定義を満たしています。再編前、それぞれの当事者はA社によって支配されています。再編後、Y社とZ社はX社により所有されていますが、A社が依然としてこれらの3社すべてを最終的に所有し、支配しています。A社の観点からすれば、本再編の結果として生じる変更はありません。したがって、こうした取引は共通支配下の結合の定義を満たしているため、IFRS第3号の適用範囲には含まれません。

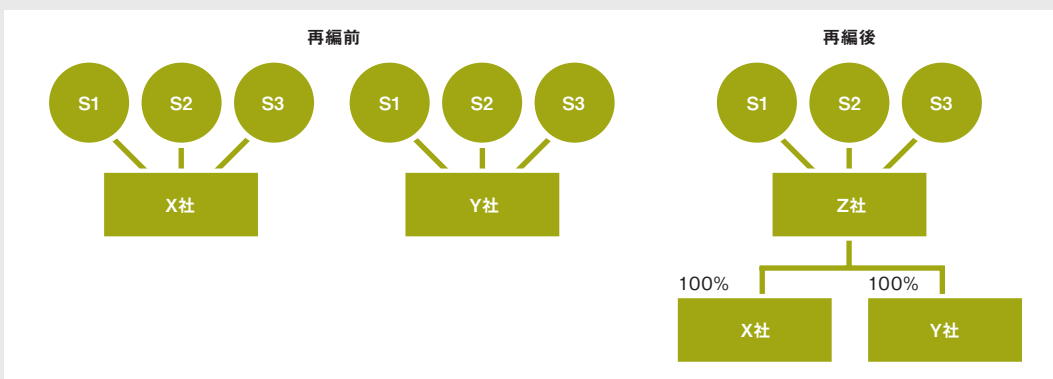
Q社は、完全所有子会社であるR社及び30%所有の関連会社であるS社を保有している。当該年度において、R社は株式を発行することによってS社に対するQ社の株式を取得し、他の株主が保有するS社の残余株式を現金で購入した。当該取引後、S社はR社の完全所有子会社となった。



### 分析:

この場合、R社はS社の支配を獲得するためにQ社及びS社のその他の株主に対して対価を支払いました。本取引は企業結合の定義を満たしています。S社は関連当事者ではありますが、Q社は本取引以前にS社を支配していませんでした。R社がS社を取得したことで、関連会社から子会社に投資の性質が変わりました。本取引は共通支配下の結合の要件を満たしていないため、IFRS第3号の適用範囲に含まれる企業結合といえます。Q社とR社は(連結財務諸表を作成する場合)、その連結財務諸表において取得法を適用します。

関連のない株主3者がX社とY社のそれぞれを所有している(すなわち、それぞれの株主が各社の3分の1を所有している)。3者は、ともに投票するという確立したパターンを有しているが、いずれの株主に対しても支配又は共同支配を生じさせるような契約上の取決めは締結されていない。再編の一環として、当該株主3者は新しい企業であるZ社を設立した。Z社は、X社とY社の持分の100%と引き替えに当該株主3者のそれぞれに対して株式を発行した。株式交換後の現在、3者の株主のそれぞれはZ社の3分の1を所有している。



この場合、3者の株主は取引の前後において同一です。しかし、当該企業を支配するパワーを個々の株主又は株主の組合せに与えるという契約上の取決めは締結されていません。共通の

株主は存在しますが、取引の前後において共通支配は存在していません。そのため、本取引は共通支配下の結合とみなされません(IFRS第3号B2項)。したがって、本取引はIFRS第3号の適用範囲に含まれており、取得法が適用されます。

### 1.3.2 IFRS第3号の範囲に含まれない共通支配下の企業結合に関する会計処理

企業結合がIFRS第3号の範囲に含まれない場合、経営者はIAS第8号に基づいて目的適合性があり信頼性のある情報を提供する会計方針を策定する必要があります。企業の中には類推によってIFRS第3号を適用することに決定する企業もあり、これについては許容範囲であると我々は考えています。しかし、実際には、企業は多くの場合、旧バージョンの評価法として広く分類される会計方針を選択します。そうした方法には、持分プーリング法及び合併会計が含まれています。これらの方法の主な特徴は、結合企業の貸借対照表が、公正価値による評価を行うことなく、企業の資産及び負債のIFRSに基づく帳簿価額を用いて結合されるということです。そうした広義の説明において、詳細な適用は企業によって異なります。また、これは一部の法域の規制当局が許容範囲と考えるものについての解釈に係るガイダンスを公表した分野でもあります。

旧バージョンの評価法及び取得法は異なる原則に基づいており、著しく異なった会計結果をもたらします。下表では、いくつかの主要な相違について高いレベルでの概要説明を行っています。

会計トピック	旧バージョンの評価法を用いた会計処理	取得法に基づく会計処理
取引の特徴	・最終的な支配の変更は生じない。	・企業が事業の支配を獲得する。
識別可能な資産及び負債の認識	・通常は最終的な支配当事者によって計上されるため、帳簿価額で測定される。 ・無形資産及び偶発負債は通常、以前に認識されていた範囲内で認識される。	・ごく一部の例外を除いて、公正価値で測定される。 ・無形資産 (IAS第38号「無形資産」の要件を満たす場合) は、被取得企業が従前に認識していなかった場合でも、認識される。 ・偶発負債は、それが現在の債務であり、公正価値を信頼性をもって測定できる場合には、認識される。
のれん又は割安購入益	・認識されない。投資原価と純資産との差額は通常、持分における個別の剰余として表示される。	・資産又は即時の利得として認識される。
非支配持分	・比例持分で認識される。	・公正価値又は比例持分で認識される。
比較情報	・比較期間は、あたかも結合が最も早い比較対象期間の期首に生じた (実際は異なるが) かのよう修正再表示される場合が多い。	・比較期間の修正再表示は行わない。

## 2 取得企業を識別する

### ステップ2 取得企業の識別

取得法は、取得企業(すなわち、被取得企業に対して支配を獲得する企業)の視点から適用されます。そのため、取得企業はそれぞれの企業結合に関して識別される必要があります。留意すべき重要な点は、IFRS第3号において取得企業(会計上の取得企業)は必ずしも法律上の取得企業(一般的には、もう一方の結合企業に対して過半数の議決権を所有することによって法律上の親会社となる企業)であるとは限らないということです。IFRS第3号では、取得企業の識別に際して、取引の法的形式のみに依存するのではなく、実質的なアプローチを取っています。こうした実質的なアプローチでは、結合企業自身の権利以外についても考慮します。また、取引の前後における結合前企業の所有者の相対的な権利についても検討を行っています。会計上の取得企業が法律上の被取得企業である結合は逆取得と呼ばれており、いくつかの特定の会計処理に関する問題を生じさせています(セクションB.2.1をご覧ください)。

ほとんどの企業結合において、取得企業の識別は容易であり、法的所有と一致しています。しかし、例えば以下のような企業結合に関して、識別はより複雑となることがあります。

- いずれの企業ももう一方の企業の法的所有権を有していないというように、事業が契約のみによって結合されている。
- 2つ以上の企業の法的合併又は新たに設立された親会社による取得によって、結合が実行される。
- 小規模な企業が大規模な企業によって取得されるように取り決めている。

上記及びその他のケースにおいて、支配の定義に関するより詳細な分析及びその補足ガイダンス(セクションB.1.2で説明したように)が必要となります。IFRS第3号では、こうした分析の結果が依然として不透明な場合、追加の指標が提供されており、以下でその概要を説明しています。

検討すべき要素	通常、誰が取得企業であるか (IFRS第3号B14項-B18項)
現金又はその他の資産を移転するか、又は負債を引き受けることによって決済される対価	・現金又はその他の資産を移転するか、又は負債を引き受ける企業
主として資本持分を交換することによって実行される結合	・資本持分を発行する企業
結合後企業における相対的な議決権	・グループとしての所有者が、結合後企業の議決権を最も多く保持するか、又は受領する企業
単一の大きな少数持分の存在	・他の所有者又は組織された所有者グループが重要な議決権を有していない場合における、単一の所有者又は組織された所有者グループが結合後企業に対する最大の少数議決権を有する企業
結合後企業の統治機関の構成	・所有者が結合後企業における統治機関の構成員の過半数を選出もしくは選任又は解任することができる企業
結合後企業の上級経営者	・以前の経営者が、結合後の経営を支配する企業
資本持分の交換条件	・他の(又は複数の)結合企業の資本持分の結合前における公正価値を超えてプレミアムを支払う企業
相対的規模	・他の(又は複数の)結合企業よりも規模が著しく大きい企業
3社以上の企業が関与	・企業結合を主導した企業
企業結合を実行するために設立された新しい企業	・持分商品を発行するために新しい企業が設立される場合、既存の結合企業の一つが取得企業である。 ・新しい企業が現金その他の資産を移転するか又は負債を引き受ける場合、新しい企業が取得企業となる場合がある

実際に取得企業を識別するプロセスにおいて、より詳細な分析が必要となる最も一般的な状況は、企業結合を実行するために新しい企業が設立されるときにみられます。IFRS第3号のガイダンスがこうした状況にどのように適用されるかについての例を以下に示しています。

#### 例B.12—新しい親会社が企業結合を実行するために現金を支払う

W社は、既存の事業の2つ（現在、X社とY社という2つの個別の企業に存在している）をスピン・オフすることに決定した。スピン・オフを円滑に行うために、W社は新しい企業（Z社）を名目持分（nominal equity）を用いて設立し、独立取締役をZ社の取締役会に選任する。Z社は、十分な資金調達ができることを条件として、X社とY社を現金で購入する契約を締結している。当該取得に資金を提供するにあたり、Z社は現金を調達するために株式を発行することを提案する目論見書を交付している。

本取引の最後には、新たな投資者がZ社の99%を所有しており、一方、W社は1%の非支配持分のみを保持している。

##### 分析：

本例では、一組の新たな投資者が現金を支払い、独立第三者間取引においてZ社の支配を獲得しました。現金を支払うことによって、X社とY社の100%を所有する取得を実行するためにZ社は利用されています。W社は、自身のY社とZ社の支配をZ社の新しい所有者に譲渡しています。Z社は新たに設立された企業ですが、現金を支払ったのみならず、Z社の新しい所有者がW社からX社とY社の支配を獲得したこともあり、取得企業として識別されます。

#### 例B.13—株式を発行することによって事業を取得するために新しい企業が設立される

小売部門を有する企業であるA社は、他の小売業者であるB社の小売事業を取得することによって事業を拡大する予定である。B社の小売事業はA社と比べて規模が小さく価値が低い。A社は、以下の取引によって当該取得を推進した。

- ・ A社は新しい企業であるC社を設立し、C社の株式と交換にC社に自社の小売事業を移転した。
- ・ また、C社は株式を発行することによってB社の小売事業を取得した。

本取得後、A社はC社の持分証券の過半数を保有しており、C社の6名の取締役のうち4名を選任する権利を有している。残りの2名の取締役はB社によって選任される。C社は独自のIFRSに基づく財務諸表を作成する。

##### 分析：

本取引の法的形式に基づき、C社は2つの小売事業（A社の小売部門とB社の小売事業）を取得したといえます。しかし、実質的にはC社はA社の拡大であり、A社の小売部門を保有するために設立されました。A社は自社の既存の小売部門の支配を維持しており、かつB社の小売事業に対する支配を獲得しています。C社の財務諸表において、これらの2つの取引は以下のように個別に会計処理されます。

- ・ A社の小売部門のC社への移転は共通支配下の結合であり、IFRS第3号の範囲には含まれない。A社の小売部門は存続しているため、C社は当該取引の会計処理方法について会計方針の選択肢を有することになる（通常は、セクションB.1.3.2で説明したように本基準の旧バージョンの評価法を適用することによって処理される）。



- ・ C社によるB社の小売事業の取得は、IFRS第3号に基づき取得法を用いて会計処理される。B社は、自社の小売事業の支配を結合後企業であるC社に対する非支配持分と交換した。したがって、C社は取得企業として識別される。

## 2.1 逆取得

逆取得は、会計上の取得企業が法律上の被取得企業(したがって、法律上の取得企業は会計上の被取得企業)である企業結合です。

逆取得が生じることが多い一つの状況としては、非公開企業が迅速に株式公開を行いたいと考えている場合が挙げられます。そのために、非公開企業は自社の資本持分が自身よりも規模が小さい公開企業によって取得されるように取り決めます。公開企業は、非公開企業の所有者に対して株式を発行することによって取得を実行します。本交換後、非公開企業の旧株主は結合後企業の議決権の過半数を保有しています。この場合、公開企業は非公開企業を取得するために株式を発行しましたが、当該公開企業は会計上の被取得企業として識別され、非公開企業は会計上の取得企業として識別されます。

会計上の被取得企業(本例では、公開企業)が事業である(セクションB.1.1をご覧ください)場合には、逆取得はIFRS第3号の適用範囲となります。会計上の被取得企業が事業である場合には、のれんを認識する要求事項を含め、IFRS第3号の認識及び測定原則が適用されます。こうした原則を適用する際には、以下の事項に留意する必要があります。

- ・ 法律上の親会社(会計上の被取得企業)の連結財務諸表は、法律上の子会社(会計上の取得企業)の財務諸表が継続しているものとして表示される(資本構成は除く)。
- ・ そのため、これらの財務諸表で報告される資産及び負債は、法律上の子会社の結合前の帳簿価額に基づいている。IFRS第3号の認識及び測定原則は、法律上の親会社の識別可能な資産及び負債に対して適用される。
- ・ 「みなし」譲渡対価の公正価値は、法律上の取得企業の所有者が逆取得で獲得するものと同じ所有割合を当該所有者に与えるために、会計上の取得企業が発行しなければならなかったであろう株式数に基づいて算定される必要がある。

IFRS第3号には、逆取得の会計処理についての特定のガイダンス(IFRS第3号B19項—B27項)及びいくつかの有用な例(IFRS第3号IE1項—IE15項)が含まれています。



### 3 取得日はいつか

#### ステップ3 取得日の決定

IFRS第3号では、取得日を取得企業が被取得企業の支配を獲得する日として定義しています。売買契約書によって実行される結合において、これは一般的に特定の実行日又は完了日(対価が移転され、被取得企業の株式又は基礎となる純資産を取得する日)のことを指します。

取得企業が対価、取得資産及び引受負債をいつ認識、測定するのかは取得日により決定されるため、取得日は非常に重要といえます。被取得企業の業績は、取得日から連結されます。取得日は、結合後の損益を含め、取得会計全体に大きな影響を及ぼします。

取得日は多くの場合、企業結合の形態及び売買契約書の条件(該当する場合)から容易に識別できますが、必ずしもそのようなケースばかりではありません。契約に基づく状況と基つかない状況を含め、企業結合はさまざまな方法で実行されるため状況は複雑となります。交渉の開始から結合の全ての側面の最終処理までの期間が長引くこともあります。また、適用可能な会社法、株主の承認要求、競争ルール及び株式市場の規制も多種多様であり、分析に影響を与えることも考えられます。

それぞれの取引は異なっているため、取得日を識別する際に役立つ「大体の目安」(もしあれば)は少ししかありません。代わりに、支配の定義(セクションB.1.2をご覧ください)については、特定の事実及び個別の状況に対して適用される必要があり、判断が求められる場合があります。

さらなる分析が必要となる可能性がある取決めの例には、以下のような取得が含まれます。

- ・ 契約により実行日(closing date)ではない発効日が規定されている取得
- ・ 規制及び/又は株主の承認を条件として完了する取得
- ・ その他の条件に従って完了する取得
- ・ 公募によって実施される取得
- ・ 売買契約書が存在しないため、特定の実行日がない取得(例えば、被投資企業による株式の買戻しによって生じる企業結合)

以下では、上記の取決めのうち2つで必要とされるいくつかの考察について説明しています。

分析が必要とされる状況	考察
取得契約により、実行日と異なる発効日に支配が移転されることが規定されている	・ この場合、発効日の規定により実際に取得日が変更されるかどうかの考慮が必要となる。実際には、こうした種類の規定の多くは、価格を修正するための仕組みに過ぎず、支配が獲得される日に対して影響を与えない可能性がある。
実行日が規定されていない	・ 例えば、投資先が他の投資者によって保有されている自社の株式を買い戻し、その結果、既存株主が主要株主となる場合。この場合、まず始めに株主の比例的議決権が支配持分に達した日を識別する。

## 4 取得資産及び引受負債の認識・測定

### ステップ4 識別可能な取得資産及び 引受負債の認識及び測定

取得法では、取得企業が取得資産及び引受負債を認識、測定するよう要求しています。しかし、これらの資産及び負債は、被取得企業の財務諸表の表示金額と同一では(又は同一の項目でさえ)ありません。IFRS第3号の認識及び測定原則は、どの資産や負債を認識し、それらをどのように測定するかを決定するにあたり適用されます。これらの資産及び負債のすべてではありませんが、大半は取得日の公正価値で測定されます(すなわち、「公正価値評価」と呼ばれています)。(「取得原価配分(purchase price allocation)」という用語が当該プロセスを説明する際に使用される場合もありますが、IFRS第3号の会計モデルに厳密には適合していません。)

これは一般的に、企業結合の会計処理において最も複雑かつ時間のかかるステップです。多くの企業は、支援する外部の専門家を採用しています。本プロセスでは、さまざまな分野で慎重な分析、見積りの幅広い利用及び経営者の判断が要求されるケースがほとんどです。

これらの問題により、IFRS第3号では、取得企業が企業結合の当初の会計処理を完了するために最長で12ヶ月間の「測定期間」を設けています(詳細につきましては、セクションB.8をご参照ください)。

本セクションでは、取得企業がこうした段階で行う必要のある主要な活動について説明しており、以下のようにIFRS第3号の規定を示す例を挙げています。

識別可能な取得資産及び引受負債を認識する	セクションB.4.1を参照
識別可能な取得資産及び引受負債を測定する	セクションB.4.2を参照
特定の認識及び測定基準の適用可能性を判断する	セクションB.4.3を参照
識別可能な取得資産及び引受負債を分類又は指定する	セクションB.4.4を参照

## 4.1 企業結合の一部として取得した資産及び引き受けた負債の認識

### 4.1.1 IFRS第3号の認識原則の適用

企業結合における取得資産及び引受負債は、取得日にIFRS第3号の認識原則を満たす場合に限り(のれんと区別して)認識されます。これらの資産及び負債は、被取得企業の財務諸表で認識されているものと同じではない可能性があります。

#### IFRS第3号の認識原則(IFRS第3号第11項と第12項)

取得資産及び引受負債は、以下に該当する場合に認識されます。

- ・財務報告に関する概念フレームワークにおける資産又は負債の定義を満たしている。

#### 資産

- ・過去の事象の結果として企業が支配し、かつ将来の経済的便益が企業に流入することが期待される資源。

#### 負債

- ・過去の事象から生じた企業の現在の債務で、その決済により経済的便益を有する資源が企業から流出する結果になることが予想されるもの。

そして、それらは

- ・企業結合(個別の取引又は取決めにおいてではなく一セクションB.6.2を参照)で交換されるものの一部である。

実際には、認識される資産及び負債の多くは、例えば以下の項目のようによく知られたIFRSのカテゴリに分類されます。

- ・現金及び現金同等物
- ・棚卸資産
- ・売掛債権及び買掛債務などの金融資産及び金融負債
- ・前払金及びその他の資産
- ・有形固定資産
- ・無形資産(セクションB.4.1.3を参照)
- ・未払法人税又は未収法人税
- ・未払費用及び引当金

また、識別プロセスを以下のように2つのステップに分けることも有用です。

- ・被取得企業の過去の財務諸表、内部の経営報告や基礎となる会計記録、デュー・デリジェンス報告書及び買収契約自体などの情報源から「潜在的な」資産及び負債のグループを決定する。
- ・これらの潜在的な資産及び負債をIFRS第3号の要件に従って評価する。こうした判断は容易な場合もあるが、それぞれの項目の内容に応じて詳細な分析が求められる場合もある。セクションB.4.1.2では、より詳細な分析が必要とされることの多い一部の資産及び負債について説明している。

取得企業は、企業結合で交換された被取得企業の資産及び負債のみを認識します。同様に、「移転された対価」には、被取得企業との交換で移転された金額のみが含まれます(IFRS第3号第51項)。企業結合に関連して実施されるか、又は商業上の観点から企業結合の結果としてみなされる可能性のある一部の取引や取決めについては、個別に会計処理しなければなりません。

何が企業結合の一部であるかを決定する方法の詳細については、セクションB.6.2をご覧ください。

## 4.1.2 特に注意が必要な資産及び負債

認識される資産及び負債はそれぞれの企業結合に特有のものであり、さまざまです。しかし、以下の要素の1つ又は複数に当てはまることによって、ある種の資産及び負債については特定の検討を行う必要があります。

- IFRS第3号には特定のガイダンスが含まれており、その中には前述した一般的な認識原則に当てはまらないケースもある。
- (該当する場合)これらの項目は、被取得企業の財務諸表で認識されていた資産及び負債とは異なる場合が多い。

下表では、特に注意が必要となることが多い種類の資産及び負債の例についての概要を説明し、必要に応じて適切なガイダンスを相互参照しています。

分析が必要な項目	特定のガイダンス又は考察
IFRS第3号の特定のガイダンスを有する項目 リストラクチャリングに関する債務	• リストラクチャリングのコストを発生させる義務を被取得企業が取得日に有している場合に限り認識される。取得企業が自身の結合後の決定の結果発生すると予想しているコストは、取得日における負債ではなく結合後の損益として認識される (IFRS第3号第11項)。
無形資産	• 認識される無形資産の決定は困難となる可能性があり、しばしば判断が求められる (セクションB.4.1.3を参照)。
偶発負債	• 現在の債務が存在し、公正価値を信頼性をもって測定できる場合、認識される (セクションB.4.3.1を参照)。
繰延税金	• 取得企業は被取得企業の過去の繰延税金残高を認識せずに、取得会計で認識された資産や負債及びIAS第12号「法人所得税」(IAS第12号)の要求事項に基づいて新しい金額を決定する (セクションB.4.3.2を参照)。
オペレーティング・リース	• 被取得企業が借手である場合、資産又は負債は有利ないしは不利な条件及びその他の状況におけるオペレーティング・リースに関して認識される (セクションB.4.1.4を参照)。
従業員給付負債	• 取得企業はIAS第19号「従業員給付」(IAS第19号)の特定の要求事項を適用し、引き受けたすべての退職後給付制度及びその他の退職後給付制度に関して認識される資産又は負債を決定する (セクションB.4.3.1を参照)。
補償資産	• 被取得企業の旧所有者が特定の不確実性に関して取得企業に契約上補償を行う場合、補償資産は補償対象項目と同じ基準で認識される (セクションB.4.3.1を参照)。
再取得した権利	• 取得企業が自身の知的財産又はその他の資産 (例えば、商標又はライセンス供与された技術など)を使用する権利を被取得企業に以前に付与していた場合、個別の「再取得した権利」である無形資産は、基礎となる資産が以前に資産計上されていなかった場合でも認識される (セクションB.4.1.4を参照)。
その他の項目 被取得企業が従前に保有していたのれん	• 取得企業は、被取得企業が過去の企業結合から認識していたのれんについては認識しない。代わりに、新しいのれんの金額が、取得日に算定される (セクションB.7を参照)。
負債及び資本勘定	• 被取得企業が第三者に対して発行した金融商品は、IAS第32号「金融商品：表示」及び取得日の条件に基づいて、負債、持分商品又は複合商品として分類する必要がある。所有権の変更によって分類が変わる、及び/又は契約上の合意において特定の条項が適用される場合もある。 • 利益剰余金及び再評価積立金などの資本「準備金」は、資産又は負債ではない。 • 非支配当事者が保有する持分商品はのれんに影響を及ぼし、さらなる分析が必要となることも考えられる (セクションB.5を参照)。
繰延収益	• 被取得企業の収益認識方針を適用することによって生じる繰延(前受)及び未収収益残高は、基礎となる資産又は負債が取得日に存在するかどうか、存在する場合には、企業結合においてどのように認識すべきかを決定するにあたり分析を行う必要がある。

### 4.1.3 識別可能な無形資産の認識

無形資産はほとんどの場合、その耐用年数は有限であり、IAS第38号「無形資産」に基づき償却を行う必要があるため、個別に識別することが重要となります。個別に認識することによって結合後の損益に影響を及ぼします。これを一つの理由として、IFRS第3号のアプローチでは、無形資産をのれんに含まめるのではなく個別に認識することを非常に重要視しています。

しかし、無形資産の識別は、棚卸資産や不動産などの物理的資産の識別と比べて、本質的により困難かつ主観的となります。さらに、企業結合で認識される多くの無形資産は、被取得企業の財務諸表で認識されていなかった可能性があります。

#### 特定の認識基準

企業結合で取得した無形資産は、以下の項目に該当する場合には、のれんと区別して認識されます。

- ・ IFRS第3号の一般的な認識原則を満たす場合 (セクションB.4.1.1を参照)
- ・ 識別可能である場合 (IFRS第3号B31項－B34項)

この場合における識別可能とは、特有の意味を有しており、IAS第38号に基づいています。取得した無形資産は、以下の規準のいずれかを満たす場合に識別可能となります。

規準	意味
契約法律規準 (IFRS第3号B32項)	・ 当該権利が企業又はその他の権利や債務から譲渡可能もしくは分離可能であるかどうかにかかわらず、契約上又は法的権利から生じる。
分離可能性規準 (IFRS第3号B33項)	・ 被取得企業から分離又は分割でき、個別に (又は関連する契約、識別可能資産が負債とともに) 売却、譲渡、ライセンス付与、賃貸、交換することができる。

#### 特定の認識基準の適用

取得される無形資産は、事業内容、その産業及び結合に係るその他の特定の事実及び状況に左右されます。無形資産の識別プロセスは、以下のように2つのステップに分けることが有用といえます。

- ・ 「潜在的」無形資産のグループを識別する。
- ・ IFRS第3号の特定の規準に従ってそれぞれの無形資産を評価する。

#### 潜在的無形資産

商標及びライセンスなどの契約上又は法的権利から生じる潜在的無形資産は、適用可能な契約又は合意を分析することによって認知される可能性があります。

顧客関係及び仕掛研究などの契約に基づかない無形資産については、さらなる分析が必要となる場合があります。考えられる指標及び情報源には以下の事項が含まれます。

情報源	考えられる指標
被取得企業の財務諸表及びその他の内部報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無形資産の中には、被取得企業の財務諸表で認識されることになるものもある。また、その他の財務諸表の情報によっても、例えば以下のように間接的な指標が提供される場合がある。</li> <li>- 多額のマーケティング費用は、ブランド、商標及び関連する無形資産の相対的重要性を示している可能性がある。</li> <li>- 研究開発にかかる多額の支出は、技術に基づく無形資産の存在を示している可能性がある。</li> <li>- 顧客サービスに関連する多額の支出は、顧客関係の資産を示している可能性がある。</li> </ul>

情報源	考えられる指標
取得契約及び付属文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約又は法的権利により規定されている特定の商標、特許又はその他の無形資産に関する記載が含まれている可能性がある。</li> <li>・場合によっては潜在的無形資産を生じさせる競争禁止条項が含まれている可能性がある。</li> </ul>
デュー・デリジェンスの報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した事業、資源及び収益がどのように生み出されるのかを理解する上で役立つ情報が含まれている可能性がある。</li> </ul>
ウェブサイト資料、プレスリリース及び投資家関連のコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブサイトには、潜在的無形資産とみなされる可能性のある事業に特有の特徴についての説明が含まれている場合がある。</li> <li>・被取得企業と取得企業双方のプレスリリース及び投資家関連のコミュニケーションには、潜在的無形資産に関する説明が含まれている可能性がある。</li> </ul>
業界の慣行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似した企業結合の結果により、そうした状況で一般的に認識される種類の無形資産に関する指標が提供される可能性がある。</li> </ul>

### 潜在的無形資産が識別可能であるかどうかの決定

それぞれの潜在的無形資産は、「識別可能」であるかどうかを判定するために評価されます。前述のように、契約又は合意によって生じる無形資産は必ずこうした評価規準を満たしています。

その他の潜在的無形資産については、「分離可能性」の評価が必要となります。これは、事業全体を売却することなく、項目が売却又は譲渡されるかどうかに基づきます。下表ではいくつかの例を示しています。

分離可能性を評価する際の検討事項	関連する例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮想的評価であり、売却する意図に左右されない（ただし、売却計画が存在する場合には、分離可能性を示している）。</li> <li>・分析されている種類の潜在的無形資産又は類似した種類の潜在的無形資産に関する実際の交換取引は、そうした取引の頻度が少なくとも、また取得企業がその取引に関与しているかどうかに関係なく、分離可能性を示している（IFRS第3号B33項）。</li> <li>・分離可能であるためには、潜在的無形資産はそれ自体が売却可能である必要はない。潜在的無形資産は、関連する契約、識別可能な資産又は負債と組み合わせて譲渡される可能性がある（IFRS第3号B34項）。しかし、分離が大規模な取引の一部としてのみ可能である場合には、潜在的売却が事業全体又はその一部に関するものであるかどうかを見極める上で判断が求められる。</li> <li>・買収契約又は関連する契約の条件により、一部の無形資産の譲渡が禁止されている場合がある（例えば、顧客情報の譲渡を禁じている守秘義務の契約）。</li> <li>・基礎となる契約上又は法的権利がない場合には、法的・規制環境によって無形資産の譲渡が妨げられる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例B.14: 支援活動で使用されるデータベース</li> <li>・例B.15: 相互補完的な無形資産</li> <li>・例B.14: 支援活動で使用されるデータベース</li> </ul>



## 例B.14－支援活動で使用されるデータベース

Q社は、小売業者であるR社を取得した。R社は、自社のロイヤルティ・スキームを管理する際に使用するデータベースを所有しており、顧客層、選好、過去の関係及び過去の購買動向に関する情報を入手している。当該データベースについては、売却又はライセンス付与することができる。しかし、R社は自社の事業にマイナスの影響を及ぼすため、売却又はライセンス化することは意図していない。

### 分析：

この場合、データベースは契約上又は法的権利から生じるものではありません。したがって、分離可能性の評価が必要です。データベースと内容はR社の支援活動(すなわち、ロイヤルティ・スキームの管理)の一つから作成されており、残りの事業とは切り離して譲渡される可能性があります。データベースを譲渡しないという実際の意図は、当該評価に影響を与えません。分離可能性規準が満たされているため、当該データベースは企業結合における無形資産として認識されます。

## 例B.15－相互補完的な無形資産

X社は、ある製品の登録商標及び当該製品に関連する秘密のレシピを含む、Y社の食品製造部門を取得した。秘密のレシピへのアクセスは製品を製造できるようにする上で必要であり、当該レシピの秘密を保持する上で合理的な措置がとられている。本レシピは法的権利によって保護されていない。

### 分析：

当該商標は法的権利に基づいているため、個別の無形資産として認識されます。当該秘密のレシピは商標登録を受けていないため、法的権利によって保護されていません。そのため、その分離可能性が評価されます。商標がなければ、レシピを譲渡することはおそらく実行不可能であり、その逆も不可能です。しかし、事業全体を譲渡することなく、レシピと商標を併せて譲渡することは実行可能であると思われます。その場合、秘密のレシピは分離可能性規準を満たしているため、個別の無形資産として認識されます。しかし、当該レシピと商標は、その耐用年数が同様の場合には、表示及び測定目的で、同じグループに分けることができます(IFRS第3号IE21項)。



IFRS第3号B32項－B34項では、分離可能性規準又は契約法律規準のいずれかを満たす無形資産にかかるその他の例が示されています。さらに、IFRS第3号IE18項－IE44項では、企業結合で取得される可能性がある一般的な種類の識別可能な無形資産(下記をご覧ください)の一覧表が提供されています。本一覧表は、完全に網羅しているわけではありません。

マーケティング関連無形資産	契約に基づく無形資産
<ul style="list-style-type: none"> <li>・商標、商号、サービス・マーク、団体マーク、認証マーク</li> <li>・インターネットのドメイン名</li> <li>・トレードドレス(独特の色彩、形又はパッケージ・デザイン)</li> <li>・非競争契約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告、建設、マネジメント、サービス又は供給契約</li> <li>・使用許諾、ロイヤリティ及び使用禁止契約</li> <li>・リース契約(セクションB.4.1.4を参照)</li> <li>・建設許可</li> <li>・フランチャイズ契約</li> <li>・営業及び放送権</li> <li>・採掘、水道、空調、鉱物、材木伐採及び通行権などの使用権</li> <li>・住宅ローン貸付管理契約などのサービス契約</li> <li>・契約の価格が現在の市場価値を下回るため、雇用の立場からみて有益となる雇用契約</li> </ul>
顧客関連無形資産	技術に基づく無形資産
<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客リスト‡</li> <li>・注文又は製品受注残高</li> <li>・顧客契約及び関連する顧客関係</li> <li>・契約に基づかない顧客関係‡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特許技術</li> <li>・コンピュータソフトウェア及びマスクワーク</li> <li>・特許化されていない技術‡</li> <li>・データベース‡</li> <li>・秘密製法、プロセス又はレシピなどの取引上の秘密</li> </ul>
芸術関連無形資産	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・演劇、オペラ及びバレエ</li> <li>・書籍、雑誌、新聞及びその他の文学作品</li> <li>・作曲、作詞及びコマーシャルソングなどの音楽作品</li> <li>・絵画及び写真</li> <li>・映画、音楽テープ及びテレビ番組を含むビデオ及び視聴覚データ</li> </ul>	

‡ これらの項目は分離可能性規準を満たしているため、通常、識別可能な無形資産としてみなされる。その他のすべての項目は、契約法律規準を満たす場合が多い。

多くの企業結合において、取得企業は取得した事業に有益なその他の項目又は資源を認知します。しかし、それらのすべてがIFRS第3号の認識要件を満たすわけではなく、例えば以下のような項目は要件を満たしません。

項目又は資源	無形資産として認識されない根拠
集合的な人的資源	・集合的な人的資源は識別可能とみなされない(IFRS第3号B37項)。また、IAS第38号では、通常、集合的な人的資源から生じる経済的便益に対する支配が十分でないことも指摘されている(IAS第38号第15項)。
潜在的な契約	・潜在的な契約は取得日の資産ではない。
相乗効果	・相乗効果は通常、契約上又はその他の法的権利に依存しないため識別可能ではなく、通常、取得した企業から分離することができない。
マーケット・シェア、マーケット・ポテンシャル、独占状態又は類似の「戦略的価値」	・市場における確固たる地位により、識別可能なマーケティング関連又は技術主導型の無形資産の価値が向上する可能性がある。しかし、被取得企業のマーケット・シェア又は市場条件は管理可能な将来の経済的便益ではない。
高い格付け又は継続企業	・価値は、高い格付け又は継続企業として事業を行う被取得企業の持続的な能力に関するその他の指標に起因する場合もある。しかし、これらの価値は、管理可能な将来の経済的便益ではない。

#### 4.1.4 特定の無形資産に関するIFRS第3号のガイダンス

##### オペレーティング・リース契約に関連する無形資産

多くの企業結合において、被取得企業は借手(lessee)又は貸手(lessor)のいずれかとしてオペレーティング・リース契約の当事者となります。しかし、被取得企業自身の財務諸表に、リース関連の無形資産又は負債が含まれることはほとんどありません。取得法では、被取得企業が借手である場合には、取得企業は追加の項目を認識するよう要求される場合があります。IFRS第3号では以下のガイダンスが提供されています。

借手又は貸手	IFRS第3号のガイダンス
被取得企業が借手である (IFRS第3号B28項-B30項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産又は負債は以下の場合にのみ認識される。</li> <li>-オペレーティング・リースの条件が市場条件と比べて有利又は不利である。</li> <li>-市場条件でもリースの代金を支払う市場参加者の意思を示す証拠がある。</li> </ul>
被取得企業が貸手である (IFRS第3号B42項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リース条件が市場条件と比べて有利又は不利であるとしても、取得時に個別の資産又は負債は認識されない(ただし、リース条件は貸手の原資産の公正価値を測定する際には考慮される)。</li> </ul>

結果として、IAS第17号「リース」/SIC第15号「オペレーティング・リース—インセンティブ」に基づく定額のリース収益又は費用に関連する未償却のリース・インセンティブ又は繰延リース料などの被取得企業自身の財務諸表の金額については、企業結合における個別の資産又は負債としての条件を満たしていない可能性があります。結合後の財務諸表には、引き受けたリース契約の残りの条件に基づき定額法で認識されたオペレーティング・リースの収益又は費用、及び借手のガイダンスに基づいて認識されたすべての金額の償却が含まれます。

以下の例では、IFRS第3号の規定がオペレーティング・リース契約に対してどのように適用されるかについて説明しています。

##### 例B.16—被取得企業がオペレーティング・リースにおける借手である

企業結合の一部として、A社は被取得企業が借手である小売スペースのオペレーティング・リースを含む事業を取得する。当該リースの残りの年間賃借料はCU2,000である。取得日における本小売スペースの現在の年間の市場の賃借料相場はCU2,500である。本小売スペースにかかる分析では、最高の立地、独特な特徴及び類似した立地の不足により、他の小売業者はこうしたリース契約を獲得するためにプレミアムを支払っても構わないと考えていることが明らかになった。

##### 分析:

引き受けたリースには、市場の相場を下回る賃借料が含まれています。そのため、A社は、企業結合の一部として有利なリース条件に関連する個別の無形資産を認識します。また、A社は他の市場参加者が支払っても構わないと考えているプレミアムについても個別の無形資産を認識します。

## 例B.17－被取得企業によって認識された繰延賃借料

X社は、5年間の小売スペースのオペレーティング・リースの借手であるY社を取得した。取得日において、当該リースは3年の残存期間を有している。X社の分析では、(i) 当該リースは「時価」であり、かつ(ii) 他の市場参加者は当該リースに関してプレミアムを支払う意思がないであろうことが示されている。

年間賃借料は以下の通りである。

1年目：CU1,000

2年目：CU1,100

3年目：CU1,200

4年目：CU1,300

5年目：CU1,400

Y社の財務諸表には、取得日におけるCU1,200(定額法で算定された)の年間賃借料及びCU300の繰延賃借料負債が含まれている。

### 分析：

CU300の繰延賃借料は取得日の引受負債を表していないため、企業結合において認識されません。しかし、結合後の財務諸表で、X社は残りのリース期間における賃借料に基づき損益に認識される定額の賃借料を再計算します(年間CU1,300)。

## 例B.18－被取得企業がオペレーティング・リースにおける貸手である

Q社は、さまざまな第三者にリースされているオフィスビル(投資不動産)の所有者であるR社を取得した。オペレーティング・リースの条件はさまざまであり、現在の市場価格を上回っているものもあれば、下回っているものもある。

### 分析：

この場合、市場に対して有利又は不利な条件を有するもありますが、Q社は企業結合においてリース契約に関連するいかなる個別の無形資産又は負債も認識しません。しかし、建物の公正価値を算定する際に、Q社はこれらのリース条件について検討します。

また、Q社はR社の既存の顧客(テナント)関係に価値が帰属すると考える可能性があり、一つ又は複数の無形資産を認識する場合があります。

## 再取得した権利

企業結合において、取得企業は当該取得企業の資産を使用するために被取得企業に対して以前に付与していた権利を再取得する場合があります。そのような再取得した権利は、原資産が取得企業の財務諸表で以前に資産計上されていたかどうかにかかわらず、個別に認識される識別可能な資産です。例えば、取得企業は自社の商標又は技術を使用するライセンスの使用権を被取得企業に対して以前に付与していた可能性があります。その場合には、商標又はライセンスが法的に存在し続け、かつ将来の被取得企業の事業で使用される場合でも、企業結合により取得企業はこうした権利を再取得することになります。

## 企業結合で再取得した権利を認識する際のIFRS第3号のガイダンス

- ・ 取得企業が以前に被取得企業に対して付与していた、取得企業の認識済又は未認識の資産を使用する権利を再取得する場合、取得企業は無形資産を認識しなければならない(IFRS第3号B35項)。再取得した権利を測定する際には特定の規則が適用される—セクションB.4.3.1を参照のこと。
- ・ 再取得した権利を生じさせる契約の条件が現在の市場条件と比べて有利又は不利である場合、取得企業は取得日における利得又は損失を、以前からの関係の清算実行のための企業結合とは区別して認識する(IFRS第3号B36項)。詳細については、セクション6.2.2を参照のこと。

### 例B.19—再取得した権利

A社は外食産業にあって、ある国においてフランチャイズのレストランを運営するために5年の独占的なライセンスをB社に対して付与している。B社は、当該ライセンスに関して固定料金を支払った。

1年後、A社はB社を取得する。取得日において、A社は当該ライセンス契約は現在の市場条件を反映していると判断している。

#### 分析：

企業結合により、A社は現在B社を支配しており、ライセンスによって付与された権利の支配を事実上再取得しています。A社は、この再取得した権利に関する個別の無形資産を企業結合の一部として認識しています。

## 4.2 資産及び負債をどのように測定するか

### 4.2.1 IFRS第3号の測定原則

企業結合における取得資産及び引受負債は、取得日の公正価値で測定されます(IFRS第3号第18項)。しかし、こうした測定原則には一部の例外があります(セクションB.4.3をご覧ください)。

資産又は負債が活発な市場における公表価格を有している場合(例えば、上場株式)、当該価格は公正価値として使用されます。しかし、そのような公表価格を有している資産はほとんどなく、負債に関してはさらに少ないといえます。そこで、公正価値は評価技法を用いて見積る必要があります。

本セクションでは、公正価値の定義及び基礎となる原則を示しており、評価技法の概要を簡単に説明しています。しかし、公正価値の見積りは複雑になる場合もあり、経営者の判断がかなり必要とされます。多くの取得企業は、本プロセスのこうした段階で支援を行う評価専門家を採用しています。

### IFRS第3号の公正価値の定義

「独立第三者間取引において、取引の知識がある自発的な当事者の中で、資産が交換され得る又は又は負債が決済され得る価額」

本定義では、本文において特有の意味を有するいくつかの用語を使用しています。

用語	本定義で使用されている用語の意味
取引の知識がある (Knowledgeable)	・買手と売手の双方が資産又は負債の内容や特徴、現在及び将来の用途、ならびに取得日の市況について十分な知識を有している。
自発的な (Willing)	・売手又は買手は、最良の価格が得られる市場条件で資産又は負債を売買することに意欲的である。自発的な買手は、市場価格よりも高い金額を支払うことはない。自発的な売手は、売却することに意欲的であり、強制されているわけではない(すなわち、投げ売りではない)。
独立第三者間 (Arm's length)	・取引は、それぞれが独立して行動する関連のない当事者間で行われると推定される。

注:2011年5月、IASBはIFRS第13号「公正価値測定」を公表し、すべての公正価値測定に関して単一のガイダンスを提供し、かつ公正価値の定義を改訂している。当該基準は、どの項目を「公正価値で評価する」必要があるのかについては影響を与えないが、企業が公正価値をどのように測定し、公正価値に関する情報を開示する必要があるのかについて規定している。結果的に、公正価値測定について個々のIFRSに含まれているガイダンス(IFRS第3号のガイダンスを含め)が置き換えられる。IFRS第13号は、2013年1月1日以降に開始する事業年度に対して適用となり、早期適用が容認されている。IFRS第13号の規定は一部の公正価値見積りに影響を及ぼすと思われ、適用日以降に開始する年度に生じる企業結合の会計処理を行う際に参照されなければならない。

公正価値見積りは、企業結合の会計処理に対して波及効果をもたらします。取得資産及び引受負債の測定とは別に、取得法では公正価値を使用して以下の項目を測定します。

- ・ 移転された対価(セクションB.6を参照)
- ・ 以前に保有していた被取得企業に対する持分(セクションB.7.1を参照)
- ・ 売却しない株主によって保有されている被取得企業に対する現在の所有持分は、IFRS第3号では非支配持分と呼ばれている(取得企業が公正価値モデルを選択する場合—セクションB.5.1を参照)

IFRS第3号では公正価値が定義されていますが、評価方法に関する詳細なガイダンスについては提供されていません。しかし、一部の特定の状況についての限定的なガイダンスが含まれています(セクションB.4.2.2をご覧ください)。

実際には、多くの評価モデル及び技法が公正価値を決定する際に使用されます。最適な評価技法を選択し、関連性のあるインプット及び仮定を決定するにあたり、経営者の判断が必要となります。評価モデルや技法は、次ページのように3つのアプローチに大別されます。

アプローチ	アプローチの説明及びそれらが一般的に使用される状況
マーケット・アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一又は類似の資産ないしは負債の直近の市場取引における取引価格及びその他の関連性のある情報から公正価値を見積る。</li> <li>・金融資産や金融負債及び不動産物件を評価する際に一般的に使用される。</li> </ul>
インカム・アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な比率で割引又は資産化された資産の予想将来キャッシュ・インフローに基づいて公正価値を見積る。</li> <li>・運転資本タイプの資産や負債、無形資産、負債及び持分商品の評価の際に一般的に使用される。</li> </ul>
コスト・アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場参加者が資産に対して支払う金額は再調達原価を超過しないと仮定して、資産を再調達する上で必要な金額に基づいて公正価値を見積る。</li> <li>・一部の有形資産（例えば、特殊機械）及び無形資産（例えば、内部で使用されるソフトウェア資産）を評価する際に一般的に使用される。</li> </ul>

評価プロセスの複雑さは、対象となる資産又は負債によって左右されます。評価によっては専門家の助言が必要なものもあり、経営者は評価専門家を採用する必要があることも考えられます。評価専門家を採用するかどうかにかかわらず、当該プロセス及び仮定の作成への経営者の関与は、財務諸表に対する全体の責任と整合させる必要があります。

いずれの技法が使用されるにしても、結果として生じる評価は公正価値の定義及び基本的概念と整合していなければなりません。取得企業は、以下に留意して評価を行う必要があります。

- ・他の市場参加者（すなわち、潜在的な買手と売手）への仮想的売却又は譲渡で支払ったり、受領したりするであろう価格を見積ることを目的としている。
- ・他の市場参加者が公正価値を決定するであろう方法と整合した技法及び仮定を使用する。
- ・他の市場参加者が利用できないであろう、例えば、取得企業による資産の使用意図又は相乗効果など、現在の取得企業に特有の要素については考慮しない。
- ・取得日の条件を反映させる。
- ・入手可能な場合には、観察可能な市場のインプットを利用する。
- ・可能な場合には、IFRS第3号の特定のガイダンスを取り入れる。

#### 4.2.2 公正価値測定に関するIFRS第3号の特定のガイダンス

IFRS第3号では、以下のように特定の状況において公正価値を決定する際のガイダンスが提供されています。

資産	公正価値測定に関するIFRS第3号のガイダンス
不確実なキャッシュ・フローを伴う資産（評価性引当金）（IFRS第3号B41項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受取債権及び貸付金などの資産の取得日の公正価値には、将来キャッシュ・フローの不確実性の影響を反映させなければならない。個別の評価性引当金については認識してはならない。</li> </ul>
オペレーティング・リースに関連する資産—被取得企業が貸手である（IFRS第3号B42項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーティング・リースの対象となる取得資産（例えば、建物又は特許）の取得日の公正価値を測定する際には、リースの契約条件（例えば、市場条件と比べて有利又は不利かどうか）を考慮する必要がある。</li> </ul>
取得企業が使用しないことを意図しているか又は他の市場参加者が使用するであろう方法とは異なる方法を使用することを意図している資産（IFRS第3号B43項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公正価値は他の市場参加者による資産の使用方法に基づいて決定される必要があり、当該資産にかかる取得企業の使用意図による影響を受けるべきではない。</li> </ul>



以下の例では、公正価値の概念のいくつかを説明しています。

#### 例B.20—公正価値及び買手の意図

A社は、競合他社であるB社を取得する。B社の識別可能な資産には、B社の商標が含まれている。A社は、取得した商標に対するいかなる販売支援も中止し、B社の顧客のA社製品への移行を計画している。A社は、競合他社がアクセスできないよう当該商標を保持することを意図している。取得した商標の評価は以下により決定される、すなわち1)他の直近の市場取引から算定される見積市場価値、及び2)商標の使用を中止する計画に基づく低い方の使用価値算定の2種類である。

##### 分析:

この場合、取得した商標の公正価値は、他の市場参加者との秩序ある独立第三者間取引で実現される可能性がある価格に基づいています。見積市場価値の証拠に基づく高い方の評価を使用する必要があり、商標の使用を中止する取得企業の計画は当該評価に影響を与えるべきではありません。

##### 取得日後に検討すべき事項:

こうした種類の資産は、一般的に防衛的無形資産と呼ばれています。防衛的無形資産の価値は、主に販売支援の欠如及びエクスポージャーにより長い期間をかけて減少することが予想されます。このため、当該資産の即時の減損処理は適当ではない可能性があります。しかし、当該資産の耐用年数の決定は困難となることがあります。商標を使用する意図がないため、耐用年数は商標を保有することが競争を阻む上で有効である期間とみなされる可能性があります。販売支援を受けていない商標の価値は非常に早く減少するため、これはかなり短い期間であろうことが予想されます。

#### 例B.21—比較可能な市場取引の識別

取得企業は、被取得企業が所有する工業団地の土地の区画の公正価値を判定している。最近の類似する立地の販売に関する分析では、単位面積あたりの取引価格に相違が示された。さらなる分析では、(i)清算する企業による土地の売却(ii)関連当事者間での売却(iii)住宅用途への転換の建築許可が得られた不動産開発業者への売却、に関連するいくつかの「異常値(outlier)」価格が識別された。

##### 分析:

この場合、公正価値の観点から関連性のある直近の市場取引を識別するにあたり、判断が求められます。清算による売却は、自発的な売却ではなく投げ売りである可能性があります。関連当事者間の売却は、独立第三者間におけるものではない可能性があります。開発業者が支払った価格は、そうした特定の不動産物件の建築許可及び最有効使用を反映していると予想されます。市場参加者が取得する不動産の価格に合意する際、可能性のある代替的使用(該当する場合、建築許可の見込みを含む)を考慮するかどうかを判断するにあたっての、さらなる分析が必要となります。

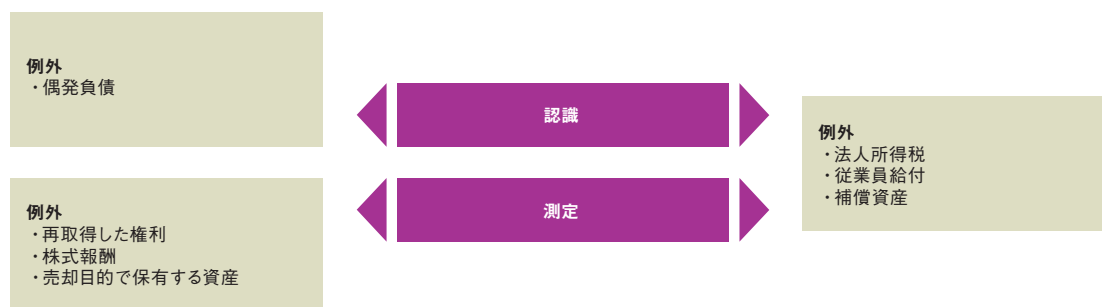
### 4.3 特定の認識及び測定規定

IFRS第3号には、一部の項目をどのように認識し、測定するのかに関する特定のガイダンスが含まれています。このガイダンスは、一般的な認識及び測定原則に対する例外として説明されています(セクションB.4.1とB.4.2でそれぞれ説明したように)。

本セクションでは、こうした特定のガイダンスについて簡単に説明しており、その適用を示す例を提供しています。さらに、セクションB.4.3.2では、繰延税金に関する認識及び測定基準について示し、これらが実務においてどのように適用されるのかの洞察を詳しく説明しています。

#### 4.3.1 特定のガイダンスの対象となる資産及び負債(例外)

下記の図表は、IFRS第3号の限定的な例外の対象とされている資産及び負債の概要を示しています。



上記の項目に関する特定の認識及び測定基準は以下の通りです。

資産又は負債	IFRS第3号のガイダンス	関連する例
認識に対する例外 偶発負債 (IFRS第3号第23項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の事象から生じた現在の債務であり、公正価値を信頼性をもって測定できる場合に限り認識される。</li> <li>経済的便益の流出の可能性が高くない場合であっても認識される(不確実性については公正価値の決定に際して考慮される)。</li> <li>その他の偶発負債及び偶発資産は認識されない。</li> </ul>	下記の例B.22とB.23
測定に対する例外 再取得した権利 (IFRS第3号第29項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公正価値は、価値を契約更新の可能性に帰属させずに、残存契約期間に基づいて決定される。</li> </ul>	セクションB.6.2.2における例B.31、認識基準に関する例B.19及びセクションB.4.1.4
株式報酬の置換 (IFRS第3号第30項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS第2号「株式に基づく報酬」に基づいて測定される—セクションB.6.2.5を参照。</li> </ul>	セクションB.6.2.5における例B.35
売却目的で保有する資産 (IFRS第3号第31項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づいて売却費用控除後の公正価値で測定される。</li> </ul>	

資産又は負債	IFRS第3号のガイダンス	関連する例
<p>認識及び測定に対する例外 法人所得税 (IFRS第3号第24項と第25項)</p> <p>従業員給付 (IFRS第3号第26項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰延税金残高は、取得日における一時差異及び繰越欠損金に関係しているか、又は取得の結果として生じた場合には認識される。</li> <li>・IAS第12号「法人所得税」に基づいて測定される。</li> <li>・IAS第19号「従業員給付」に基づいて認識、測定される。確定給付債務の現在価値には、例えば以下のような項目（被取得企業によって以前に認識されていなかった場合でも）が含まれていなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>-取得日前に生じた数理計算上の差異</li> <li>-取得日前の給付の変更又は制度の導入により生じた過去勤務費用</li> </ul> </li> <li>・認識される制度資産の純額は、制度からの払戻し又は制度への将来の拠出金の減額として取得企業が利用できる範囲内に限られている。</li> <li>・清算又は縮小による影響は、それが取得日前に生じた場合に限り、債務を測定する際に認識される。</li> </ul>	<p>詳細については、セクションB.4.3.2を参照</p>
<p>補償資産（すなわち、被取得企業の旧所有者が特定の不確実性に関して取得企業に契約上補償を行うことによって生じる資産） (IFRS第3号第27項と第28項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補償資産は、契約条項又は回収可能性の検討に従って、関連する項目と同じ基準で測定、認識される。</li> </ul>	<p>下記の例B.24</p>

### 例B.22—訴訟から生じる潜在的な債務

X社は、Y社の100%を取得した。Y社は、ブランドのライセンス契約に関する違反があったとして訴えられている。取得日時点で、Y社の経営者は当該違反について否定しており、申し立ては不当であると考えている。これは、裁判所が本申し立てを認容するであろう可能性は低い(約10%の確率)ことを示すY社の顧問弁護士の見解と一致している。

#### 分析:

これは、「潜在的な債務」の一例です。入手可能な証拠により申し立てられた違反が生じていなかったことが示唆されているため、Y社は自社が取得日に現在の債務を有していないと判断しています。したがって、X社は、当該訴訟に関して個別の負債を計上しません。

### 例B.23—訴訟から生じる債務

A社は、B社の持分を100%取得した。B社は、欠陥製品によって引き起こされたとされる人身傷害をめぐる訴えられている。請求者は、CU100万の損害賠償を請求する訴訟を起している。被取得企業の経営者は、当該製品に欠陥があり、傷害を負わせたおそれがあることを認めている。しかし、請求者と経営者の双方は、請求されている損害の程度について激しく対立している。被取得企業の顧問弁護士は、このような申し立ては通常、CU10万からCU25万の間で解決すると見積もっている。

#### 分析:

これは、入手可能な証拠に基づいて、結果的に偶発負債として認識され、公正価値で測定される現在の債務の一例です。A社は、予想される範囲内で起こりうる結果の関連した確率を用いた加重平均を含むものと考えられる、負債の公正価値を見積る必要があります。

## 例B.24－補償資産

W社は、Y社からX社を取得する。取得価額は、CU1,000である。X社は、第三者による訴訟に関する偶発負債を有している。こうした費用が発生した場合、Y社はW社に対して最高でCU100まで補償することに合意している。W社の経営者は、これは現在の債務であり、取得日における当該債務の公正価値はCU60であることが確定していると結論づけた。

### 分析：

この場合、W社は、CU60の偶発負債及び関連する偶発負債と同じ基準で測定、認識されたCU60の補償資産を認識し、そこから必要に応じて評価性引当金を控除します。

### 4.3.2 繰延税金の認識及び測定

IFRS第3号では、企業結合における繰延税金をIAS第12号「法人所得税」に基づいて認識するよう要求しています。

#### IAS第12号に基づいて認識、測定される項目 (IFRS第3号第24項と第25項)

- ・ 企業結合で取得した資産及び引き受けた負債から発生するすべての繰延税金資産又は繰延税金負債
- ・ 取得日時点で存在していたか、又は結合の結果発生した被取得企業の一時差異、繰越欠損金及び法人所得税の不確実性の潜在的な税効果

前述の基準を適用する際に、取得企業は被取得企業の財務諸表に計上された過去の繰延税金残高については認識しません。代わりに、認識される繰延税金残高を決定するにあたり、新たな取得日の評価が実施されます。この場合、慎重な分析及び判断が必要となる可能性があり、以下の事項について考慮します。

- ・ 被取得企業が事業を行う法域(複数の法域)に関連のある税法
- ・ 被取得企業の課税上の地位
- ・ 企業結合の一部として認識された資産及び負債の内容
- ・ 認識された金額と関連のある税務基準額との差額を生じさせる可能性がある特定の税法規
- ・ 被取得企業の税務上の繰越欠損金、不確実性及び税の属性

次ページの表では、適正な繰延税金残高を決定する際の主要なステップについての概要を説明しています。

ステップ	ガイダンス
資産及び負債の認識額を決定する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セクションB.4.2とB.4.3を参照</li> </ul>
適正な税務基準額を識別し、一時差異を決定する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業結合の会計処理で認識された資産や負債の金額及びそれらに関連する税務基準額に基づいて、将来減算一時差異又は将来加算一時差異をすべて識別する。当該基準の具体的な適用は税制によって決まるが、我々は一般的に以下の事項を考察している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>-法人格の取得によって実行される結合において、税務基準額は通常、被取得企業の納税申告目的の資産及び負債に帰属する金額を反映している。</li> <li>-被取得企業によって以前に認識されていなかった項目（例えば、一部の無形資産）が企業結合において認識される場合、その税務基準額はゼロである場合が多い。</li> <li>-被取得企業によって認識されていた項目について、取得日の公正価値を使用することにより帳簿価額が変動するが、その税務基準額に対しては影響を与えない場合が多い。これにより、新たな一時差異が生じるか、又は既存の差異の金額が変動する。</li> </ul> </li> </ul>
税金軽減効果又は他の税の属性を識別する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業結合の一部として認識される必要がある取得した税務上の欠損金、繰越控除又はその他の関連のある税の属性（例えば、税務上の不確実性）があるかどうかを判定する。</li> </ul>
繰延税金資産及び繰延税金負債を計上する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な税率を決定する。</li> <li>・IAS第12号に基づいて、将来加算一時差異について繰延税金負債を認識する。しかし、企業結合により生じるのれんについては、繰延税金負債の認識は行わない（IAS第12号第66項）。</li> <li>・IAS第12号の規定に基づいて繰延税金資産が、将来減算一時差異として認識されなければならないかどうかを評価し、必要とされる範囲内で認識を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の事項に留意しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>-取得自体が繰延税金資産（取得企業の取得前の繰延税金資産を含め）の回収可能性の分析に、例えば十分な将来の利益が得られる可能性が変化することによって、影響を及ぼす場合がある。</li> <li>-取得により取得企業の取得前の繰延税金資産に変動が生じた場合、その影響は企業結合を行った期間に損益に認識される。これについては、企業結合とは別個の取引として処理され、のれんの決定には影響を及ぼさない（IAS第12号第67項）。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

#### 4.4 識別可能な取得資産及び引受負債の分類又は指定

資産及び負債の会計処理は、それらがどのように分類又は指定されるかによって決定されます。取得法では、取得企業は取得した資産や負債を取得日の条件に基づいて分類し、指定するよう要求しています。その場合、以下の項目を考慮します。

- ・資産及び負債の契約条件
- ・取得企業の経済状況
- ・取得企業の営業方針又は会計方針
- ・その他の適切な条件(IFRS第3号第15項)

そのため、取得企業の分類及び指定は、結合前の被取得企業のものとは異なっている可能性があります。

IFRS第3号では、取得した資産及び負債の分類又は指定に関する例の一覧表を完全に網羅しているわけではありませんが提供しています。

## 例(IFRS第3号第16項)

- ・ IAS第39号「金融商品:認識及び測定」又はIFRS第9号「金融商品」に基づく特定の金融資産及び金融負債の分類
- ・ デリバティブ商品のヘッジ手段としての指定
- ・ 組込デリバティブを主契約と区分しなければならないのかどうかの判定(これは主契約の分類に依存する)。

本基準の範囲は広範囲にわたる可能性があり、多数の項目を評価する必要があることも考えられます。実際、最も重要な分野は多くの場合、IAS第39号又はIFRS第9号に基づく分類、組込デリバティブの評価及びヘッジ会計などの金融商品であるといえます。被取得企業のヘッジ会計の指定(もしあれば)については、特に注意を払う必要があります。被取得企業のももとの指定を、取得企業の結合後の財務諸表において継続して行うことはできません。そのため、取得企業がヘッジ会計を適用したいと考える場合、新たな指定を行う必要があります。取得したヘッジ手段(ほとんどの場合、デリバティブ)はおそらく「時価」ではなくなっているため、こうした新しい指定はヘッジの非有効性が大きくなればその影響を受けやすいといえます。

IFRS第3号では、リース契約及び保険契約について、こうした一般的な原則に対して2つの例外を設けています。該当する場合、契約開始時又は契約条件変更日における契約条件やその他の要素をもとに、リース契約は(IAS第17号に基づいて)オペレーティング・リースかファイナンス・リースとして分類され、もしくは契約は(IFRS第4号「保険契約」に基づいて)保険契約として分類されます(IFRS第3号第17項)。

## 5 非支配持分の認識及び測定

### ステップ5 非支配持分の認識及び測定

非支配持分は、取得企業が直接又は間接的に保有していない被取得企業の持分商品について説明するIFRS第3号の用語です。非支配持分は、取得企業が所有する被取得企業に対する持分が100%に満たない場合に生じます。IFRS第3号には、ある種の非支配持分を公正価値で当初測定する会計方針の選択肢が含まれています。非支配持分の測定は、のれんの金額及び事後の会計処理に影響を与えることがあります。

### IFRS第3号の非支配持分の定義

「子会社に対する持分のうち、親会社に直接又は間接的に帰属しないもの」

最も単純かつ一般的な非支配持分の形態は、売却しない株主が保有する被取得企業における株式です。しかし、IAS第32号の資本の定義を満たす被取得企業によって発行されるすべての金融商品(例えば、一部のストック・オプション)もまた、親会社に帰属しない場合には非支配持分ということになります。したがって、IAS第32号「金融商品:表示」の定義に基づいて、被取得企業の持分商品を自社の金融負債と区別することが重要となります。非支配持分は、取得企業の結合後の財務諸表で資本の個別の構成要素として表示され、IAS第27号に基づいて事後の会計処理が行われます。非支配持分は、2つのカテゴリーに大別されます。これらにより、次ページのように利用できる測定の選択肢が決定されます。



カテゴリー	説明	測定の実施
現在の所有金融商品	・売却しない株主が保有する被取得企業の持分であり、清算時に、被取得企業の純資産に対する比例的な取り分を受け取る権利を当該株主に与える（例えば、普通株式）。	・公正価値 ・認識された資産及び負債に対する比例的な取り分（IFRS第3号第19項）
非支配持分のその他の構成要素	・被取得企業が発行したその他の金融商品であり、IAS第32号の資本の定義を満たす（例えば、「固定額対固定数（fixed-for-fixed）」条件のワラント又はコール・オプション）。	・公正価値

注：2010年5月、IASBはIFRSの年次改善（2010年版）を公表した。これにより、非支配持分を公正価値モデル又は比例持分モデルのいずれかで測定するという選択肢が、現在の所有金融商品であり、かつ清算時に被取得企業の純資産に対する比例的な取り分を受領する権利をその保有者に与える非支配持分に制限されることが明確にされた。本改訂は、2010年7月1日以降に開始する年度から適用される。

取得企業は、取得日後に、非支配持分の株式の取得を（例えば、プットコール・オプション又は先渡契約の締結によって）、売却しない株主と取り決めを交わす場合があります。その場合には、実質上、対象とされている基礎となる株式が非支配株主又は当該取得企業に帰属するのかが決定するにあたり、分析が必要となります。基礎となる株式が当該取得企業に帰属すると判断される場合、非支配持分は認識されません。セクションB.6.2.7では、こうした評価、及びそれが取得会計に及ぼす影響について説明しています。

## 5.1 非支配持分の測定に関する選択肢

非支配持分を測定する基準は、取得日ののれんに影響を及ぼします。公正価値モデルを使用する場合、被取得企業におけるのれんの100%が認識されます（取得企業の取り分と非支配持分の取り分の両方）。これは、全部のれん方式と説明される場合もあります。比例持分モデルでは、のれんにおける取得企業の持分のみが認識されます（認識額がより小さくなる）。

以下の例では、2つのモデルが及ぼす基本的な影響を示しています。

### 例B.25—非支配持分の測定

A社は、B社に対する80%の持分に関してCU800を支払う。A社は、B社に対して以前にいかなる資本持分も有していない。A社の識別可能な純資産の公正価値は、CU750であると見積られている。評価技法を用いて、取得日のB社における残余持分20%（非支配持分）の公正価値はCU180であると算定されている。

#### 代替的手法に基づいて認識された非支配持分及びのれんの金額

	公正価値モデル	比例持分モデル
現金の対価	CU 800	CU 800
非支配持分の公正価値	180	—
識別可能な純資産に対する20%の非支配持分	—	150
合計	980	950
100%の識別可能な純資産の公正価値	750	750
<b>のれん</b>	<b>230</b>	<b>200</b>
<b>非支配持分の認識額</b>	<b>180</b>	<b>150</b>

のれんに対する影響以外で、当該方針の選択肢に影響を与える可能性のあるその他の要素を以下に示します。

- ・ 比例持分モデルに基づいて認識されるのれんの金額が低ければ、後に減損費用が減少する。IAS第36号「資産の減損」では、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めてグロス・アップされる。総額については、減損を判定するにあたり回収可能価額と比較されるが、親会社ののれんに関連する減損損失のみが認識される。
- ・ 非支配持分の公正価値を見積ることによって、費用及び複雑さが増大するおそれがある。
- ・ 選択された測定モデルは、IAS第27号に基づく非支配持分の事後の修正に影響を与える可能性がある(セクションC.2.1を参照)。

## 5.2 非支配持分の公正価値の決定

IFRS第3号では、適用できる場合に、非支配持分の公正価値をどのように決定するのかについてのガイダンスが提供されています。

### 非支配持分の公正価値に関するIFRS第3号のガイダンス

- ・ 非支配持分の公正価値は、入手可能であれば、取得企業が保有していない持分株式の活発な市場における公表価格に基づいて測定される。そうでない場合には、取得企業は非支配持分の公正価値を、その他の評価技法を用いて測定することとなる(IFRS第3号B44項)。
- ・ 取得企業の被取得企業に対する持分の公正価値と、非支配持分の公正価値は、1株当たりベースで異なる場合がある。被取得企業に対する取得企業の持分の1株当たりの公正価値には、支配プレミアムが含まれている可能性が高い(IFRS第3号B45項)。

## 6 移転された対価

### ステップ6 移転された対価の決定

IFRS第3号では、「取得価格」又は「投資原価」ではなく、「移転された対価」について触れています。その重要な特徴としては、移転された対価には被取得企業と交換に移転されるもののみが含まれることが挙げられます(IFRS第3号第51項)。この金額に取引費用は含まれていませんが、条件付対価は含まれます。

全体の取引又は契約に企業結合の一部ではない要素(IFRS第3号の原則に基づく)が含まれている場合、移転された対価は契約上の取得価格(すなわち、取得契約に記載された金額)とは異なります。本セクションでは要求事項のいくつかを示す例を用いて、移転された対価に影響を与える主要な実務上の問題について説明しています。

### 移転された対価の構成要素(IFRS第3号第37項)

移転された対価は、被取得企業と交換される以下の項目の取得日における公正価値の合計額である。

- ・ 取得企業が移転した資産
- ・ 取得企業に発生した被取得企業の旧所有者に対する負債
- ・ 取得企業が発行した資本持分

移転された対価の決定プロセスを以下のように2つの主要なステップに分けることが有用といえます。

取得契約に基づく契約上の取得価格

セクションB.6.1を参照

+ / -

企業結合の一部ではない取引の修正

セクションB.6.2を参照

=

被取得企業と交換に移転された対価

## 6.1 契約上の取得価額

契約上の取得価額には、2種類以上の対価が含まれている場合があります。特定の種類の対価は、後述するように取得日及び取得後の報告利益に影響を及ぼします。

### 考えられる対価の形態 (IFRS第3号第37項)

- ・ 現金
- ・ その他の資産 (例えば、有形固定資産)
- ・ 取得企業の事業又は子会社
- ・ 条件付対価
- ・ 普通株式又は優先株式、オプション、ワラント及び相互会社の社員持分などの取得企業が発行した資本持分

以下の項目については、特定の検討を行う必要があります。

- ・ 条件付対価 (セクションB.6.1.1を参照)
- ・ 取得企業の資産の移転 (セクションB.6.1.2を参照)
- ・ 相互会社の結合などの株式交換 (セクションB.6.1.3を参照)
- ・ 対価の移転を伴わない結合 (セクションB.6.1.4を参照)

#### 6.1.1 条件付対価

多くの結合には条件付対価 (すなわち特定の将来の事象が生じるか、又は条件が満たされる場合に被取得企業の旧所有者に対して追加の資産又は資本持分を移転する取得企業の債務として定義されている) が含まれています。これは、取得した事業の価値及び将来の業績に影響を及ぼす可能性がある不確実性に直面した際にも、取得企業とバンダーが企業結合の条件について合意できるようにする上で役立つ仕組みであるといえます。

IFRS第3号では、条件付対価の認識及び測定についてのガイダンスが提供されています。

## IFRS第3号の認識及び測定規定

- 条件付対価は、取得日に公正価値で認識、測定される(IFRS第3号第39項)。
- IAS第32号「金融商品:表示」は、金融負債か資本かの分類を決定するにあたり適用される(IFRS第3号第40項)。
- 一定の条件が満たされる場合、以前に移転した対価の返還を受ける権利が取得契約に含まれている場合、取得企業は当該権利を資産として分類する(IFRS第3号第40項)。

条件付対価についてのIFRS第3号の要求事項を適用する場合には、以下の事項に留意します。

- 取得日に認識された金額は、のれん及び報告される負債又は資本に直接影響を及ぼす。
- IAS第32号に基づく負債又は資本のいずれかとしての分類は、以下のように結合後の報告利益に影響を及ぼす。
  - 条件付対価負債は決済されるまで純損益を通じて公正価値で事後的に再測定される(セクションC.1.2を参照)。
  - 資本として分類された条件付対価は再測定せず、その後の決済は資本の中で会計処理される。
- のれんについては、測定期間中の修正として適格な修正(セクションB.8を参照)又は誤謬の訂正から生じた修正を除いて、条件付対価の公正価値又は決済における変動を反映させるための取得日後の修正は行わない。
- 一部の条件付対価契約には、企業結合とは区別して会計処理される取引が含まれている場合がある(セクションB.6.2を参照)。

次ページの例では、条件付対価に関するIFRS第3号の主要な原則のいくつかについて説明しています。

## 例B.26－繰延対価及び条件付対価

A社は、B社の持分全体をCU12万で取得する。また、A社はCU1,500と、直前12ヶ月間のB社の利益に対する取得後最初の1年間における同社の利益の超過額の25%のいずれか高い方の金額を追加で支払うことに合意している。こうした加算金は、2年後に支払うことになっている。B社は、前の12ヶ月でCU2万の利益を計上したが、取得日の翌年において少なくともCU3万の利益の計上を見込んでいる。

### 分析：

この場合、条件付支払いと繰延払いとを区別しなければなりません。A社は、2つの金額のうち高い方の金額を支払うことに合意しています。CU1,500という追加の金額は、A社が支払うべき最低額であり、偶発事象による影響は受けません。したがって、当該金額は条件付支払いではなく繰延払いであるといえます。条件付支払いは、B社が利益目標を上回る場合に支払われる部分にのみ関係しています。

移転される対価は、以下のように支払った現金及び公正価値で測定された繰延払いと条件付支払いの両方で構成されます。

- ・ 現金額面
- ・ 繰延払いの現在価値－類似の信用格付けを有する発行企業の類似の金融商品に関する市場金利を用いて、割り引くことによって算定される。
- ・ 条件付支払いの見積公正価値－追加の支払いを生じさせる水準を上回る利益をB社が挙げる可能性を考慮して算定される。

## 例B.27－固定数の株式で支払われる条件付対価

取得企業は、製薬業界の事業を取得した。売買契約書には、以下のように支払金額が明記されている。

- ・ 取得日に支払われるCU1億の現金
- ・ 特定の薬剤が規制当局の認可を得られる場合に、2年後に支払われる取得企業の100万株の追加株式

### 分析：

移転された対価には、支払った現金及び2年後に100万株の株式を支払う偶発負債の公正価値が含まれています。偶発的要素の公正価値は2年の先渡価格に基づいており、業績条件の影響を受けて減額されることとなります。

条件付対価の分類は、IAS第32号の定義に基づきます。こうした債務は固定数の株式を発行することによってのみ決済されるため、資本性金融商品として分類されます。したがって、条件付対価の当初の公正価値は資本に貸方計上されます。事後の修正は行いません(ただし、資本に計上された金額は株式の決済時又は債務の消滅時に資本の中で組み替えられる可能性があります)。

## 例B.28－変動する数量の株式で支払われる条件付対価

20X1年12月31日、X社は事業Yを取得した。対価はX社の株式8万株、及び20X2年と20X3年におけるYの利益の平均が目標水準を上回った場合にCU10万(X社の株式の公正価値に基づく)に相当する数の追加の株式である。該当する場合、追加の株式は20X4年1月7日に発行される。結合にかかるその他の費用はない。

取得日において、X社の経営者は、Yが平均的な利益目標を達成する確率は40%であると考えている。その日、X社の株式の公正価値はCU10である。また、実質的に同じ条件や特徴の条件付対価を有する金融商品の実勢利回りは5%であると、X社は算定している。

### 分析:

本企業結合の会計処理を行うにあたり、X社はYの取得に関連する移転された対価の合計額を算定する際に条件付対価を含めます。その場合、取得日に移転された対価はCU83万6,281であり、その内訳は以下の通りです。

- ・ CU80万(80,000×CU10)の発行された固定額の株式
- ・ CU3万6,281(CU100,000/(1.05)<sup>2</sup>×40%)の条件付対価の公正価値

当該条件付対価では、固定の金額に相当する変動する数量の株式を発行するよう要求しています。したがって、当該条件付対価は金融負債として分類されます。

### 注:

条件付対価を現金で支払い可能な場合に、同じ会計処理が適用される。

† IFRS第3号では、公正価値を測定する際の評価技法が特定されていない。本例では単純なアプローチを用いているが、他の評価技法が実際に使用する際により適していることも考えられる。

## 6.1.2 取得企業の資産の移転

移転された対価にベンダーに対する取得企業の非貨幣性資産(例えば、有形固定資産又は事業)の移転が含まれている場合、当該資産は取得日に公正価値で再測定されます。その公正価値と帳簿価額との差額はすべて、純損益に即時認識されます。

しかし、IFRS第3号では、資産がベンダーではなく結合後企業に移転される状況での公正価値の使用に対して例外を設けています。事実上、取得企業はそのような状況において資産の支配を引き続き保有しています。その場合、当該資産は移転された対価の一部ではなく、結合前の帳簿価額で引き続き測定されます(IFRS第3号第38項)。

## 6.1.3 株式交換及び相互会社の結合

企業結合は、株式交換(すなわち、取得企業が被取得企業の株式と交換に、ベンダーに対して自社の株式を発行する)によって実行されることがあります。IFRS第3号では、移転される対価は取得企業が発行した株式の公正価値に基づいて決定されます。しかし、IFRS第3号では、取得した株式の方がより信頼性をもって測定できる場合には、強制力のある選択肢が与えられています。



## 株式交換に関するIFRS第3号のガイダンス(IFRS第3号第33項)

受領した被取得企業の資本持分の取得日における公正価値が、移転した取得企業の資本持分の取得日における公正価値よりも信頼性をもって測定できる場合、移転された対価は被取得企業の資本持分の取得日における公正価値を用いて測定される。

こうした状況は、例えば非公開企業が活発な市場で取引されている株式を有する公開企業を取得する場合に生じる可能性があります。被取得企業の株式の公表価格は、評価技法を用いて取得企業の株式の価値を見積るよりも、より信頼性のある公正価値の測定値となりえると思われれます。

いくつかの問題が相互会社間の企業結合において生じています。相互会社間の企業結合は一般的に、構成員持分の交換によって実行されます。株式交換に関して移転される対価を決定する際のIFRS第3号の選択肢は、こうした状況に対しても同様に適用されます。被取得企業に対する構成員持分の公正価値(又は被取得企業の公正価値)の方がより信頼性をもって測定できる場合には、移転する取得企業の構成員持分の公正価値の代わりに、移転される対価を決定する際に使用されます(IFRS第3号B47項)。

IFRS第3号B47項－B49項では、相互会社間の結合に関するこうした会計処理の側面について、追加のガイダンスが提供されています。

### 6.1.4 対価の移転を伴わない企業結合

企業結合は、いかなる対価も支払わずに実行されることがあります(セクションB.1.2をご覧ください)。IFRS第3号では、そうした状況についての例が以下のように示されています(IFRS第3号第43項)。

- ・ 投資先が他の投資者が保有する自己の株式を買い戻し、その結果既存株主が過半数株主となる。
- ・ 投資者が支配を行使することを妨げていた他の株主の拒否権又は類似の議決権が解除されるか、又は消滅する。
- ・ 契約のみによって達成される企業結合(例えば、ステーブルド契約又は二重上場企業の設立)。

これらの状況で移転される対価はないため、IFRS第3号ではのれんの算定方法について特定のガイダンスが提供されています。

### 対価の移転を伴わない場合ののれんの算定(IFRS第3号第33項)

のれんを算定するにあたり、取得企業は移転された対価の公正価値の代わりに、被取得企業に対する取得企業の持分の取得日公正価値(適切な評価技法を用いて算定された)を使用する。

契約のみで達成される企業結合においては、取得企業は、取得日前後に被取得企業に対する資本持分を保有していません。そこでIFRS第3号では、結果的に被取得企業のすべての資本持分が非支配持分に帰属することになる場合でも、取得企業以外の当事者が保有する資本持分のすべてを非支配持分として帰属させるよう取得企業に対して要求しています(IFRS第3号第44項)。

## 6.2 企業結合の一部ではない取引の修正

企業結合を実行するにあたり、取得企業は企業結合の一部ではないベンダー及び／又は被取得企業との取引及び取決めを行う場合があります (IFRS第3号の原則に基づく)。これらについては、個別に会計処理しなければなりません。個別の取引の中には、取得契約において明確に言及されているものもあり、例えば、取得企業の取引費用を補填するためのベンダーによる契約などが例として挙げられます。多くの場合、個別の取引及びその会計結果の識別には、全体の取決めや状況及びその実態に関する慎重な分析が必要とされます。IFRS第3号では、商業上、企業結合の結果生じる、又は不可欠な多くの取引は結合の一部ではありません。

セクションB.6で説明しているように、個別の取引に関する会計処理にはしばしば、契約上の取得価格の修正が含まれています。被取得企業の資産及び負債との交換で移転された対価のみがのれん (又は割安購入益) の算定に含まれます。個別の取引に関連する支払いは実質的には移転された対価に含まれず、そのため個別の利得、損失、負債又は資産が生じる場合があります。

### 6.2.1 個別取引の識別

IFRS第3号では、相互排他的ではなく、それ一つでは決定的とならない状況において検討される指標の一覧が以下のように提供されています。

決定要因	指標 (IFRS第3号B50項)
取引の理由	・主に取得企業又は結合後企業の便益のために取り決められた取引は、被取得企業にとっての交換取引の一部である可能性は低い。
誰が取引を主導したか	・被取得企業又は旧所有者が主導した取引や契約は、取得企業又は結合後企業の便益のためである可能性は低く、企業結合取引の一部である可能性が高い。
取引の時期	・企業結合の交渉中に生じた取引は、売却する側ではなく取得企業又は結合後企業に将来の経済的便益をもたらすために実行された可能性があるため、慎重に分析する必要がある。

IFRS第3号には、企業結合とは別個の3種類の取引が明記されています (IFRS第3号第52項)。また、これらの取引が移転された対価の算定にどのように影響を及ぼすのかについてのガイダンスも以下のように提供されています。

該当する取引	IFRS第3号のガイダンス
当事者間の以前からの関係を事実上清算する取引	・セクションB.6.2.2を参照。
将来の勤務に関し、被取得企業の従業員又は旧所有者に報酬を与える取引	・セクションB.6.2.3を参照
取得企業による取得関連費の支払に関し、被取得企業又は旧所有者に補填する取引	・セクションB.6.2.4を参照

さらに、以下の取引又は契約により、契約価格に重大な修正が生じる場合があります。

説明	移転された対価に対する影響
被取得企業の株式に基づく報酬	・セクションB.6.2.5とB.6.2.6を参照
将来、売却しない株主から株式を取得する契約	・セクションB.6.2.7を参照

## 6.2.2 以前からの関係の清算

企業結合の当事者は、既存の関係を契約に基づく商業的な契約（例えば、サプライヤーと顧客の関係）又は契約に基づかない関係（例えば、訴訟）のいずれかによって有している場合があります。そうした当事者間の企業結合は、以前からの関係の実質的な清算とみなされます。その場合、契約価格には、清算に関連する金額が含まれると推定されます。そのため、以下の事項を行います。

- ・取得日に、取得企業は清算にかかる利得又は損失を認識する。
- ・契約上の取得価格は、被取得企業と交換に移転された対価を算定する際に事実上の清算に関連するとみなされる金額に応じて調整を行う。

### 以前からの関係の清算に関するIFRS第3号のガイダンス (IFRS第3号B52項とB53項)

- ・関係の清算にかかる利得又は損失は、取得日に損益計算書で認識される。利得又は損失の測定は、関係が契約に基づくか、又は基づかないかによって左右される（下記参照）。
- ・関連する契約の条件が現在の市場条件と比べて有利又は不利である場合、同じ要求事項が再取得した権利に対して適用される（セクションB.4.1.4を参照）。

### 以前からの関係の清算にかかる利得又は損失の測定 (IFRS第3号B52項)

関係	測定
契約に基づかない	・公正価値で測定する。
契約に基づく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の金額のいずれか低い方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場条件と比べた場合に、取得企業の観点から有利又は不利である契約に基づく金額</li> <li>・相手方にとって契約が不利である場合に、相手方が利用できる契約上の決済条項の金額</li> </ul> </li> <li>・後者の金額の方が低い場合、差額は企業結合の会計処理の一部に含まれる。</li> </ul>

注：清算にかかる利得又は損失はすべて、取得企業が以前に認識していた関連する資産又は負債の影響を受ける。

以下の例では、以前からの関係に関するIFRS第3号のガイダンスについて説明しています。

### 例B.29－以前からの契約に基づかない関係の清算

P社は、C社が保有する特許権の侵害に関してC社から訴えられている。20X1年12月31日、P社は当該訴訟に関連するCU500万の負債を認識した。

20X2年6月30日、P社はC社の持分全体をCU1億2,000万で取得した。その日、予想される当該訴訟の清算の見積公正価値は、CU800万である。

#### 分析：

取得により、2社の当事者間の訴訟は実質的に清算されています。P社は、こうした清算を個別に会計処理し、CU300万（公正価値と以前に認識されていた負債との差額）の清算にかかる損失を認識します。企業結合の会計処理において、CU1億2,000万の契約上の取得価格については清算に起因するCU800万を減額し、その結果CU1億1,200万の移転した対価が生じることになります。

### 例B.30－以前からの供給契約の清算

A社は、5年の供給契約に基づき固定金利でB社から原材料を購入する。A社は、CU400万の手数料を支払うことによって当該契約を解約することができる。

契約を締結してから2年が経過し、A社はB社の持分全体をCU4,000万で取得した。その日、固定レートが現在の市場価格よりも高いため、当該供給契約の条件はA社にとって不利なものとなっている。B社に関する契約の見積公正価値は、CU500万（そのうちのCU200万は「時価」の条件である部分を示し、CU300万はA社にとって不利な価格設定に関連する部分となる）である。取得に先だって、A社は当該供給契約は不利な契約ではないと結論づけており、当該契約に関連する負債は財務諸表に計上されていない。

#### 分析：

A社によるB社の取得では、供給契約を実質的に清算しています。A社はこうした清算を個別の取引として会計処理し、CU300万の清算にかかる損失を認識します\*（当該金額が解約料金よりも低いため）。

企業結合の会計処理において、移転された対価はCU4,000万の契約価格から供給契約の清算にかかる損失に起因するCU300万を減額したCU3,700万であると算定されます。

当該供給契約の公正価値の「時価」の構成部分を示すCU200万はのれんに含まれます。本企业結合は以前より付与していたA社の資産を使用できる権利の再取得に当たらないため、個別の無形資産（すなわち、再取得した権利）については認識されません。

\*A社が（IAS第37号に基づいて）当該供給契約が不利な契約であると以前にみなしていた場合、こうした不利な契約に関して以前に認識されていた負債が清算にかかる損失から減額されることとなる。

## 例B.31－以前からのライセンス契約の清算

Q社は、Q社の技術を使用することができる5年のライセンスを年間固定費でS社に付与した。S社は、CU200万の手数料を支払うことによって、当該ライセンス契約を解約することができる。契約を締結してから2年が経過し、Q社はS社をCU1億で取得する。その日、当該ライセンス契約の公正価値は、CU450万(更新の可能性の価値に関連するCU50万を含む)である。当該ライセンス契約の条件は、市場条件と比べた場合にQ社にとってCU150万不利なものとなっている。

### 分析:

本企業結合では、ライセンサーとライセンシー関係を実質的に清算しています。Q社はこうした清算を個別の取引として会計処理し、CU150万(不利な価格設定と契約解除料とで価値の低い方)の清算にかかる損失を認識します。

本企業結合の会計処理において、移転された対価はCU9,850万(CU1億の契約価格からライセンス契約の清算にかかる損失CU150万を減額したもの)であると算定されます。

この場合、企業結合に再取得した権利(すなわち、Q社がS社に対して以前に付与していた技術を使用できる権利の再取得)が含まれているかどうかを決定するにあたり、評価が必要となります。そのような再取得した権利が含まれている場合には、のれんとは区別して認識し(認識基準についてはセクションB.4.1.4をご覧ください)、価値を契約更新の可能性に帰属させずに公正価値で測定します(セクションB.4.3.1をご覧ください)。

### 6.2.3 従業員報酬契約

多くの企業結合において、売却株主の一部又は全員が取得した事業の主要従業員(例えば、オーナー経営者)でもある場合があります。これらの個人は企業結合後に取得した事業とともに引き続き雇用される可能性があります。さらに、その取得契約には、特定の目標を達成すること、及び一定期間におけるこうした従業員株主の継続雇用の双方に依存する条件付支払い(セクションB.6.1.1をご覧ください)が含まれている場合があります。

そうした条件付支払契約は、支払の一部又は全部が、実質的に、取得した事業に対する支払いではなく、将来の従業員の勤務に対する報酬であるかどうかを決定するにあたり分析を行う必要があります。こうした決定は、取得契約及びその他の関連する契約に特有の諸条件に左右され、判断が求められる可能性があります。

IFRS第3号では、本分析に役立つ指標(セクションB.6.2.1で説明した一般的な指標に加えて)が示されており、これらの指標すべてを考慮しなければなりません。しかし、IFRS第3号には、条件付支払が雇用の終了時に自動的に失効する場合には、その支払は結合後の勤務に対する報酬であるとみなされることが示されています。



指標	分析及び起こりえる結果 (IFRS第3号B55項)
継続雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用の終了時に自動的に失効する条件付支払は、結合後の勤務に対する報酬であるとみなされる。</li> <li>支払により継続雇用が要求されておらず、雇用の終了によって影響を受けない場合、当該支払は移転された対価の一部であると思われる。</li> </ul>
継続雇用の期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>要求されている雇用の期間が、条件付支払期間と一致するか又はそれよりも長い場合、当該支払は報酬であるとみなされる可能性がある。</li> </ul>
売却株主従業員の報酬の水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員報酬 (条件付支払を除く) が他の主要従業員と比べて合理的な水準にある場合、条件付支払は移転された対価の一部であるとみなされる可能性がある。</li> </ul>
売却株主従業員への追加の支払	<ul style="list-style-type: none"> <li>条件付支払の金額が、継続雇用の有無にかかわらず、すべての売却株主に対して同じである場合、当該支払は移転された対価の一部であると思われる。</li> <li>売却株主従業員が従業員にならなかった売却株主よりも高い金額を支払われる場合、売却株主従業員へ支払われた追加の金額は報酬であるとみなされる可能性がある。</li> </ul>
売却株主従業員が以前に保有する株式の数	<ul style="list-style-type: none"> <li>売却株主従業員が被取得企業に対して実質的持分 (substantial interest) を以前に保有していた場合、条件付支払は利益分配報酬契約であると思われる。</li> <li>さらに、売却株主従業員が最小限の持分しか保有しておらず、他のすべての売却株主が同じ条件付支払を受領する場合、当該条件付支払は移転された対価の一部であると思われる。</li> <li>こうした分析をする場合、売却株主従業員に関連する当事者の所有持分についても考慮する。</li> </ul>
条件付支払を算定する際の計算式の評価との関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得価格が被取得企業の評価における一定の範囲の下限であること及び当該評価に関連する条件付支払計算式に基づく場合、条件付支払が追加の対価であることを示している。</li> <li>また、条件付支払計算式が過去の利益分配契約と整合する場合、支払が報酬を意図とするものであることを示している。</li> </ul>
条件付支払を算定する際の計算式	<ul style="list-style-type: none"> <li>計算式が利益倍率に基づく場合、その計算式が被取得企業の公正価値を算定又は検証することを意図するものであることを示している。この場合、支払は移転された対価の一部であると思われる。</li> <li>また、計算式が利益の一定割合に基づいている場合、支払が利益分配契約を意図するものであることを示している。</li> </ul>
その他の契約及び論点	<ul style="list-style-type: none"> <li>売却株主との他の契約 (例えば、競争禁止義務契約、未履行契約、コンサルティング契約及びリース契約) の条件、及び条件付支払にかかる法人所得税の取扱いは、条件付支払が取得した事業に関する対価以外のものである可能性があることを示している場合がある。</li> <li>例えば、取得に関連して、取得企業は売却株主 (貸手) とリース契約を締結するかもしれない。リースの支払条件が市場を著しく下回る場合、条件付支払の一部はリースの支払いに関するものであり、リース費用として認識しなければならない可能性もある。また、支払リース料の条件が市場条件と整合している場合、条件付支払は移転された対価の一部であると思われる。</li> </ul>

主要スタッフの残留特別手当などの他の従業員報酬契約も結合後の費用項目であり、そのため移転された対価の一部ではありません (例B.33をご覧ください)。また、被取得企業の株式報酬の置換えは、セクションB.6.2.5で説明しているように移転された対価に影響を及ぼします。

以下の例では、従業員報酬契約に関するIFRS第3号のガイダンスについて説明しています。

### 例B.32—従業員として残留する売却株主への支払い

X社は、単一の株主が所有している企業であるZ社に対する持分100%を、CU500万の現金払い及びCU100万の条件付支払で取得する。当該契約の条件では、以下の条件が満たされる場合には、取得から2年後の支払を規定している。

- 取得から2年でZ社の総利益額が一定額を上回る。



- ・ 前の株主は、取得から少なくとも2年間はZ社に継続して雇用される。前の株主が2年の雇用期間を終了しない場合には、条件付支払は一切支払われない。

#### 分析:

この場合、前の株主は継続して雇用される必要があり、条件付支払は条件付支払期間内に雇用を終了した時点で失効します。CU100万の条件付支払は将来の勤務に対する支払であるとみなされ、報酬費用として結合後の損益計算書に認識されます。

企業結合の会計処理では、CU500万の現金払いのみを移転された対価として処理します。

### 例B.33—従業員との報酬契約

A社はB社をCU3,000万の現金払いで取得した。企業結合に関連して、A社はB社の一部の主要従業員(株主ではない)と契約を締結しており、取得日から少なくとも2年間継続して雇用された場合には従業員に対して奨励給が支払われます。従業員は、既存の雇用契約に基づいて、引き続き業績手当を受け取ります。

#### 分析:

この場合、A社は従業員としての立場にあり、かつB社の所有者ではない主要従業員に対して奨励給を支払います。当該取引は企業結合に関連していますが、以下に該当する場合には、企業結合とは区別して会計処理されます。

- ・ 奨励給は、主要従業員が実行する結合後の勤務に基づいて検討される。業績とは関連がないものの、従業員が一定期間継続して勤務するよう促すことを目的とするものである。したがって、当該支払は報酬として結合後の損益計算書に認識される。
- ・ 奨励給は、移転された対価の構成要素ではない。また、取得日時点で奨励給を支払う債務はないため、奨励給が取得した事業の識別可能な負債(偶発)を表す証拠とはならない。

## 6.2.4 取得費用

多くの場合、取得企業は独自の取得関連費用を支払っています。IFRS第3号では、そうした取得費用は発生時に費用として認識することを規定しています。

### 取得費用に関するIFRS第3号のガイダンス

- ・ 費用として損益計算書に計上する。唯一の例外は、負債性証券又は持分証券の発行コストの取扱いであり、関連する商品の受取高の減少として処理する(IFRS第3号第53項)。
- ・ また、被取得企業又は旧所有者が支払った取得費用に対しても適用され、取得企業が補填する(IFRS第3号第52項(c))。

取得契約では、ベンダーが取得費用を支払うことを規定している場合があります。取得費用は、取得企業によって補填される場合もありますが、そうでない場合もあります。いずれの場合でも、取得企業はこれらのコストを費用として認識します。取得費用が直接補填されない場合には、契約価格の適用部分を実質的に補填として処理し、移転された対価からは除外しなければなりません—次ページの例をご覧ください。

## 例B.34－ベンダーが支払う取得費用

Q社は、S社をベンダーVからCU2,000万で取得した。取得契約では、ベンダーVが法律、デュー・デリジェンス及びその他の専門家の報酬などの取引に関連するすべての費用を支払うことを規定している。Q社はこれらの費用を補填する必要がない。

Q社の代わりにベンダーVが支払った取得関連費用は、合計でCU50万であった。ベンダーVは、当該取引に関連する自社の弁護士費用に関して追加のCU10万を負担した。

### 分析:

この場合、Q社が支払ったCU2,000万には実質的に、取得関連費用に対する補填が含まれています。Q社は、当該費用を即時費用として企業結合とは区別して会計処理しなければなりません。

企業結合の会計処理において、移転された対価はCU1,950万(契約上の取得価格からQ社の代わりに支払われた取得費用のみを減額したもの)であると算定され、これは取得した事業と交換に支払った金額を表しています。

## 6.2.5 被取得企業の株式に基づく報酬の置換え

被取得企業の既存の株式に基づく報酬が取得企業によって置き換えられる企業結合において、移転された対価及び結合後の費用の両方を決定するには特に注意する必要があります。被取得企業の報酬はしばしば、例えば以下の事項を行うために置き換えられます。

- ・ 被取得企業における取得企業の所有が将来希薄化することを回避する。
- ・ 取得企業の株式が結合後に被取得企業の株式と比べてより流動性がある場合に、より効果的な従業員のインセンティブが生まれる。
- ・ 拡大されたグループ内で報酬契約を合理化する。

IFRS第3号では、企業結合に関連した株式に基づく報酬の交換は、IFRS第2号に基づいて株式に基づく報酬の条件変更として会計処理されます(IFRS第3号B56項)。

取得企業が被取得企業の株式に基づく報酬(もともとの報酬)を自社の報酬(代替報酬)と置き換える債務を負っている<sup>6</sup>場合には、その代替報酬の価値の全部又は一部は移転された対価の構成要素となります(IFRS第3号B56項)。取得企業が被取得企業の報酬を自発的に置き換える場合には、同じガイダンスが適用されます。取得企業が被取得企業の報酬を置き換えないことを選択する場合のガイダンスについては、セクションB.6.2.6をご覧ください。

注:2010年5月、IASBはIFRSの年次改善(2010年版)を公表した。本改訂では、取得企業が自発的に置き換える被取得企業の株式報酬取引は、取得企業が置き換える債務を負っている報酬と同様に会計処理しなければならないことが明確にされた。また、改訂では、取得企業が置き換えないことを選択する被取得企業の報酬に関する会計処理を明確にした。本改訂は、2010年7月1日以降に開始する年度に対して適用されている。

6 取得契約の条件、株式報酬契約自体、又は適用される法令又は規制のいずれかによって要求されている場合には、取得企業は被取得企業の株式報酬を置き換えることを義務づけられている(IFRS第3号B56項)。

代替報酬の会計処理におけるIFRS第3号の目的は、その価値を以下に帰属する金額に配分することにあります。

- ・ 結合前の勤務 (移転された対価の一部として処理する)
- ・ 結合後の勤務 (報酬費用として結合後の財務諸表で会計処理する)

IFRS第3号では、配分をどのように決定するのかについて特定のガイダンスが提供されています。本ガイダンスでは、代替報酬及び被取得企業の報酬の両方を、取得日に (IFRS第2号に基づいて) 市場ベースの測定値を用いて測定するよう取得企業に対して要求しています。これは、セクションB.4.3.1で説明したIFRS第3号の測定に対する例外の一つです (IFRS第2号の市場ベースの測定値は公正価値と完全には一致しないため)。

代替報酬の価値の配分に関するIFRS第3号のガイダンスは、以下の通りです。

要素	IFRS第3号のガイダンス
<b>結合前の勤務:</b> 算定 (IFRS第3号B58項)  会計処理 (IFRS第3号B57項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被取得企業の当初の報酬の価値に、以下の項目のいずれか大きい方に対する取得日に完了した権利確定期間の比率を乗じたものを用いて算定される。               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 既存の報酬の当初権利確定期間</li> <li>- 権利確定期間合計 (変更が行われた場合)</li> </ul> </li> <li>・ 移転された対価に含まれる。</li> </ul>
<b>結合後の勤務:</b> 算定 (IFRS第3号B59項)  会計処理 (IFRS第3号B59項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代替報酬の価値と結合前の勤務に配分される金額との差額。</li> <li>・ 被取得企業の報酬に対する代替報酬の価値の超過額は実質的に、従業員報酬費用として結合後の損益で会計処理される。</li> <li>・ 結合後の報酬費用は、結合後の勤務が要求される場合には (被取得企業の報酬が取得日にすでに権利確定している場合でも)、権利確定期間にわたって認識される。</li> <li>・ さらに勤務が要求されない場合には、即時に費用として認識される。</li> </ul>
<b>その他:</b> 権利確定が見込まれる代替報酬の見積り (IFRS第3号B60項)  株式報酬の分類の影響 (IFRS第3号B61項)  企業結合の結果として失効する株式報酬 (IFRS第3号B56項)  法人所得税効果 (IFRS第3号B62項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代替報酬の結合前の部分と結合後の部分の配分には、権利確定が見込まれる代替報酬の数についての最善の見積りを反映させなければならない。</li> <li>・ 権利確定の見積りの変更はすべて、移転された対価の修正ではなく、結合後の損益として認識される。</li> <li>・ 同様に、企業結合後に生じた他の事象 (すなわち、業績条件の結果の修正又は見積りの改訂) の影響は、結合後の損益として認識される。</li> <li>・ 代替報酬がIFRS第2号に基づいて現金決済型又は持分決済型として分類されるかどうかにかかわらず、同じ要求事項が適用される。</li> <li>・ 現金決済型として分類される場合には、代替報酬の価値の取得日後におけるすべての変動及び関連する法人所得税効果は、結合後の損益として認識される。</li> <li>・ 企業結合により失効することになる報酬を取得企業が置き換える場合には、その代替報酬の価値は結合後の費用として処理される。価値は移転された対価に配分されない。</li> <li>・ 代替報酬の法人所得税効果は、IAS第12号に基づいて認識される。</li> </ul>

### 結合前の勤務に関連する代替報酬の表示

結合前の勤務に関連する代替株式報酬の価値は移転された対価に含まれており、そのため、のれんの金額が増加します。持分決済型の株式に基づく報酬については、それに対応する金額を資本に貸方計上します。以下のように、どの企業が権利行使時に株式を発行するかに応じて、こうした金額を非支配持分又は支配持分の資本として計上します。

- ・ 被取得企業の株式が発行される場合には、当該金額は非支配持分の一部である。
- ・ 取得企業の株式が発行される場合には、当該金額は支配持分の資本の一部である。

以下の例では、株式に基づく報酬の置換えに関する会計処理について説明しています。

### 例B.35－被取得企業の株式に基づく報酬の置換え

P社は、S社を取得する。S社は既存の持分決済型の株式に基づく報酬(当初の報酬)を有しており、将来の取得企業が少なくとも同等の価値の報酬と置き換えることを要求する条項が盛り込まれている。当初の報酬では、4年の権利確定期間を定めている。取得日に、S社の従業員は2年の勤務をすでに提供していた。

要求に応じて、P社は当初の報酬を自社の株式に基づく報酬(代替報酬)に置き換えた。本代替報酬では、権利確定期間は(取得日から)1年に短縮されている。

取得日における当該報酬の価値(市場ベースの測定値)は以下の通りである。

- ・ 当初の報酬:CU100
- ・ 代替報酬:CU110

取得日時点で、すべての報酬は権利確定することが見込まれている。

#### 分析:

代替報酬の価値は、移転された対価と結合後の報酬費用に配分されます。

結合前の勤務に帰属する部分はCU50(CU100×2/4年)であり、移転された対価の一部に含まれます。これは、当初の報酬(CU100)の価値に、権利確定期間全体(3年\*)又は当初の権利確定期間(4年)の大きい方に対して、結合前の勤務期間(2年)の比率を乗じて算定されます。本金額は親会社の資本に貸方計上されます。

残りのCU60(CU110－CU50)は、従業員の将来の勤務に対する報酬に帰属します。これは、1年(代替報酬の権利確定期間)の残存勤務期間にわたって報酬費用として結合後の損益で認識されます。

\* 取得日時点で従業員がすでに提供していた2年及び代替報酬における1年の権利確定期間

## 6.2.6 置き換えられない株式に基づく報酬

一部の企業結合では、取得企業は被取得企業の株式報酬制度を継続します。IFRS第3号(IFRSの年次改善(2010年版)によって改訂された)では、会計処理は報酬の権利が取得日に確定済みか、又は未確定か(下記をご覧ください)どうかによって決定されます。いずれの場合でも、報酬は取得日に(IFRS第2号に基づいて)市場ベースの測定値で測定されます。

カテゴリー	IFRS第3号のガイダンス
権利確定済の報酬 会計処理 (IFRS第3号B62A項)	・非支配持分の一部として認識される。
権利未確定の報酬 会計処理 (IFRS第3号B62A項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の項目に帰属する金額に配分される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 結合前の勤務-非支配持分の一部である。</li> <li>- 結合後の勤務-報酬費用として結合後の財務諸表で会計処理される(また、貸方は非支配持分の一部として表示する)。</li> </ul> </li> </ul>
算定 (IFRS第3号B62B項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結合前の勤務-以下の項目のいずれか長い方に対する取得日に完了した権利確定期間の比率を乗じた報酬の価値を用いて算定される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 既存の報酬の当初の権利確定期間</li> <li>- 権利確定期間全体(変更が行われた場合)</li> </ul> </li> <li>・結合後の勤務-残存する権利確定期間にわたって認識された報酬の価値に残存する残高</li> </ul>

以下の例では、置き換えられない株式に基づく報酬に関する会計処理について説明しています。

### 例B.36—被取得企業の株式に基づく報酬の継続

Q社は、S社を取得する。S社は既存の持分決済型の株式報酬制度を有している。当該報酬は、従業員が4年勤務した後に権利確定する。取得日に、S社の従業員は2年の勤務を提供していた。取得日に権利が確定する報酬はない。

Q社は既存の株式報酬制度を置き換えなかったが、残存する権利確定期間を2年から1年に短縮した。Q社は、取得日における当該報酬の市場ベースの測定値はCU100(IFRS第2号の測定原則及び取得日の条件に基づく)であると判断している。

#### 分析:

CU100の市場ベースの測定値は、非支配持分と結合後の報酬費用に配分します。

結合前の勤務に帰属する部分はCU50(CU100×2/4年)であり、非支配持分の一部に含まれます。これは、当初の権利確定期間(4年)に対する結合前の勤務期間(2年)の比率を、当該報酬(CU100)の価値に乗じて算定されます。

残りのCU50(CU100-CU50)は、従業員の将来の勤務に帰属します。本金額は、残存する1年の勤務期間にわたって費用として結合後の損益で認識されます。



### 6.2.7 売却しない株主から株式を取得する契約

被取得企業に対する支配持分を取得するよう交渉すると同時(又は同時期)に、取得企業は売却しない株主との取決めを締結し、後日、被取得企業の株式をさらに取得する場合があります。

#### 被取得企業における追加の株式を取得する種類の契約

- ・ 買建コール・オプション: 売却しない株主が保有する被取得企業の株式を取得できる取得企業の権利
- ・ 売建プット・オプション: 被取得企業の株式を取得企業に売却できる売却しない株主の権利
- ・ 先渡契約: 将来的に被取得企業の株式を購入又は売却できる拘束力のある契約

IFRS第3号には、上記の契約についての具体的なガイダンスが示されていません。それぞれの取決めは大幅に異なっており、適切な会計処理を決定する上で慎重な分析及び判断が必要となることも考えられます。取決めの種類やその分析についての詳細な説明は本手引きでは取り上げていませんが、以下の項で重要な論点の概要を説明しています。本手引きの執筆時点(2011年12月)では、IFRS解釈指針委員会(IFRIC)は追加のガイダンス<sup>7</sup>をどのように開発するかを検討していました。こうした分析において最も重要な要素は、対象となる契約が実質的に以下に該当するかどうかを判断することにあります。

- ・ 将来、追加的な被取得企業の株式を取得するための取決めであり、企業結合とは区別して会計処理される。又は、
- ・ 企業結合取引の構成要素である繰延対価又は条件付対価のための基礎となる被取得企業の株式の取得である。

個別の取引を識別する際のIFRS第3号の一般的な指標は、こうした評価に役立つよう適用される必要があります(セクションB.6.2.1をご覧ください)。さらに、取決めによって、基礎となる株式の所有にかかる便益が取得日に取得企業に移転されるかどうかを判断する際には、IAS第27号のガイダンスも適用するというのが我々の見解です。その場合、基礎となる被取得企業の株式の取得として当該取決めを処理しなければならないと我々は考えています。しかし、所有にかかる便益が取得日に取得企業に移転されるかどうかの判定は、必ずしも単純ではなく判断が求められる場合もあります。

7 IFRICは、非支配持分に係る売建プット・オプションに関して、現在の多様な会計処理に対応する進行中のプロジェクトを有している。本委員会は、非支配持分のプット・オプションの測定基準を変更せずに、そうした負債の事後の変動に関する会計処理を明確にすることによって、会計処理における多様性に対処することを検討している。



こうした判定は、以下にまとめた通り、企業結合の会計処理に影響を及ぼします。

### 所有にかかる便益が取得日に取得企業に移転されるかどうかによって決まる会計処理

要素	移転される	移転されない
契約	・企業結合の一部とみなされる(実質的に、繰延又は条件付対価契約として)。	・個別の取引として会計処理する。 ・IAS第32号及びIAS第39号/IFRS第9号に基づいて分類及び測定する。
基礎となる株式	・支配持分に含める。	・非支配持分の一部に含めて、測定する。
行使価格/契約に関して支払ったか、又は受領した金額	・行使価格の現在価値は、契約に関して支払ったか、又は受領したプレミアムとともに、移転された対価に含まれる。	・取決めが取得契約に組み込まれている場合には、その契約に記載された金額は移転された対価を決定するにあたり調整が必要となる場合がある。

以下の例では、売却しない株主から株式を取得する契約に関する会計処理の概念のいくつかについて説明しています。

#### 例B.37—基礎となる株式の所有にかかる便益が移転しない買建コール・オプション

P社は、ベンダーQと企業結合契約を締結する。P社は、S社の株式資本の80%に関してCU800を支払う。また、P社は取得日から1年後に行使可能なコール・オプションを締結し、S社における残りの20%の株式資本を公正価値(オプションが行使された場合には独自の評価によって判定される)で取得する。

##### 分析:

この場合、P社は残りの20%の株式保有の所有にかかる便益が取得日に移転されないと判断しています。これは、取得日から潜在的な権利行使までの間に価値の増減が売却しない株主に属することを前提としています。P社は、当該買建コール・オプションをIAS第32号に基づいて分類します。当該買建コール・オプションは固定額対固定数(fixed-for-fixed)条件によらないため、デリバティブとして純損益を通じて公正価値で会計処理されます。行使価格が公正価値に基づいているという事実は、オプションの価値を比較的少額に制限するものと思われます。

## 例B.38－基礎となる株式の所有にかかる便益が移転する売建プット・オプション

X社は、Y社に対して70%の支配持分を取得する。Z社が残りの30%の持分を保有している。同日、X社はZ社とプット・オプション契約(取得日から1年後にCU1,000の固定の行使価格でZ社が有するY社の株式をX社に売却できる権利をZ社に与える)を交わしている。X社は、当該オプションに関してCU150の支払いを受ける。

行使価格は、基礎となる株式の取得日の公正価値を大幅に上回っている。Y社がオプション期間中に配当を宣言することはないと予想される。

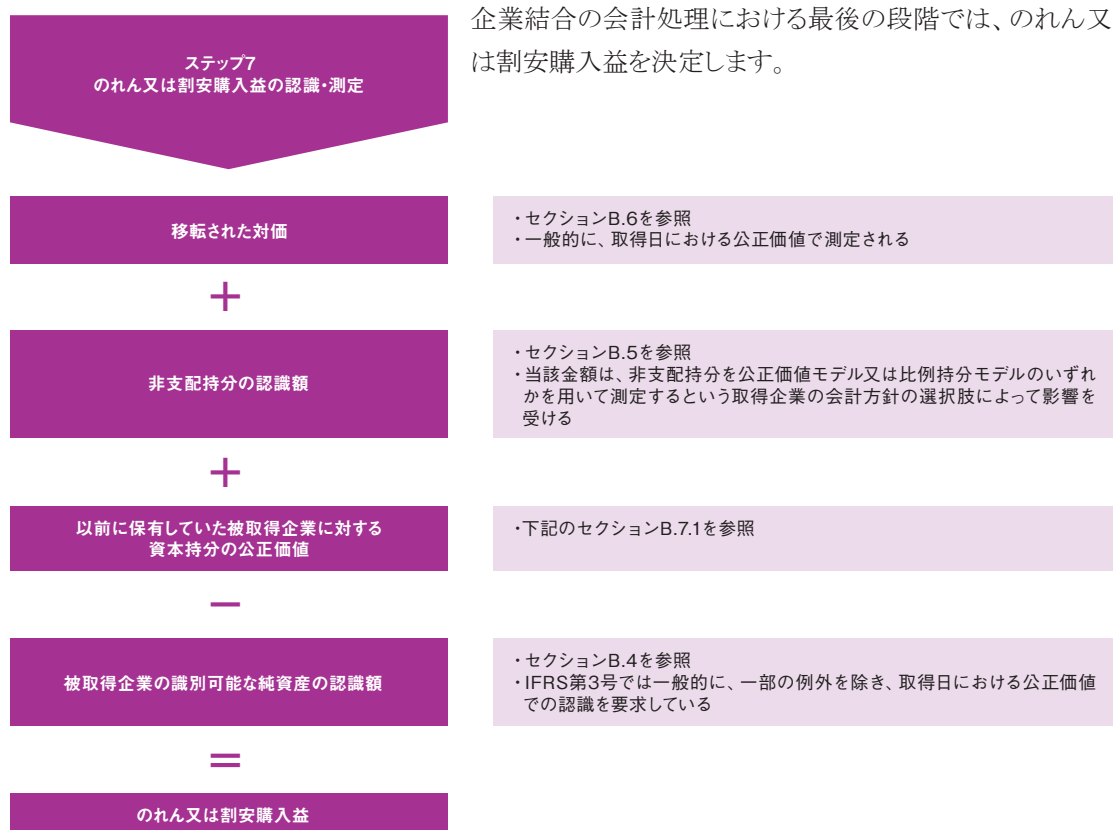
### 分析:

この場合、X社はプット・オプションが行使されることはほぼ確実であると判断しています。また、当該プット・オプションは固定かつ市場を上回る価格であるため、取得日以降の基礎となる株式の価値変動が、取得企業に属することが予想されます。本ケースでは、配当の見込みはなく、そのため分析において重要視されません。これらの要素に基づいて、X社は取得日に基礎となる株式の重要な所有にかかる便益を得たと結論づけています。企業結合の会計処理に対する影響は以下の通りです。

- X社は、予想される償還金額の割引現在価値(CU1,000を1年で6%\*割り引く)で測定したCU943のプット・オプションの負債を認識する。この負債は移転された対価の一部であり、当該プット・オプションに関して受領した金額を移転された対価から減額する。
- 取得後の割引の割戻しは、財務費用として純損益に認識される。
- 非支配持分の認識は行わず、Y社の結合後損益の100%はX社に帰属させる。

\*プット・オプションの負債に対して適正な割引率であると判断されている。

## 7 のれん又は割安購入益の認識及び測定



上記の計算式に含まれている要素のうち3つについては、前述したセクションで説明しました。本セクションでは、以下の項目を取り扱っています。

- ・取得企業が被取得企業に対する資本持分を以前に保有している状況(セクションB.7.1を参照)
- ・のれん又は割安購入益の会計処理(セクションB.7.2を参照)

### 7.1 段階的に達成される企業結合

企業結合より前に、取得企業は被取得企業に対する資本持分をすでに所有している場合があります(IAS第28号「関連会社に対する投資」、IAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」、IAS第39号「金融商品:認識及び測定」又はIFRS第9号「金融商品」に基づいて会計処理されていた可能性があります)。取得企業が被取得企業に対して支配を獲得する場合、こうした既存の投資は支配を獲得するために譲渡されるものの一部であるとみなされます。したがって、既存の投資は、あたかも取得企業が公正価値で処分したかのように認識の中止が行われ、関連する利得又は損失が認識されます。こうした状況は一般的に、段階的に達成される企業結合又は段階取得と呼ばれています。

## 以前に保有していた資本持分の処理(IFRS第3号第42項)

- ・ 取得企業は以前に保有していた被取得企業の持分を、取得日公正価値で再測定する。
- ・ それによって生じる利得又は損失は純損益に認識される。\*
- ・ 過去の報告期間において、取得企業は持分の価値の変動をその他の包括利益に認識している場合(例えば、売却可能として分類される投資に関して)、累積的変動額は(取得企業が当該持分を直接処分したならば要求されたであろう基準と同じ基準で)純損益に再分類される。\*

\*ただし、投資がIFRS第9号に基づいてその他の包括利益(OCI)を通じて公正価値で指定される場合は除く。その場合には、いかなる利得又は損失も純損益に再分類せずに、その他の包括利益に計上する。

以下の例では、段階的に達成される企業結合の会計処理について説明している。

### 例B.39－取得企業はIAS第28号に基づいて会計処理される既存の投資を有していた

A社は、B社に対して35%の持分を所有している。取得原価がCU50である当該投資は、関連会社として持分法を用いて会計処理されている。20X1年12月30日、B社に対する投資の帳簿価額はCU230であり、その公正価値はCU308であった。その日のB社の識別可能な純資産の公正価値は、CU800であった。

20X1年12月31日、A社はB社に対する持分40%をCU352で追加取得し、その結果、支配を獲得した。A社は非支配持分を公正価値で測定することを選択し、CU220であると算定された。

#### のれんの算定:

	<b>CU</b>
40%の持分に対する現金による対価	352
公正価値で測定された非支配持分	220
以前に保有していた持分の公正価値	308
合計	880
100%の識別可能な純資産の公正価値	800
<b>のれん</b>	<b>80</b>

- ・ CU78 (CU308－CU230) の関連会社に対する投資の公正価値と帳簿価額との差額は、利得として純損益に認識される。

## 例B.40－取得企業はIAS第39号に基づいて会計処理された既存の投資を有していた

X社は、20X5年1月1日にCU100で取得したY社に対する投資を10%保有している。当該投資は、IAS第39号に基づいて売却可能として分類されている。当該投資の公正価値の変動は、その他の包括利益に認識されている。20X9年12月31日、当該投資の公正価値はCU250である。同日、X社は残存するY社の株式の90%をCU2,250の現金による対価で取得し、それによってY社に対するX社の持分が100%に増加し、支配を獲得した。

取得日におけるY社の識別可能な純資産(のれんを除く)の公正価値は、CU2,100であった。

### のれんの算定:

	CU
現金による対価	2,250
以前に保有していた資本持分の公正価値	250
合計	2,500
100%の識別可能な純資産の公正価値	2,100
<b>のれん</b>	<b>400</b>

- ・ CU150 (CU250－CU100) のその他の包括利益に認識された売却可能として分類されている投資の公正価値の変動額については、X社があたかも自社の投資を直接処分したかのように、純損益に再分類される。

## 7.2 のれん又は割安購入益の算定

IFRS第3号の計算式を適用することによって、プラスの金額(のれん)又はマイナスの金額(割安購入益)が生じる場合があります。これらの金額は異なった形で会計処理されます。

結果として生じる金額	IFRS第3号の処理
のれん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別の資産として取得企業の連結財務諸表で認識される。</li> <li>・ のれんの償却は行わないが、IAS第36号に基づいて少なくとも年1回は減損テストを行う。</li> </ul>
割安購入益	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 純損益に即時認識される。</li> </ul>

割安購入益は比較的まれにしか生じないと予想され、通常、ベンダーによる強制売却などの特定の取引要素に起因すると考えられます。IFRS第3号では特に、割安購入益を認識する前に、取得企業が以下の項目を見直すことを要求しています。

- ・ すべての取得資産及び引受負債が識別されているかどうか
- ・ 関連する会計処理の測定値

### 見直しが要求される企業結合の要素(IFRS第3号第36項)

- ・ 取得した識別可能な資産及び引き受けた負債
- ・ 被取得企業の非支配持分
- ・ 段階的に達成された企業結合の場合、取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分
- ・ 移転された対価

## 8 報告日に完了していない企業結合の当初の会計処理

### 8.1 報告日における暫定金額の使用

企業結合の会計処理及び関連する作業は複雑であるため、結合が生じる期間を対象とする財務諸表を発行する前に会計処理を完了することは必ずしも現実的であるとはいえません。そのような場合、IFRS第3号では、取得企業は暫定的な金額を用いて、企業結合の当初の会計処理を行うよう要求しています。その後、測定期間(セクションB.8.2をご覧ください)と呼ばれる一定の期間を利用して、会計処理を完了します。

暫定的に報告され、その後、(潜在的に)修正される可能性がある金額には以下の項目が含まれる(IFRS第3号第46項)

- ・ 識別可能な資産及び負債の公正価値
- ・ 以前に保有していた持分、移転された対価及び非支配持分の公正価値
- ・ 特定の要件を満たす取得した税金便益(IAS第12号第68項)
- ・ 結果として生じたのれん又は割安購入益

暫定的な金額を用いる場合に取得企業は以下の情報を開示する。

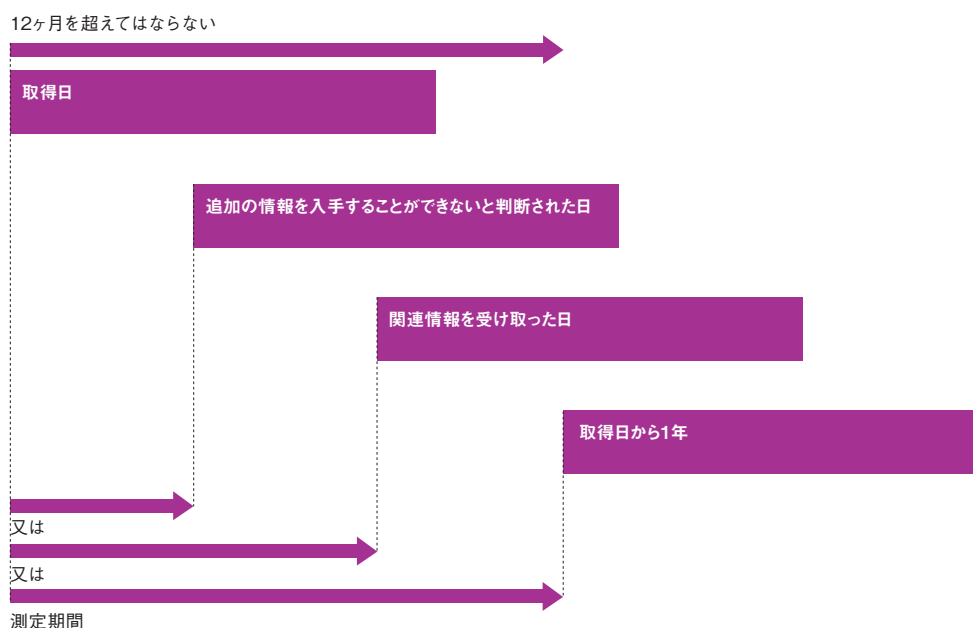
- ・ 暫定的な金額が用いられる特定の科目
- ・ 企業結合の会計処理が完了していない理由(IFRS第3号B67項及び付録A.3.3を参照)

### 8.2 測定期間及び関連する修正

測定期間は以下のいずれかのうち、早く到来する時をもって終了する(IFRS第3号第45項)

- ・ 必要な情報を入手した(又は入手できないことを確認した)日
- ・ 取得日から1年

以下の図表は測定期間の定義を示しています。





測定期間における修正は、その測定期間中に生じる可能性のある通常の会計処理の修正と区別しなければなりません。測定期間における修正は、取得日に存在していた事実や状況に関して入手した新しい情報により生じる修正に限定されます。また、取得日後に発生した事象により見積りが変動することになり、追加的な資産や負債が生じる可能性があります。しかし、これらは測定期間における修正ではなく、通常の取引で発生したように計上されます。こうした区別を行うにあたり、取得企業は以下の事項を検討しなければなりません。

- 新しい情報を受け取った時期(取得日直後に受け取った情報は、事実や状況が取得日に存在していたことを示している可能性が高い)
- 修正の理由

修正の種類	IFRS第3号の処理
測定期間における修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新しい情報を反映するために、暫定的な金額を遡及修正する、及び/又は追加的な資産及び負債を認識する (IFRS第3号第45項)。</li> <li>• 企業結合の会計処理があたかも取得日に完了したかのよう、修正を認識する。過年度の比較情報は以下の事項を行うことによって修正される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- のれん又は割安購入益の金額を増額又は減額する。修正が2つ以上の資産又は負債に影響を及ぼす場合には、のれんの修正は当該修正による正味の影響額を反映している。</li> <li>- 企業結合の当初の会計処理で認識された減価償却費、償却費又はその他の収益の変更を行う (IFRS第3号第48項と第49項)。</li> </ul> </li> </ul>
測定期間におけるその他の修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 取得日後に生じた新たな事実や状況を反映するために暫定的な金額を将来に向かって修正する (すなわち、のれんを修正せずに、当該修正が行われる年度に損益として修正を認識する)。</li> <li>• IAS第8号に従って誤謬を遡及して訂正する。</li> </ul>
測定期間終了後の修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>• IAS第8号に従った誤謬の訂正を除いて、企業結合の会計処理への修正を行うことはできない (IFRS第3号第50項)。</li> </ul>

以下の例では、測定期間における修正をどのように報告するのかについて説明している。

#### 例B.41－暫定的な金額の変更

20X1年10月1日、Q社はS社に対する持分を100%取得した。Q社が20X1年12月31日に財務諸表を公表した際、取得した商標の評価が終了していなかった。Q社は当該商標の暫定的な公正価値をCU1,000万とし、5年の償却期間を設定した。Q社は、当該商標を暫定的な金額で測定したことを20X1年12月31日の財務諸表で適切に開示した。20X2年4月30日に当該商標の評価が完了した。取得日における公正価値は、CU1,200万であった。

#### 20X2年12月31日の財務諸表の修正：

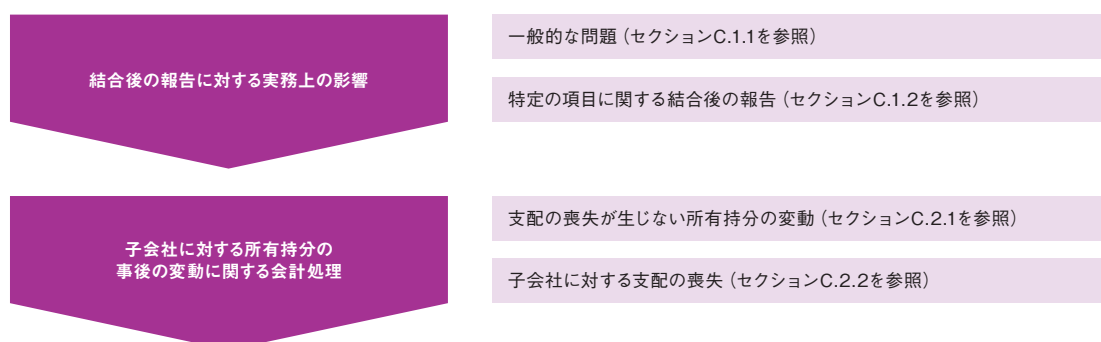
Q社は、20X1年の比較可能額を用いて企業結合の会計処理への遡及修正を以下の通り行う。

- 20X1年12月31日における商標の帳簿価額は、CU190万増加した。これは、取得日から20X1年12月31日までの追加の償却費CU10万 (CU200万×3ヶ月/60ヶ月)を、CU200万の公正価値の増加額から控除したものを表している。
- 20X1年における償却費は、CU10万増加した。CU1,200万の商標の最終的な公正価値が取得日に認識されていることを反映させるために償却費の修正を行う。
- のれんはCU200万減少している。

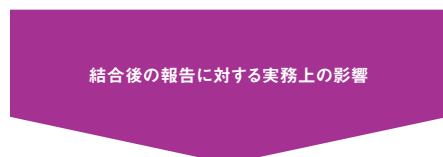
# C. 取得日後の会計処理 (その他のトピック)

企業結合後の報告期間において、取得企業(現在、親会社と呼ばれている)はIAS第27号「連結及び個別財務諸表」の連結手続に基づいて、取得した子会社を連結します。しかし、企業結合で子会社及びその基礎となる資産や負債を取得する場合には、一般的な連結の原則をどのように適用するののかに対して影響を及ぼします。本セクションでは以下の項目について説明しています。

- ・企業結合が結合後の財務報告に及ぼす、より重要な実務上の影響
- ・子会社に対する所有持分の変動の会計処理に関するIAS第27号の関連する要求事項<sup>8</sup>



## 1 結合後の報告に対する実務上の想定事項



### 1.1 一般的な論点

親会社は取得した子会社を含む財務諸表(最初の結合後の報告日及びその後の報告日の両方に関する)を作成するために、多くの具体的なステップを踏まなければなりません。次ページの表は、取得した子会社の当初の連結において取り組む必要のある会計方針及び連結手続に焦点を当てています。また、親会社は適切な連結の情報を入手できるように、子会社の報告制度、プロセス及び手続に対する影響についても検討する必要があります。

<sup>8</sup> セクションB.1.2で述べたように、IASBは2011年5月にIFRS第10号「連結財務諸表」を公表し、連結の範囲を決定する際に用いる支配の定義を変更している。しかし、IFRS第10号では、IAS第27号の連結の仕組み(例えば、統一的な会計方針、相殺消去など)、非支配持分の会計処理及び親会社の所有持分の変動については変更されなかった。IAS第27号の関連規定(本セクションで触れている)は、大きな変更はされずにIFRS第10号に持ち越されている。

会計処理の要求事項	考慮すべき事項
取得した子会社の会計方針と連結財務諸表に使用される会計方針とを整合させる	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得した子会社の会計方針と親会社の会計方針との整合性を見直す。しばしば相違が生じる分野には以下の項目が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>-収益認識方針</li> <li>-原価計算及び資産化の方針</li> <li>-耐用年数及び残存価額の見積りを含む、有形固定資産及び無形資産に関する減価償却方針</li> <li>-会計方針の選択肢（例えば、有形固定資産に対する原価モデル又は再評価モデル）</li> </ul> </li> <li>グループにとって新しく、かつ既存の方針で取り扱われていない取引の種類、資産や負債にかかる会計方針の策定及び見積りを行う。</li> </ul>
親会社と子会社の事業年度を整合させる <sup>9</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業年度が異なる場合、実務上可能な場合には、親会社は自社の年度末と一致するように子会社の年度末を変更しなければならない。</li> <li>一致させることが実務上不可能な場合には、親会社は親会社と子会社双方の年度末間における重要な取引又は事象の影響について調整を行うために手続を取る必要がある。</li> </ul>
取得資産及び引受負債を分類、指定する	<ul style="list-style-type: none"> <li>子会社の資産及び負債は、契約条件、経済状況ならびに親会社の会計方針に基づいて分類、指定しなければならない（詳細については、セクションB4.4を参照）。</li> </ul>
のれんを資金生成単位（CGU）又はCGUのグループに配分し、減テストを行う（IAS第36号「資産の減損」を参照）	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告日以前に、のれんが配分されるCGUの減損テストを行う。</li> <li>企業結合の当初の会計処理が最初の報告日において完了しておらず（セクションB.8を参照）、のれんの配分についても完了できない場合には、親会社は以下の事項を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>-そうした配分が完了していない理由を含め、配分されていないのれんの金額を開示する（IAS第36号第133項）。</li> <li>-取得日以後開始する期末日以前に、のれんの当初の配分を完了する（IAS第36号第84項）。</li> </ul> </li> </ul>
セグメント報告の開示を更新する	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS第8号「事業セグメント」を適用する親会社は、自社のセグメントの開示に対する取得の影響を判定する必要がある。それによって、新しい報告セグメントが生じるか、既存の報告セグメント又は報告しないセグメントの一部に加えられる（当該セグメントは報告の量的基準を超える場合がある）となる可能性がある。</li> <li>IFRS第8号では、最高経営意思決定者に報告される基本的な情報に変更が行われる際に、セグメント情報の開示に変更が生じる。</li> </ul>

## 1.2 特定の項目に関する結合後の報告

IFRS第3号は、企業結合で認識された項目の事後の測定及び会計処理に関するガイダンスを提供することを目的とするものではありません。しかし、一部の項目に関しては、どのように事後の会計処理を行わなければならないかについて、以下のように具体的なガイダンスが示されています。

資産又は負債	IFRS第3号のガイダンス
再取得した権利（IFRS第3号第55項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新期間を除き、もともとの契約の残存契約期間にわたり償却される。</li> <li>再取得した権利をその後第三者に売却する場合には、その無形資産の帳簿価額を売却による利得又は損失の算定に含める。</li> </ul>

<sup>9</sup> IAS第27号では、親会社は異なる報告日に作成された子会社の財務諸表を使用することが容認されている。しかし、報告日の相違は3ヶ月を超えてはならない。さらに、親会社は親会社と子会社の報告日間に生じた重要な取引又は事象の影響を会計処理するにあたり調整を行う必要がある。

資産又は負債	IFRS第3号のガイダンス
偶発負債 (IFRS第3号第56項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初認識後、負債が決済、取消し、又は消滅するまで、偶発負債は以下の金額のいずれが高い方で測定しなければならない。</li> <li>-IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」(IAS第37号)に従って認識されるであろう金額</li> <li>-当初認識された金額から、該当がある場合には、IAS第18号「収益」に従って認識される償却累計額を控除した金額</li> <li>・この要求事項は、IAS第39号/IFRS第9号に従って会計処理される契約には適用されない。</li> </ul>
補償資産 (IFRS第3号第57項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認識された補償資産はすべて、当該金額における契約上の限度額を前提として、補償負債又は資産と同様の基礎で各報告日に事後測定される。公正価値で事後測定されない補償資産は、使用される評価においてその回収可能性に関する経営者の判断を考慮しなければならない。</li> <li>・補償資産は、取得企業が当該資産を回収、売却又は権利を喪失した時のみ認識の中止が行われる。</li> </ul>
条件付対価 (IFRS第3号第58項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条件付対価の公正価値の変動(測定期間における修正以外セクションB.8.2を参照)は、以下の通り会計処理される。</li> <li>-資本として分類されている場合:再測定せず、その後の決済は資本に計上される。</li> <li>-資産又は負債として分類され、IAS第39号/IFRS第9号の適用範囲に含まれている場合:IAS第39号/IFRS第9号に従って純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で再測定される。</li> <li>-資産又は負債として分類され、IAS第39号/IFRS第9号の適用範囲に含まれていない場合:IAS第37号又は必要に応じて他のIFRSに従って会計処理される(ただし、これについては、実際に生じることはほとんどない)。</li> </ul>

注:条件付対価に関する上記の要求事項は、2008年に改訂されたIFRS第3号又はそれ以降のバージョンに基づいて会計処理される企業結合に対してのみ適用される。これについては2010年5月に公表されたIFRSの年次改善(2010年)によって明確にされており、企業が2008年版のIFRS第3号の適用以前に生じた企業結合による条件付対価契約は、本基準の旧バージョンに基づいて会計処理することが規定されている。

以下の例では、こうしたガイダンスの側面について説明している。

### 例C.1—条件付対価負債

X社は、20X1年12月31日に事業Yを取得した。取得契約には、20X2年と20X3年におけるYの利益の平均が目標水準を上回った場合にCU10万に相当する数の株式を追加で発行することをX社に対して要求する条件付対価の条項が含まれていた。取得日における条件付対価の公正価値は、想定される割引率及びYが利益目標を達成する確率(40%)に基づいてCU3万6,281であると算定された。

事後の事象に関する情報は以下の通りである。

- ・20X2年にYの業績は予想を上回り、20X2年12月31日に利益目標が達成される確率は80%であるとX社は考えている。
- ・20X3年12月31日、事業Yは当該目標を達成した。追加の株式は20X4年1月7日に発行される。その日のX社の株式の公正価値はCU16である。

#### 分析及び事後の会計処理:

この場合、条件付対価契約では、固定金額に相当する変動する数量の株式を発行するよう要求している。したがって、当該条件付対価契約は取得日に負債として分類され、負債を決済するか又は失効となるまで報告日ごとに再測定される。

20X2年12月31日、条件付対価の公正価値はCU7万6,190であると算定されている。見積りの変

動は、取得日の条件に関する追加情報から生じるのではなく、20X2年における状況の変化(Yの業績が予想を上回った)、及び時間の経過に起因している。したがって、CU3万9,909(CU7万6,190-CU3万6,281)という公正価値の変動は、金融費用として認識される割引の割戻しに関連する金額とともに純損益に認識される。

20X3年12月31日、負債の計上額は、金融費用として認識される割引の割戻しに関連する金額とともに、CU2万3,810(CU10万-CU7万6,190)の追加の費用を計上することによってCU10万まで増額する。

20X4年1月7日、負債を決済するにあたり、6,250(CU10万/1株当たりの株価CU16)株の株式が発行される。

## 例C.2—関連する補償資産を伴う偶発負債

X社の取得の一環として、W社は第三者の訴訟に関する偶発負債を引き受けた。X社の旧所有者は、当該訴訟による損失を最大でCU100までW社に対して補填することに合意した。取得日に、W社は当該訴訟により現在の債務が生じていると結論づけており、偶発債務の取得日における公正価値はCU40であると算定している。企業結合の会計処理において、W社はCU40の偶発負債を認識している。同時に、W社は最大でCU100まで補填される旧所有者との合意に関してCU40の補償資産を認識している。当該補償資産は、関連する偶発負債と同じ基準で測定される。

次の報告日に、IAS第37号に基づいて認識されるであろう偶発負債の金額は、取得日後の状況を考慮してCU120であるとW社は算定している。IAS第37号に基づいて測定された負債は、報告期間の末日に偶発負債を決済するにあたり必要とされる費用についての最善の見積りである。

### 事後の会計処理:

CU120は取得日に認識された金額を上回るため、W社は偶発負債の計上額をCU120に再測定する。また、W社は当該偶発負債と同じ基準で測定した補償資産の価値の増加についても認識する。しかし、当該資産はX社の旧所有者が合意したCU100を上限としている。CU20の費用の純額は、純損益に認識される。

## 2 子会社に対する所有持分の事後の変動に関する会計処理

### 子会社に対する所有持分の事後の変動に関する会計処理

子会社に対する親会社の所有持分の変動は、親会社による株式の売買、あるいは子会社と非支配持分との取引によって生じる可能性があります。

本セクションでは、以下に該当する所有持分の変動に関する会計処理について説明しています。

- 子会社に対する支配の喪失が生じない(セクションC.2.1を参照)
- 子会社に対する支配の喪失が生じる(セクションC.2.2を参照)



## 2.1 支配の喪失が生じない所有持分の変動

子会社に対する非支配持分は、資本の個別の構成要素として連結財政状態計算書に表示されます。したがって、支配の喪失が生じない子会社に対する親会社の所有持分の変動は資本取引として会計処理されます。

### 親会社の会計処理

- ・ 親会社が子会社の株式を売却した時に利得又は損失を認識しない(つまり、非支配持分が増加する)。
- ・ 親会社が子会社の株式を追加取得したとしても(つまり、非支配持分が減少する)、追加ののれん、又は企業結合の当初の会計処理に対する他の修正が生じない。
- ・ いずれの場合でも、親会社の持分と非支配持分の帳簿価額は、当該子会社に対する両者の相対的な所有持分の変動を反映するよう修正を行う。非支配持分を調整した金額と受取対価又は支払対価の公正価値との差額は、資本に認識し、親会社に帰属させる(IAS第27号第30項と第31項)。
- ・ 親会社は、以下の事項についても考慮しなければならない。
  - その他の包括利益累計額の割当額(在外営業活動体に関連する為替差額の累計額を含む)は、親会社と非支配持分の所有持分割合の変動を反映するよう修正を行う。その他の包括利益累計額を改めて帰属させることは、同様に資本取引として処理する(すなわち、親会社と非支配持分間での移転)。
  - 在外営業活動体を有する子会社の部分的に処分した時には、その他の包括利益に認識されていた為替差額の累計額に対する比例的持分を、当該在外営業活動体に対する非支配持分に改めて帰属させなければならない(IAS第21号第48C項)。
  - IAS第27号では、所有持分の変動に直接関連する費用に関して具体的なガイダンスが示されていないが、増分費用については資本から控除すべきであると我々は考えている(企業自身の資本に含まれているその他の種類の取引に関するIAS第32号の規定と一致する)。

以下の例では、IAS第27号の要求事項について説明しています。また、必要に応じて、非支配持分の帳簿価額に対する調整額を2つの非支配持分の測定モデル(セクションB.5.1をご覧ください)に基づいてどのように算定するのかについても示しています。

取引又は事象	関連する例
子会社株式の売却	・ 例C.3—親会社が子会社株式を売却する
子会社株式の追加取得	・ 例C.4—親会社が子会社株式を追加取得する
親会社の持分の希薄化	・ 例C.5—子会社が新株を発行する



### 例C.3—親会社の子会社株式を売却する

20X6年にA社はB社の80%を取得した。20X9年1月1日、A社は、B社の発行済株式の20%に相当するB社の株式をCU260で売却する。その日、連結財務諸表におけるB社の純資産の帳簿価額(のれんは除く)は、CU900であった。公正価値モデル及び比例持分モデルを用いて測定されたのれんは、それぞれCU230とCU200である。A社において計上されたのれんは減損していない。B社はその他の包括利益累計額を有していない。売却後もA社は依然としてB社に対する持分を60%有しており、その事業を引き続き支配している。

#### 非支配持分と資本の調整:

	公正価値モデルによる 非支配持分	比例持分モデルによる 非支配持分
	CU	CU
B社の純資産の帳簿価額	900	900
取得時に認識されたのれん	230	200
<b>帳簿価額—20X9年1月1日</b>	<b>1,130</b>	<b>1,100</b>
受領した現金による対価	260	260
認識される追加的な非支配持分の控除額(帳簿価額の20%)	226	220
<b>親会社の資本に貸方計上される金額</b>	<b>34</b>	<b>40</b>

- 公正価値モデル又は比例持分モデルのいずれかを用いて非支配持分を計上するという選択肢は、取得日にのみ適用される。非支配持分の調整は、子会社に対する非支配持分割合に基づく。

### 例C.4—親会社の子会社株式を追加取得する

A社は、B社に対する持分を80%所有している。取得日に公正価値モデル及び比例持分モデルを用いて測定された非支配持分は、それぞれCU180とCU150である。20X9年1月1日、A社はB社における残余持分20%をCU280で取得する。A社において計上されたのれんは減損していない。取得日から20X9年1月1日までにおける非支配持分の残高は、B社の利益に対する非支配持分割合(CU70)及びその他の包括利益に対する非支配持分割合(CU10)に関連してCU80増加した。

#### 非支配持分と資本の調整:

	公正価値モデルによる 非支配持分	比例持分モデルによる 非支配持分
	CU	CU
取得日に認識された非支配持分	180	150
利益に対する非支配持分割合の累計額	70	70
その他の包括利益に対する非支配持分割合の累計額	10	10
<b>非支配持分の帳簿価額—20X9年1月1日</b>	<b>260</b>	<b>230</b>
現金による支払対価	280	280
非支配持分に借方計上される金額の控除額(帳簿価額)	260	230
<b>親会社の資本に借方計上される金額</b>	<b>20</b>	<b>50</b>

所有持分の変動に伴い、その他の包の括利益累計額に対する非支配持分割合相当額は、親会社に改めて帰属させ、その他の包括利益累計額の残高に含める。

その際、A社は以下のように記帳する。

	借方CU	貸方CU
資本	10	
その他の包括利益累計額		10

## 例C.5—子会社が新株を発行する

Q社は、R社の発行済み株式100株のうち90%を所有している。20X9年1月1日、R社は独立した第三者に対して20株の新株をCU200で発行した。これにより、Q社の所有持分は90%から75% ( $90 / (100 + 20)$ ) に希薄化した。新株を発行する直前の連結財務諸表におけるR社の識別可能な純資産(のれんを除く)の帳簿価額はCU800であり、そのうちCU720はQ社に帰属する。同日の非支配持分の帳簿価額はCU80である。

### 所有持分の変動に関する会計処理

	親会社の持分割合		非支配持分割合	
	CU	%	CU	%
株式発行直前の純資産	800	90	720	10
株式発行による受取額	200			
株式発行直後の純資産	1,000	75	750	25
残高の変動額			30	170

- 株式の発行により生じた受取額によってR社の純資産が増加し、また、非支配持分の所有持分も10%から25%に増加する。非支配持分の増加額は、修正したR社の純資産に対する非支配持分の比例的持分に基づいてCU170であると算定されている。
- 非支配持分の増加額(CU170)と当該株式に対する対価の公正価値(CU200)との差額はCU30であり、資本の修正として計上される。利得又は損失には認識されない。

Q社の連結財務諸表では、以下のように記帳される。

	借方CU	貸方CU
現金	200	
非支配持分		170
親会社に帰属する資本		30

## 2.2 子会社の支配の喪失に関する会計処理

子会社に対する支配の喪失は通常、親会社が単一の取引又は複数の取引の結果として、その支配持分を売却するか、又は引き渡した時に生じます。しかし、以下のようなその他の事象によっても支配の喪失が生じる可能性があります。

- 子会社に対する支配を付与していた契約上の取決めが失効となった。
- 子会社が、政府、裁判所、管財人又は規制当局の管轄対象となる(子会社に対する所有持分の変動は生じない)。
- 子会社が株式を発行し、親会社の支配持分が希薄化する。

支配の喪失は、取引又は事象の性質にかかわらず、子会社の連結を中止や、利得又は損失の認識を親会社に要求する重要な経済事象といえます。

## 支配が喪失した日に親会社は以下の事項を行うよう要求される (IAS第27号第34項)

- ・ 子会社の資産(のれんを含む)及び負債について、帳簿価額で認識の中止を行う。
- ・ 非支配持分の帳簿価額(それらに帰属するその他の包括利益の内訳項目を含む)について、認識の中止を行う。
- ・ 支配の喪失を生じる取引の一部である受取対価の公正価値、及び該当があれば、配当としての株式の分配を認識する。
- ・ 以前の子会社に対する残存投資を公正価値で認識する。
- ・ (他のIFRSで要求されている場合には)その他の包括利益に含まれている金額を、純損益に振り替えるか又は利益剰余金に直接振り替える。
- ・ 生じた差額について、利得又は損失として親会社に帰属する純損益に認識する。

以下の例では、IAS第27号のガイダンスをどのように適用するのかについて説明しています。

### 例C.6— 投資を保有したままの子会社の処分

20X5年1月1日、Q社は完全子会社であるR社をCU1,000で取得した。20X9年12月31日、Q社はR社に対する持分の90%をCU1,440の現金で売却した。その日、R社の純資産の帳簿価額はCU1,350である。これらの純資産にはのれん、及び公正価値がCU200、取得原価がCU150の売却可能投資に分類される金融資産が含まれている。R社は自社の有形固定資産に対してIAS第16号の再評価モデルを適用しており、再評価剰余金の残高はCU60である。本例の目的として、子会社の売却による利得に課せられた法人所得税については考慮しない。

#### 子会社の売却に関する会計処理:

	CU
現金による対価	1,440
残存投資(金融資産)の公正価値	160
小計	1,600
純資産の帳簿価額	1,350
利得	250
加算: 純損益に振り替えられた売却可能剰余金	50
<b>利得の総額</b>	<b>300</b>

- ・ 本例では、残存投資の公正価値は、支配持分の支払対価の公正価値を基準にして算定されている(1,440×10%/90%)。実際には、留保持分の公正価値は、支配持分の売却価格に含まれているコントロール・プレミアムを除外するために個別に算定しなければならない場合がある。
- ・ IAS第27号第34項(e)では、(他のIFRSで要求されている場合には)あたかも企業が資産及び負債を直接処分したかのように、その他の包括利益に以前に認識されていた利得又は損失を振り替えるよう要求している。したがって、売却可能投資の剰余金は、子会社の売却による利得を算定する際に含める。

#### 売却を計上する際の記帳:

	借方CU	貸方CU
現金	1,440	
金融資産	160	
売却可能投資の剰余金	50	
識別可能な純資産及びのれん		1,350
利得(純損益)		300

## 例C.6－投資を保持したままでの子会社の処分(続き)

### 子会社の再評価剰余金に関する会計処理:

また、IAS第27号第34項(e)は、子会社の有形固定資産についての再評価剰余金に対しても適用されます。IAS第16号「有形固定資産」では、資本に含まれている再評価剰余金を、資産の認識の中止を行ったときに、利益剰余金に直接振り替えることを要求しています(IAS第16号第41項)。子会社の売却に際して、再評価剰余金はすべて利益剰余金に直接振り替えられ、子会社の売却による利得の構成要素には含まれません。

再評価剰余金を利益剰余金に振り替える際の記帳:

	借方CU	貸方CU
再評価剰余金	60	
利益剰余金		60

### 売却による利得の内訳項目の開示:

上記で算定されたCU300の利得には、(1)支配持分の売却による利得及び(2)残存投資による利得が含まれています。IAS第27号では、利得又は損失が認識されている損益計算書の表示科目とともに、これらの2つの内訳項目を個別に開示するよう要求しています(IAS第27号第41項(f))。

これにより、以下のように、残存投資による利得を個別に算定することが必要となります。

	<u>CU</u>
残存投資の公正価値	160
帳簿価額(識別可能資産の純額の正味の帳簿価額CU1,350の10%)	135
利得	25
加算: 純損益に振り替えられた売却可能な投資剰余金の割合(CU50×10%)	5
<b>残存投資による利得</b>	<b><u>30</u></b>

Q社によって計上された利得の総額の内訳は以下の通り。

	<u>CU</u>
子会社の処分による利得	270
残存投資による利得	30
<b>利得の総額</b>	<b><u>300</u></b>

### 支配の喪失が生じる複数取引

支配の喪失が生じることになる取引が純損益に影響を及ぼす一方、非支配持分とのその他の取引については純損益に影響を与えません。場合によっては、それだけでは支配の喪失が生じない単一の取引が、実際には一連の関連のある取引の一部である可能性があり、それらの取引を併せて考慮した場合には支配の喪失が生じることがあります。IAS第27号では、2つ以上の取引を会計処理上、単一の取引としてみなさなければならぬかどうかを判断するにあたり、取引の諸条件及び経済的效果を考慮するよう親会社に対して要求しています。

## 複数の取決めが単一の取引として会計処理されることを示していると考えられる要因 (IAS第27号第33項)

- ・ 同時に取引を行ったか、又は互いの取引を考慮して取引を行った。
- ・ ある全体的な取引効果を達成するために設計された単一の取引を構成している。
- ・ 1つの取決めが発生が少なくとも1つの他の取決めの発生に左右される。
- ・ 1つの取決めをそれだけで考えると経済的に正当化されないが、他の取決めとともに考慮した場合には経済的に正当化される(例えば、ある株式の処分取引が市場価格より低く行われ、市場価格より高く行われたその後の処分で埋め合わせされる場合である)。

### 会社が子会社に対する支配持分の売却を計画

親会社は、支配を喪失する日に子会社の連結を中止します。しかし、親会社が将来、支配の喪失を伴う売却計画、及びIFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の関連する条件を満たす計画を確約している場合、以下にその概要を説明したように、親会社は子会社の資産及び負債を個別に分類します。

### IFRS第5号に基づく売却目的保有としての分類による影響

- ・ 子会社の純資産は、IFRS第5号に基づいて処分グループとして分類され、測定及び開示される。
- ・ IFRS第5号の一般的な測定原則では、その適用範囲に含まれる非流動資産を、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で測定することを要求している。
- ・ (IFRS第5号第5項に記載されているように)その他の資産及び負債は、他のIFRSの要求事項に従って測定される。
- ・ 当初に行う売却費用控除後の公正価値までの処分グループの評価減について、減損損失は非継続事業の経営成績の一部として純損益に認識される(IFRS第5号第20項)。すなわち、該当する場合、IFRS第5号の要件が満たされている報告期間において、子会社の支配を喪失する以前に売却又は処分される子会社ののれん及び非流動資産について、減損損失が認識されることとなる。
- ・ これらの会計基準は、親会社が売却後にその子会社に対する非支配持分を保持する場合でも適用される(IFRS第5号第8A項)。

# 付録A－IFRS第3号に基づく開示： 要求事項の理解

企業結合はしばしば、企業の営業活動に根本的変化をもたらします。財務諸表の開示の内容及び程度は、連結財務諸表に対する取得の影響を評価する利用者の能力に重要な影響を及ぼします。したがって、IFRS第3号に基づく企業結合に関する開示要求は非常に広範囲にわたっています。

本セクションでは、IFRS第3号の開示要求を取り上げています。開示例は、特定の開示分野の洞察を含め、本セクションの最後に示しています。

## 1 開示要求事項の一般的な目的

取得企業は財務諸表の利用者が以下の事項を評価できるようにする情報を開示する

- ・ 企業結合の性質及び財務上の影響(IFRS第3号第59項)
- ・ 期間中又は以前の報告期間中に発生した企業結合に関連する、当報告期間に認識された修正の財務上の影響(IFRS第3号第61項)

## 2 開示が要求される企業結合

IFRS第3号の開示は、以下のような企業結合に対して要求される。

- ・ 当報告期間中に生じたそれぞれの重大な企業結合
- ・ 報告期間中に生じた個別には重要でないが合計すると重要となる企業結合(開示は合計して行われる)
- ・ 報告期間後であるが財務諸表の発行が承認されるよりも前に生じた企業結合<sup>10</sup>

## 3 最低限の開示要求事項

本セクションでは、IFRS第3号の開示要求の概要を説明しています。これらの要求事項を以下のように分けることは有用といえます。

- ・ 大半の企業結合に適用される開示(付録A.3.1を参照)
- ・ 企業結合から生じた条件付対価、補償資産及び偶発負債に関する特定の開示(付録A.3.2を参照)
- ・ 一部の企業結合に対してのみ適用される開示(付録A.3.3を参照)

IFRS第3号では最低限の開示要求が規定されていますが、経営者は開示の妥当性の見極めに判断を行使する必要があり、IFRS第3号によって規定されている開示要求にとらわれるべきではありません。財務諸表の利用者が企業結合の影響をよりよく理解する上で有用と思われる場合には、追加情報を提供する必要があります(IFRS第3号第63項)。

<sup>10</sup> こうした要求事項に対する唯一の例外として、企業結合の当初の会計処理が完了していない場合が挙げられる。その場合、取得企業はどの開示ができなかったのか、及びなぜできないのかの理由を説明しなければならない(IFRS第3号B66項)。



### 3.1 大半の企業結合に適用される開示要求事項

下記は、大半の企業結合に対して適用される開示要求の概要です。親会社は企業結合が生じた報告期間、又は場合によってはその後の報告期間において、こうした情報を開示するよう要求されま

開示分野	開示要求
企業結合の詳細 (IFRS第3号B64項(a)–(d))	<ul style="list-style-type: none"> <li>被取得企業の名称及び説明</li> <li>取得日</li> <li>取得された議決権付資本持分の割合</li> <li>取得の主な理由及び取得企業がどのように被取得企業の支配を獲得したかの説明</li> </ul>
のれんの詳細 (IFRS第3号B64項(e)) (IFRS第3号B64項(k))	<ul style="list-style-type: none"> <li>認識されたのれんを構成する要因(被取得企業と取得企業の営業活動の統合により期待される相乗効果、個別認識の要件を満たさない無形資産又はその他の要因等)の定性的説明</li> <li>税務上損金算入可能と見込まれるのれんの総額</li> </ul>
移転された対価の公正価値 (IFRS第3号B64項(f))	<ul style="list-style-type: none"> <li>対価の合計金額の取得日公正価値、及び次のような対価の主要な種類ごとの取得日における公正価値 <ul style="list-style-type: none"> <li>現金</li> <li>その他の有形資産又は無形資産(取得企業の事業又は子会社を含む)</li> <li>引き受けた負債(例えば、条件付対価に係る負債(付録A.3.2を参照))</li> <li>取得企業の資本持分(発行済み又は発行可能な金融商品又は持分の数及び金融商品又は持分の公正価値の算定方法などを含む)</li> </ul> </li> </ul>
取得資産及び引受負債の詳細 (IFRS第3号B64項(i)) (IFRS第3号B64項(h))	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得した資産及び引き受けた負債の主要な種類ごとに、取得日時点で認識された金額</li> <li>以下のような取得した債権の主要な種類ごとに行われる追加的な開示 <ul style="list-style-type: none"> <li>当該債権の公正価値</li> <li>契約上の未収金額の総額</li> <li>回収が見込まれない契約上のキャッシュ・フローの取得日における最善の見積り</li> </ul> </li> </ul>
企業結合とは別個に認識した取引の詳細 (IFRS第3号B64項(l))	<ul style="list-style-type: none"> <li>各取引の説明及びどのように各取引を会計処理したか</li> <li>各取引で認識された金額及び各金額が計上される財務諸表の表示科目</li> <li>取引が以前からの関係の実質的な清算である場合には、決済金額を決定するために用いられた方法</li> </ul>
取得関連費用 (IFRS第3号B64項(m))	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の金額を含む、取得関連費用の金額 <ul style="list-style-type: none"> <li>費用として認識された金額及び当該費用が認識されている包括利益計算書の表示科目</li> <li>費用としては認識されていない発行費用の金額及び当該金額がどのように認識されているか</li> </ul> </li> </ul>
報告期間における連結包括利益計算書に含まれている新しい子会社の業績 (IFRS第3号B64項(q))	<ul style="list-style-type: none"> <li>当報告期間に関する取得日以降の新しい子会社の収益及び純損益の金額</li> <li>取得が報告期間の期首であったとした場合の結合後企業の当報告期間における収益又は純損益</li> <li>こうした情報の中に開示が実務上不可能なものがある場合には、その旨を開示し、開示がなぜ実務上不可能なのかを説明する。</li> </ul>
のれん残高の帳簿価額の調整表 (IFRS第3号B67項(d))	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下のような報告期間に生じた変動の詳細を含め、報告期間の期首と期末の総額及び減損損失累計額。 <ul style="list-style-type: none"> <li>認識された追加的なのれん(取得日に売却目的保有として分類される処分グループに含められたのれんを除く)</li> <li>繰延税金資産の事後的な認識により生じた修正</li> <li>売却目的保有に分類される処分グループに含められたのれん、及び(売却目的保有に分類される処分グループにこれまで含められることがなく)認識の中止が行われたのれん</li> <li>IAS第36号に基づいて認識された減損損失(IAS第36号では、こうした要求事項に加えて、他の情報の開示を要求している)</li> <li>正味の為替換算レート差額</li> <li>帳簿価額のその他すべての変更</li> </ul> </li> </ul>

開示分野	開示要求
報告期間に認識された重要な利得又は損失 (IFRS第3号B67項(e))	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下に該当する、当報告期間に認識した利得又は損失で、次に該当するものの金額及び説明。</li> <li>当報告期間又は以前の報告期間に実行された企業結合で取得した識別可能な資産又は引き受けた負債に関連している。</li> <li>開示することが結合後企業の財務諸表の理解に関連性があるような規模、性質又は頻度である。</li> </ul>

### 3.2 企業結合により生じた条件付対価、補償資産及び偶発負債に関する特定の開示

IFRS第3号では、以下のように、企業結合の一部として認識された特定の項目に関する開示が要求されています。

開示分野	開示要求
条件付対価契約(資産又は負債)及び補償資産: 企業結合が生じた報告期間において (IFRS第3号B64項(g))	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得日時時点で認識された金額</li> <li>契約の説明及び支払金額の算定基準</li> <li>結果の範囲の見積り(割引前) <ul style="list-style-type: none"> <li>見積ることができない場合には、その旨及び見積ることができない理由を開示する。</li> </ul> </li> <li>支払の上限額が設けられていない場合には、その旨を開示する。</li> </ul>
継続的な開示 (IFRS第3号B67項(b))	<p>親会社が条件付対価資産を回収、売却若しくは権利を喪失するまで、又は条件付対価負債を決済するか若しくは負債が取消し若しくは失効となるまで以下の情報を開示するよう要求される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認識された金額の変動(決済時の差異を含む)</li> <li>結果の範囲の変更(割引前)及びその変更の理由</li> <li>条件付対価を測定する際に用いた評価技法及び主要なモデルの入力数値</li> </ul>
偶発負債: 企業結合が生じた報告期間において (IFRS第3号B64項(j))	<ul style="list-style-type: none"> <li>認識されたそれぞれの偶発負債について、IAS第37号第85項によって以下のような情報の開示が要求されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>債務の内容及び経済的便益の流出が予測される時期</li> <li>これらの流出の金額又は時期についての不確実性の内容</li> <li>予想されている補填金額及び認識されている関連する資産の金額</li> </ul> </li> <li>公正価値が信頼性をもって測定できないため偶発負債が認識されていない場合には、その理由、及びIAS第37号第86項によって要求されている以下のような情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>偶発負債の内容</li> <li>実行可能な場合には、財務上の影響の見積額及び流出の金額又は時期に関する不確実性の内容</li> <li>補填の可能性</li> </ul> </li> </ul>
偶発負債の詳細の継続的な開示及び偶発負債の残高の調整表 (IFRS第3号B67項(c))	<p>偶発負債を決済するか、取消し又は失効となるまで、以下の情報の開示が要求される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(上記の)IAS第37号第85項によって要求されている情報</li> <li>以下のようなIAS第37号第84項によって要求されている情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>期首及び期末における帳簿価額</li> <li>当該期間に認識された偶発負債の増加額(既存の偶発負債の増加額を含む)</li> <li>期中に使用された(すなわち、発生し、偶発債務と相殺された)金額</li> <li>期中に未使用で取り崩された金額</li> <li>現在価値で計上されている金額につき、時間の経過によって発生した期中増加額及び割引率の変更による影響額</li> </ul> </li> </ul>

### 3.3 一部の企業結合に対してのみ適用される開示

一部の状況において、IFRS第3号では以下のような追加的な開示が要求されます。

開示分野	開示要求
暫定的な金額を用いて会計処理される企業結合: 使用された暫定的な金額の詳細(IFRS第3号B67項(a))	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業結合の当初の会計処理が完了していない理由</li> <li>当初の会計処理が完了していない特定の資産、負債、資本持分又は対価の項目</li> <li>報告期間の間に認識された測定期間における修正の性質及び金額</li> </ul>
割安購入益が生じる企業結合: 割安購入の詳細(IFRS第3号B64項(n))	<ul style="list-style-type: none"> <li>認識された利得の金額及びその利得が認識されている包括利益計算書の表示科目</li> <li>その取引によって利得が生じた理由の説明</li> </ul>
100%に満たない持分を取得する企業結合: 非支配持分の詳細(IFRS第3号B64項(o))	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得日に認識された非支配持分の金額及びその金額の測定基礎(すなわち、公正価値モデル又は比例持分モデル)</li> <li>公正価値で測定したそれぞれの非支配持分について、当該価値を算定する際に用いた評価技法及び主要なモデルのインプット</li> </ul>
段階的に達成された企業結合: 段階的に達成された企業結合の詳細(IFRS第3号B64項(p))	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得企業が取得日直前に保有していた被取得企業に対する資本持分の取得日公正価値</li> <li>そうした資本持分の公正価値への再測定に関連して認識された利得又は損失の金額、及びそれらの利得又は損失が認識されている包括利益計算書の表示科目</li> </ul>

## 4 開示例

本セクションでは、IFRS第3号によって要求されている開示例を示しています。あらゆる状況において必要とされるすべての開示を説明することを意図するものではありません。開示の形式及び内容は、それぞれの企業結合の詳細に左右されます。したがって、そうした特定の状況を反映するために、これらの開示例を修正、拡充又は省略する必要があります。

下記の開示例は、架空の企業であるABC企業グループ(当該グループ)の2011年12月31日の連結財務諸表から抜粋したものです。当該グループは、家庭用機器の製造業者かつ販売業者であり、2つの報告セグメント(小売及び卸売セグメント)を有しています。

### 4.1 重要な会計方針の開示 企業結合

当該グループは、企業結合の会計処理に対して取得法を適用しています。子会社に対する支配を獲得するにあたり当該グループが移転した対価は、譲渡した資産、発生した負債及び当該グループが発行した資本持分の取得日公正価値(条件付対価契約によって生じた資産又は負債の公正価値を含む)の合計額として算定されます。取得費用は、発生時に費用計上されます。

当該グループは、取得前に被取得企業が財務諸表に以前認識していたかどうかにかかわらず、企業結合で取得した識別可能な資産及び引き受けた負債を認識します。取得資産及び引受負債は一般的に、取得日公正価値で測定されます。

のれんは、識別可能な無形資産を個別に認識した後に記載します。のれんは、a) 移転された対価の公正価値、b) 被取得企業に対する非支配持分の認識額、及びc) 被取得企業に対する既存の資本持分の取得日公正価値を合計した金額が、識別可能な純資産の取得日における公正価値を超過した金額として算定されます。識別可能な純資産の公正価値が上記で算定された合計金額を超過する場合には、当該超過額(すなわち、割安購入による利得)は純損益に即時認識されます。

## 4.2 企業結合取引の開示

### XYZ株式会社の取得

IFRS第3号B64項 (a) – (d) 当グループは、ユーロ圏に拠点を置く家庭用機器の製造業者であるXYZに対する持分を10%保有していた。2011年3月31日、当該グループは、XYZの株式資本の70%を追加取得し、その結果、所有持分が80%に増加したことによって、XYZの過半数支配を獲得した。本取得により、当該グループはユーロ圏の卸売市場におけるマーケット・シェアを拡大する予定である。当該企業結合の詳細は、以下の通りである。

		CU '000
IFRS第3号B64項 (f) (i)	現金で決済された金額	9,500
IFRS第3号B64項 (f) (iv)	発行済み持分株式の公正価値	7,500
IFRS第3号B64項 (f) (iii)	条件付対価の公正価値	600
	合計	17,600
IFRS第3号B64項 (l) (iii)	以前からの関係の清算による影響	(1,000)
	移転された対価の公正価値	16,600
IFRS第3号B64項 (p) (i)	以前に保有していたXYZに対する投資の公正価値	2,000
IFRS第3号B64項 (o) (i)	XYZに対する非支配持分の公正価値	3,800
		<b>22,400</b>

IFRS第3号B64項 (i)	識別可能な純資産の認識額:	
	有形固定資産	7,800
	無形資産 (暫定的な金額)	3,500
	棚卸資産	9,500
	売掛金及びその他の債権	5,400
	現金及び現金同等物	300
	借入金	(2,500)
	繰延税金負債	(300)
	その他の負債	(2,600)
	買掛金及びその他の債務	(4,200)
	識別可能な資産及び負債の純額	<b>16,900</b>
	のれん	<b>5,500</b>

IFRS第3号B64項 (f) (i), (iv) **移転された対価**  
 当該取得は、CU950万の現金及びABC法人の株式50万株を発行することによって決済された。発行済み持分株式の公正価値は、取得日におけるABC法人の株式売買の市場価値に基づく。

IFRS第3号B64項 (g) (i-iii) 取得契約には、2011年と2012年におけるXYZの利益の平均が両当事者が合意した目標水準を上回る場合に限り支払われる、CU150万の追加的な対価が含まれていた。当該追加の対価は、2013年4月1日に支払われる。取得日に認識された条件付対価負債の公正価値CU60万<sup>11</sup>は、確率で加重されたキャッシュ・アウトフローについての当該グループの見積りの現在価値を表している。これは、目標が達成される確率は50%という経営者の見積り及び4.4%の割引率を反映している。2011年12月31日時点で、発生の可能性が高いキャッシュ・フローの見積りにおける変動は生じていないが、割引の割り戻しにより負債がCU62万に増加した。

11 条件付対価の取得日公正価値の決定においては、予想される偶発事象の結果を考慮しなければならない。本例では、条件付対価の公正価値を見積るにあたり1つの考えうるアプローチについて説明している。

IFRS第3号B64項 (l) (i-iv) 取得前、XYZはある特許権の侵害に関して当該グループに対する以前からの訴訟を有していた。当該グループはCU80万の関連する負債見積額を以前に計上していた。取得日において、予想される当該訴訟の清算金額の見積公正価値はCU100万である。企業結合によりこうした訴訟が実質的に清算される、したがって、当該グループはそうした清算に関してCU20万の追加的な損失を計上し、他の費用の一部として連結包括利益計算書に認識した。当該訴訟の清算は企業結合とは区別して会計処理されるため、清算金額の公正価値が移転された対価から控除される。

IFRS第3号B64項 (m) CU30万の取得関連費用は、他の費用の一部として連結包括利益計算書に費用計上されている。

#### 以前から保有する XYZ に対する投資

IFRS第3号B64項 (p) (i-ii) 取得日に、売却可能金融資産として従前に会計処理されていたXYZに対する当グループの10%の投資は、公正価値に再測定されている。同日、当該投資の公正価値の変動により生じ、その他の包括利益に認識されていたCU10万の利得の累計額は、純損益に振り替えられた。これは、個別の表示科目として連結包括利益計算書に表示する。以前に保有していた投資については、XYZの支配を獲得するにあたり当グループが譲渡したものの一部であると考えられる。したがって、当該投資の公正価値はのれんの算定に含める。

#### XYZ に対する非支配持分

IFRS第3号B64項 (o) (i-ii) XYZに対する非支配持分は、取得日に公正価値で測定される。当グループは、マーケット・アプローチとインカム・アプローチを組み合わせることで適用することによって、公正価値を算定した。主要な仮定として、15%から20%の割引率の幅、3倍から5倍のEBITDA倍率の幅に基づいて算定される永続価値、及びXYZに類似するとみなされる企業の財務上の倍率を用いる。

#### 識別可能な純資産

IFRS第3号B64項 (i) 2011年12月31日、CU150万とCU100万の取得した特許権及び商標の公正価値は、それぞれ最終評価が決定されるまでの暫定的な金額である。  
IFRS第3号B67項 (a) 企業結合の一部として取得した売掛金及びその他の債権の公正価値はCU540万であり、  
IFRS第3号B64項 (h) (i-iii) 契約金額の総額はCU577万であった。取得日において、回収が見込まれない契約上のキャッシュ・フローについての当該グループによる最善の見積りはCU37万であった。

#### のれん

IFRS第3号B64項 (e) 取得日に認識されたのれんは、期待成長率、費用面での相乗効果及びXYZの労働力の価値  
IFRS第3号B64項 (k) (無形資産として個別に認識することができない)と関連がある。こうしたのれんは、当該グループの卸売セグメントに配分されており、税務上損金算入できない。

#### のれんの変動

のれんの帳簿価額の調整表は以下の通りである。

	12月	
	2011	2010
	CU '000	CU '000
IFRS第3号B67項 (d)	<b>帳簿価額の総額</b>	
IFRS第3号B67項 (d) (i)	期首残高	6,405
IFRS第3号B67項 (d) (ii)	企業結合により取得した額	5,500
IFRS第3号B67項 (d) (vi)	正味の為替差額	(146)
IFRS第3号B67項 (d) (viii)	<b>期末残高</b>	<b>11,759</b>
	<b>減損累計額</b>	
IFRS第3号B67項 (d) (i)	期首残高	(955)
IFRS第3号B67項 (d) (vi)	正味の為替差額	25
IFRS第3号B67項 (d) (viii)	期末残高	(930)
	<b>期末帳簿価額</b>	<b>10,829</b>

#### XYZ による当グループの経営成績への貢献

IFRS第3号B64項 (q) (i-ii) XYZは、取得日から2011年12月31日までの間に、当グループの収益及び利益のそれぞれにCU1,223万2,000とCU195万4,000貢献した。取得が2011年1月1日に生じた場合には、2011年12月31日までの期間における当グループの収益はCU1億2,838万6,000であり、その期間における当グループの利益はCU1,575万5,000ということになる。これらの金額は、当グループの会計方針を適用し、追加的な減価償却費及び償却費を反映するようXYZの経営成績を修正することによって算定される。こうした追加的な減価償却費及び償却費は、有形固定資産及び無形資産に対する公正価値の修正が、それに伴う税効果とともに、2011年1月1日から適用されていたと想定した場合に費用計上されることとなる。



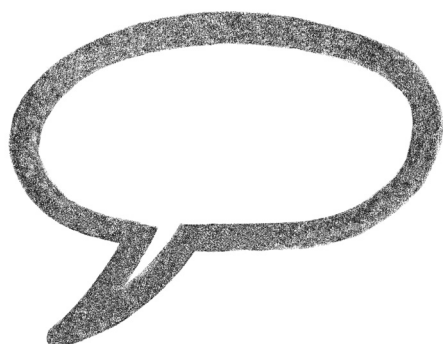
# 付録B－IFRS第3号と旧バージョンとの比較

本セクションでは、IFRS第3号の2008年版と旧バージョンとの主な相違点を簡単に総括しています。

IFRS第3号(2008年改訂)	従来の基準
<b>範囲</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2社以上の相互会社が関与する企業結合が含まれる。</li> <li>・契約のみによって報告企業を設立するために結合される事業（例えば、二重上場企業を設立することによって）が含まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2社以上の相互会社が関与する企業結合は除外される。</li> <li>・契約のみによって報告企業を設立するために結合される事業（例えば、二重上場企業を設立することによって）は除外される。</li> </ul>
<b>事業の定義</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配当、低コスト又はその他の経済的便益という形式で投資家又はその他の所有者、構成員、参加者に対して直接的にリターンを提供する目的で、実施及び管理することのできる活動や資産の統合された組み合わせである。</li> <li>・事業はアウトプットを生み出す能力を有するインプットと当該インプットに適用されるプロセスとで構成される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資家に対してリターン、又は保険契約者、参加者に対して直接的かつ比例的に低コスト又はその他の経済的便益を提供する目的で、実施及び管理する活動や資産の統合された組み合わせである。</li> <li>・事業は一般的に、インプット、当該インプットに適用されるプロセス及び収益を生み出すために現在用いているか、又は将来用いられると思われる、結果として生じるアウトプットとで構成されている。</li> </ul>
<b>取得費用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・即時費用として認識される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業結合の費用及びのれんの算定に含まれる。</li> </ul>
<b>条件付対価</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源の流出の可能性に関係なく、取得日に公正価値で認識及び測定される。</li> <li>・負債として分類された条件付対価の事後の変動は、結合後損益に影響を及ぼす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源の流出の可能性が高く、信頼性をもって測定できる取得日に認識される。</li> <li>・取得日後に認識要件が満たされる場合、条件付対価の認識はのれんの修正としてみなされる。</li> </ul>
<b>部分的な取得に関する非支配持分の測定</b> <p>取得企業は、現在の所有持分である非支配持分を公正価値又は認識された純資産に対する比例的持分のいずれかで測定するという選択肢を有している。その他の種類の非支配持分は、公正価値で測定される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる種類の非支配持分は、認識された純資産に対する比例的持分で測定される。</li> </ul>
<b>取得資産及び引受負債の認識・測定</b> 一般的な認識原則 認識に必要な条件： <ul style="list-style-type: none"> <li>・取得日に「財務報告に関する概念フレームワーク」における資産又は負債の定義を満たしていなければならない（具体的に、当該フレームワークへの参照がなされている）。</li> <li>・個別の取引ではなく、取得企業と被取得企業が企業結合で交換したものの一部でなければならない。</li> </ul>	認識に必要な条件： <ul style="list-style-type: none"> <li>・取得日に「財務報告に関する概念フレームワーク」における資産又は負債の定義を満たしていなければならない（具体的には、当該フレームワークへの参照がなされていないが、通常、同様に説明される）。</li> </ul>
一般的な測定原則 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の例外はあるものの、取得日における公正価値で測定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの項目の特定の規定によって改訂されているように、一般的に取得日における公正価値で測定される。</li> </ul>
<b>特定の項目に特有の認識及び測定規定（例外）</b> <b>認識に対する例外</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・偶発負債は、流出の可能性があるとみなされない場合でも、認識される。</li> <li>・補償資産及び再取得した権利の認識を明確に要求している。</li> </ul> <b>測定に対する例外</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再取得した権利の測定では、契約更新オプションを除外する。</li> <li>・株式報酬の置き換えは、IFRS第2号に基づいて測定される。</li> <li>・売却目的で保有する資産は、IFRS第5号に基づいて測定される。</li> </ul> <b>認識及び測定の双方に対する例外：</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IAS第12号は、法人所得税に対して適用される。</li> <li>・IAS第19号は、従業員給付に対して適用される。</li> <li>・補償資産は、関連する補償項目と同じ基準で認識及び測定される。</li> </ul>	以下の項目の測定に関する特定の規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・棚卸資産</li> <li>・有形固定資産</li> <li>・無形資産</li> <li>・金融商品</li> <li>・税金</li> <li>・従業員給付</li> <li>・不利な契約</li> <li>・偶発負債</li> </ul>



IFRS第3号(2008年改訂)	従来の基準
<p><b>移転された対価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被取得企業の旧所有者が受領したものを指す、つまり以下の項目の取得日における公正価値の合計である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>-取得企業が譲渡した資産</li> <li>-取得企業が発生した負債</li> <li>-取得企業が発行した資本持分</li> <li>-取得費用は除外する</li> <li>-条件付対価は含める</li> </ul> </li> <li>企業結合にとって重要であるが、IFRS第3号では企業結合の一部とならない取引は、個別の取引として会計処理する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「企業結合にかかる費用」という用語を用いる、すなわち以下の項目を合計したものである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>-譲渡した資産、発生したか、又は引き受けた負債及び発行した持分商品の公正価値</li> <li>-企業結合に直接起因する費用を含む</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>のれんの測定</b></p> <p>以下の項目の差額として測定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下を合計した金額 <ul style="list-style-type: none"> <li>-移転された対価の公正価値</li> <li>-非支配持分の認識額</li> </ul> </li> <li>-以前に保有していた資本持分の公正価値(下記参照)</li> <li>被取得企業の識別可能な純資産の認識額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の項目の差額として測定される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>-結合にかかる費用</li> <li>-被取得企業の識別可能な純資産の認識額に対する取得企業の持分</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>段階的に達成される企業結合におけるのれんの算定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>のれんは、取得企業が支配を獲得する日に算定される。</li> <li>以前に保有していた被取得企業に対する持分投資は取得日における公正価値で再測定し、のれんの算定に含める(上記参照)。再測定によって生じたすべての利得又は損失は、損益に認識される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>のれんは、それぞれの投資の取得原価及び各段階における被取得企業の純資産に基づく比例的な公正価値を用いて、結合の各段階において測定される。</li> </ul>



[www.gti.org](http://www.gti.org)

© 2013 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All right reserved.

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド(グラント・ソントン・インターナショナル)とメンバー・ファームは、世界的なパートナーシップ関係にはありません。各種サービスはメンバー・ファームが独自に提供しています。